



簡易裁判所と少額訴訟手続

鳩崎, 修

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2020-03-25

(Date of Publication)

2021-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7657号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007657>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 学 位 論 文

簡易裁判所と少額訴訟手続

神戸大学大学院法学研究科

専 攻 理論法学専攻

指導教授 青 木 哲

学籍番号 134J112J

氏 名 鳩 崎 修

提出年月日 令和2年1月10日

論文要旨

少額訴訟は、少額の金銭紛争を、当事者が訴額に見合う経済的負担で、迅速かつ効果的な解決を図ることを目的に、市民に利用しやすい裁判手続として創設された。裁判官は、当事者の理解に配慮した分かりやすい普段着の審理を心掛け、当事者に対し、本人で出来る裁判であることを実感させる審理が大切である。本論文は、過去の反省から、少額訴訟を市民に利用しやすい裁判手続とするためには、公平・中立に配慮した裁判所の積極的関与が大切であることから、後見的対応のあり方を中心とする研究を試みた。

第1では、過去の簡易裁判所がミニ地裁化した原因と、非ミニ地裁化に向けて市民型事件を簡易・迅速かつ効果的に処理するための取り組みが、平成10年施行の民事訴訟法に創設された少額訴訟へと繋がり、その創設過程で議論となった事項を確認した。

第2では、少額訴訟の法的性質について訴訟説を相当とする理由と、本人訴訟に対する対応を示した。少額訴訟は本人訴訟を想定した手続で、訴えの提起から事前準備、審理、判決そして判決後の強制執行に至る全ての段階で、裁判所の後見的対応を必要とする。当事者の理解や公平・中立に配慮した、裁判所の積極的対応につき考えた。

第3では、少額訴訟の審理を示した。一体型審理は、裁判官が主張と証拠を適宜峻別するため、弁論主義や公平・中立の観点から問題視されるが、本人訴訟を想定した少額訴訟では、当事者に理解の得やすい審理方法である。裁判官は、当事者の理解と透明性に配慮し、本人で可能な裁判であることを実感させる分かりやすい審理が必要となる。

第4では、訴訟説から支払猶予等の判決の正当化根拠を示した。実効性から勝訴判決を得ても、権利の実現に時間と費用がかかれば、当事者の支持が得られない。原告は、法定の範囲内で支払猶予等の判決もあり得るとの事前教示をうけ、これを了解し少額訴訟を選択したこと（黙示的同意説）を根拠とする説明が可能で、これが相当である。

第5では、異議審の審理は通常の手続となるが、少額訴訟創設の趣旨を尊重した迅速な審理の必要性を示した。また、異議審を少額訴訟と異なる裁判官が担当した場合、訴訟記録ではない証人の陳述を記録した録音テープ等の扱いの問題点等を考えた。

第6では、少額訴訟を担当する裁判官育成の必要性を示した。裁判官は、公平・中立に配慮した積極的な審理関与をとおして、少額訴訟は、当事者本人で出来る利用しやすく、分かりやすい裁判であることを、実感させることが必要である。それには、当事者の理解と透明性に配慮した積極的審理関与や、柔軟な普段着の訴訟運営を共有する裁判官の持続的育成と、そのサポート体制を整備することが重要となる。

第7では結語として、少額訴訟の成否が、民事訴訟法改正の評価にも大きな影響を与えることから、簡易裁判所における取り組みの重要性を指摘した。

簡易裁判所と少額訴訟手続

目 次

はじめに	5
第1 簡易裁判所の歩み	
1 簡易裁判所の創設	6
2 ミニ地裁化	7
3 非ミニ地裁化を求めて	8
4 現行民事訴訟法の成立	10
5 少額裁判手続についての研究	15
6 まとめ	19
第2 少額訴訟	
1 少額訴訟の必要性	22
2 少額訴訟の現状	23
3 少額訴訟の法的性質	25
4 少額訴訟の概要	31
(1) 訴訟の要件	31
(2) 被告の通常移行申述	32
(3) 裁判所の通常手続移行決定	33
(4) 少額訴訟審理の原則	34
① 一期日審理の原則	34
② 証拠調べの即時性	35
(5) 証人尋問における宣誓の省略	36
(6) 反訴の禁止	37
5 事前準備	38
(1) 受付相談	38
(2) 期日前の手続教示及び事前準備	39
(3) 事前準備段階の情報の開示	41
(4) 期日における手続教示	41
6 少額訴訟の特色(本人訴訟)	42
(1) 本人訴訟の割合	42
(2) 本人訴訟の特色	43
(3) 本人訴訟と訴訟手続	44

7	まとめ	4 8
第3	少額訴訟の審理	
1	弁論主義の内容	5 4
2	弁論主義の機能	5 6
3	釈明権	5 7
4	一体型審理	5 9
5	分かりやすい審理	6 2
6	司法委員の活用	6 5
7	まとめ	6 6
第4	判決	
1	判決の言渡し	6 9
2	支払猶予等の判決	7 1
(1)	意義と創設の経緯	7 1
(2)	支払猶予等の判決の正当化根拠	7 3
(3)	支払猶予等の判決の要件	7 7
(4)	支払猶予等の判決の態様	7 7
3	少額訴訟判決と証明度	7 8
4	和解の活用	8 0
5	少額訴訟判決に対する不服申立て	8 2
6	まとめ	8 3
第5	異議審の審理	
1	異議審における審判の対象	8 7
2	異議審の裁判官	8 8
3	審理	9 0
4	異議審の判決と不利益変更禁止の原則	9 4
5	異議審の判決	9 5
6	まとめ	9 8
第6	裁判官育成の必要性	1 0 2
第7	結語	1 0 5

簡易裁判所と少額訴訟手続

はじめに

戦後の司法制度改革に伴い、昭和22年に創設された簡易裁判所は、少額軽微な事件を、簡易な手続で迅速に処理する裁判所との構想のもとスタートした。その後の歩みは、地方裁判所の民事訴訟の審理・判断の方式をモデルとしたため、地方裁判所と同質の第一審裁判所としての面を強く持つ裁判所となり、創設趣旨であった市民間の少額紛争を解決するための裁判所としての役割を、十分に果たすことができなかった。こうした反省から平成10年施行の民事訴訟法（平成8年法律第109号）に創設された少額訴訟手続を、少額の金銭支払請求を目的とする訴えを簡易・迅速かつ効果的に解決するための裁判手続として定着させることが必要で、それに向けた裁判所の対応が問われている。

少額訴訟手続は、本人訴訟を想定し、一期日審理を原則に即日判決の言渡しまでを終えるとする略式の手続として、簡易裁判所実務では、迅速性、利用しやすさといった面からの議論、研究が中心となり、少額訴訟手続の法的性質論についての議論や研究は、あまりおこなわれてこなかったが、この性質論に対する理解も重要と考える。少額訴訟手続の法的性質として訴訟説と仲裁説の対立があるなかで、本論文では訴訟説との立場から少額訴訟手続の説明を試みた。特に一体型審理の相当性、更に、仲裁説から批判のある支払猶予等の判決や一審（簡易裁判所）限りの裁判等につき、その正当化根拠や相当性につき説明が求められることになる。

少額訴訟手続は、市民の日常生活で発生する少額の金銭（60万円以下）の支払請求を目的とする訴えを、一期日審理で判決言渡しまでを終えることを原則とする、本人訴訟を想定した略式の手続である。そのため、訴訟経験や法的知識の少ない普通の一般市民に理解可能で、利用しやすく、分かりやすい裁判手続であることが求められる。それには、受付相談、訴えの提起、事前準備、審理、判決、判決後の強制執行手続に至る全ての段階で、当事者の理解等に配慮したきめ細かい裁判所の積極的対応を必要とする。

特に裁判官は、当事者との間で気軽に対話できる普段着の雰囲気による柔軟な訴訟運営を心掛け、当事者の党派的弁論をかみ合ったものにするため、公平・中立に配慮しながら、弁論誘導をするなどの積極的関与が必要である。そして、主張を法的観点から整理しその結果は、当事者と共有するなど透明性に配慮した審理をとおして、当事者に対し少額訴訟手続は、本人で出来る裁判手続であることを実感させることが重要で、裁判官はこうした審理を実践することができるかに、少額訴訟手続の成否がかかっている。したがって裁判所は、こうした審理対応を自然体として共有する裁判官の、持続的育成に向けた取り組みが必要となる。

第1 簡易裁判所の歩み

1 簡易裁判所の創設

戦後の司法制度の改革に伴い、昭和22年5月3日日本国憲法と同時に施行された裁判所法（昭和22年法律第59号）に基づいて、新しい裁判制度が発足した。簡易裁判所は、これに伴い最下級の裁判所として第一審の裁判権を地方裁判所と分担して行使する単独制の裁判所として、少額の民事訴訟事件および比較的軽微な犯罪に関する刑事訴訟事件につき、第一審の裁判権を有する裁判所として創設された。簡易裁判所は、新憲法制定時の司法の民主化、裁判所の民衆化との目的のもと、民事訴訟ではアメリカの少額裁判所とイギリスの治安判事を参考に、少額軽微な事件を簡易な手続で紛争の実情に即し迅速に処理する、親しみやすい裁判所として構想された（第92帝国議会の衆議院本会議における裁判所法案提出理由および衆議院特別委員会における裁判所法案説明書、内藤頼博「終戦後の司法制度改革の経過」司法研究報告8輯10号50頁）。

簡易裁判所は、従前の区裁判所と最下級審裁判所であるという点では同じであるが、軽微な事件を簡易な手続で迅速に処理する裁判所として、区裁判所とは性格の異なる裁判所であることから、名称も「簡易裁判所」として新設された。訴訟手続では、従来の民事訴訟法352条を改正（昭和23年法律第149号）し、「簡易裁判所ニ於テハ簡易ナル手続に依リ迅速ニ紛議ヲ解決スルモノトス」との審理の基本精神を明らかにし、一般の民事訴訟手続（地方裁判所以上の通常の手続）の簡易化・迅速化を図るための特則規定を、明治24年4月1日施行の民事訴訟法（明治23年法律第29号、その後、数次の改正を経て戦後の新憲法下の昭和23年に改正された。以下「旧民事訴訟法」という。）第二編第四章に「簡易裁判所の訴訟手続に関する特則」（以下「簡裁特則」という。）として設けられた。しかし、この簡裁特則の具体的内容は、区裁判所時代の特則のほか、従前の地方裁判所の通常の手続を、若干緩和する特則規定が加わった程度のものであった。簡易裁判所になり新たに加わった特則規定（以下条文の表記は現民事訴訟法を「法」、民事訴訟規則を「規則」、旧民事訴訟法を「旧法」とする。）は、①欠席者の陳述擬制の拡張（法277条、旧法358条）、②調書の簡略化（規則170条、旧法358条の2）、③証人尋問に代わる書面の提出（法278条、旧法358条の3）、④司法委員の参与（法279条、旧法358条の4）位で、これ以外の規定⑤口頭による訴えの提起（法271条、旧法353条）、⑥任意の出頭による訴えの提起（法273条、旧法354条）、⑦反訴提起に基づく移送（法274条、旧法355条）、⑧訴え提起前の和解（法275条、旧法356条）、⑨準備書面の省略等（法276条、旧法357条）、⑩判決の記載事項の簡略化（法280条、旧法359条）はいずれも区

裁判所当時から存在した特則手続である。

従前の区裁判所との対比で見ると、簡易裁判所になって特徴的なことの第1は、国民に親しみやすい裁判所として、区裁判所（283庁）に対し数において約2倍（557庁）が置かれたこと、第2は、簡易裁判所の裁判官につき、任用資格の特例が認められたことである。簡易裁判所の裁判官は簡易裁判所判事で、各簡易裁判所に相応な員数が置かれることになり（裁判所法32条）、その資格を法定せずに特別の選考によって任命される者も認められている（裁判所法45条）。従来の区裁判所裁判官の任命資格は、当時の高等文官試験であった司法科試験に合格した者からのみであったのが、簡易裁判所判事は、判事や判事補、検事、弁護士など、新制度の司法試験の合格者である有資格者以外にも、「多年司法行政事務に携わり、必要な学識経験のある者」を選考によって任命することができるとされた。現実には大多数の簡易裁判所判事は、この選考により任命された裁判官となっている。第3は、司法委員制度（旧法358条の4）が導入された（昭和23年法律149号）ことである。これは国民の中から選ばれた司法委員が簡易裁判所の民事訴訟手続に関与することによって、審理に国民の健全な常識と感覚そして社会良識を反映させることで、国民により身近な裁判所とすることを目的とした制度であった。1)

こうして、簡易裁判所は少額軽微な事件を簡易・迅速に処理する国民・市民に親しみやすく利用しやすい少額裁判所との構想のもとスタートした。

2 ミニ地方裁判所化（以下「ミニ地裁化」という。）

簡易裁判所創設後の歩みは、国民に身近な裁判所として、当初、目標とした少額裁判所には育たなかった。戦後間もないころのスタートで、発足当時の事物管轄の上限は5000円であったものが、数次の改定を経て、昭和57年には90万円、そして、平成16年4月1日からは140万円にまで引き上げられた。これは、経済の発展に伴う調整という面もあるが、むしろ最高裁判所の負担軽減のため、増加する上告事件のうち簡易裁判所事件を各高等裁判所止まりの審理事件とし、簡易裁判所で審理できる民事事件の枠を拡げる必要から、事物管轄の上限を引き上げることで対処した結果である2)。こうして簡易裁判所を、地方裁判所と等質の第一審裁判所とすることで両裁判所の負担を調整し、高等裁判所で処理できる上告事件を増やし、最高裁判所の負担を軽減し調整することをしてきた。その結果、地方裁判所と簡易裁判所の取り扱う民事訴訟事件の間には質的な差がなくなるとともに、両裁判所の間で異なる審理方法をとる必要性もなくなり、簡易裁判所においては、その特色である簡裁特則を活用した審理をすることもなく、

次第に地方裁判所と同一の審理をする裁判所として「ミニ地裁化」していった。このように、簡易裁判所は、創設当初の基本精神である「軽微な少額紛争を簡易な手続きで迅速処理する裁判所」としての「少額裁判所的性格」と、地方裁判所と同質の「小型地方裁判所」の二面性をもつ裁判所となり、その実態は上記のとおり小型地方裁判所化し、少額裁判所としての国民の期待やニーズに十分応えてこなかった。こうして簡易裁判所は、少額裁判所として成長することなく、地方裁判所と同質の第一審裁判所としての面を強くもつ裁判所となり、その結果、国民の中から選ばれた司法委員が簡易裁判所の民事訴訟手続きに関与する、国民の司法参加の一形態であった司法委員制度も全く活用されることなく「ミニ地裁」としての歩みをますます強くしていった。3)

他方、三ヶ月章教授は、こうした簡易裁判所の歩み、つまり親しみやすい少額裁判所に育つことなく低迷した原因につき、第1は、「伝統の空白と構想力の不足」、第2は、「主体面での配慮不足」、そして第3として、「手続面での配慮不足」の3点を挙げ、「新しい少額裁判所の構想を打ち出す以上、従来の訴訟運営の型を大胆に破る新しい発想が強く必要とされ、思い切って迅速・低廉・弾力的な裁判手続を構想することこそが、新生簡易裁判所の理念を生かすためには不可欠であった筈である。しかし、残念なことに既成法律家の固定概念の方がはるかに強かったことから、結局新しい簡易裁判所は、その手続面に関しては、従来の区裁判所での手続きに僅かの変更（具体的内容は上記1記載のとおり）を加えただけで、何の改善も試みられなかった。せっかく新型の裁判所と裁判官を用意しながら、それに応じた新型の手続を構想することなく動き出してしまったところに、簡易裁判所制度の最大の問題が潜んでいた」と指摘する（三ヶ月章『民事訴訟法研究第8巻』前掲注(2)262頁。

三ヶ月教授の上記指摘は、全くそのとおりで、簡易裁判所が市民生活で発生する少額紛争を、その特色である簡裁特則を活用した簡易・迅速な審理により解決する裁判所として、市民生活の中でその存在感を示すことができるか否かは、今後、指摘された3点をどのように解決し、対応していくかが問われることになる。

3 非ミニ地裁化を求めて

これまでの旧民事訴訟法は、明治23年に制定されたものであり、このうち、民事訴訟手続に関する規定は、大正15年に全面改正されたが、その後は、部分的な改正があったものの、基本的には大正15年改正当時の手続構造が維持されてきた。しかし、その後今日に至るまでの間に社会の変化・経済の飛躍的發展等は著しいものがあり、これに伴い、都市化、核家族化、価値観の多様化、権利意識の高揚、個人主義の蔓延、地域

社会における人間関係の希薄化から、かつて、地域、職域、親族集団が持っていた域内に対する紛争処理能力は、急速に減退した。さらに、21世紀に入り、社会、経済などあらゆる面においてグローバル化の時代を迎え、価値観も一層多様化し国際化していった。また、行政面では、急速な規制緩和が進められ、自己責任の時代が到来した結果、民事紛争が複雑・多様化し、民事訴訟手続に関する旧民事訴訟法の規律が現在の社会の状況に適合していないという、疑問が提示されてきた。更に、関連して、わが国の民事裁判は、一般に時間と費用がかかるうえに手続も複雑なため、当事者からは、利用しにくいと敬遠され「二割司法」と言われるほどであった。特に、簡易裁判所が扱う市民間の少額紛争は、地方裁判所事件以上に潜在化しやすく、法による解決の諦めや、法以前の横道への迷い込みを招来しているとの指摘がされてきた。そうした中であって、民事訴訟手続に関する規定の全面的な改正を求める声が強くなっていった 4)。

こうした中、社会事情の著しい変動、特に人口の移動、都市における消費経済の発展は、都市部の簡易裁判所と小規模な独立簡易裁判所とで係属事件数において大きな差が生じ、その結果、簡易裁判所の配置が、司法サービスを広く国民に公平に提供するに適さなくなってきた。そこで、昭和63年になって、簡易裁判所の適正配置（昭和62年法律第90号）との観点から昭和22年の設置以来、初めて配置の抜本的見直しが行われ、東京、大阪などの大都市内の独立簡易裁判所は、本庁所在地の簡易裁判所に統合されることとなり、平成6年頃にはこれら統配合が完了した。こうして統廃合を終えた東京、大阪の大規模庁簡易裁判所を中心に、簡易裁判所創設当時の理念である少額裁判所として「国民に開かれた、身近で、親しみやすく、利用しやすい裁判所」の必要性を再確認し、現行法の下での少額裁判所としての審理、特に「簡裁特則」を活用した簡易な手続による迅速な審理、司法委員の活用につき、積極的な議論や実験がされるようになった（岡久幸治『新・裁判実務大系26・簡易裁判所民事手続』前掲注(1)5頁）。

簡易裁判所の重要な役割は、一般市民の日常生活で発生する少額軽微な金銭に関する紛争（以下「市民型事件」という。）を、訴額に見合う経済的負担で簡易・迅速に処理することである。そのためには、裁判所は受付相談センターに相当数の裁判所書記官を配置するなどして受付相談を充実させ、訴訟経験や法的知識が十分でない一般市民が簡易裁判所を訪れても、丁寧な応接を心掛け容易に裁判手続を選択できるように、簡易に作成できる定型訴状（貸金、売買代金、賃料、賃金、交通事故による損害賠償等）を備え置くなどの準備した対応をすることが必要である。他方で、提起される訴訟事件の相手方である被告も、訴訟経験や法的知識が十分でない一般市民で、弁護士に依頼することが必ずしも多くないことから、訴状を送達する際には、期日呼出状、答弁書催告状、

注意書，これらと一体となった定型答弁書を同封するなど応訴に配慮した対応をする必要がある。審理においても，市民型事件を「簡裁特則」を適用し，簡易な手続により迅速に紛争の解決を図り（法270条），更に，司法委員（法279条）を活用するなど市民感覚にも配慮し，できる限り少ない回数（2ないし3回位）での紛争解決を目指す，市民にとり利用しやすい少額裁判所としてのさまざまな取り組みや研究が東京簡易裁判所等で始まった 5）。

三ヶ月教授が指摘した，少額裁判所として育たなかった原因の第2「主体面での配慮不足」に関しても，新任簡易裁判所判事の任官研鑽は，同教授が指摘するとおり先輩格である有資格の地方裁判所判事や司法研修所教官に任せたことで，その内容は地方裁判所における通常の手続による審理をベースとするカリキュラムとなっていることは確かである。しかし，東京簡易裁判所等で上記取り組みが始まった頃からは，簡易裁判所で現実に実務を担当する裁判官による実践例等の講義，法廷見学，座談会等がカリキュラムに多く取り入れられている。しかし，簡易・迅速な審理といってもラフ・ジャスティスになっては，かえって市民の簡易裁判所に対する信頼を失うことになるので，基本となる通常の手続による審理を理解することに重点を置いた内容であることには大きな変化はない。簡易裁判所の審理において重要なことは，あくまでも通常の手続を基盤としたうえでの簡裁特則であり，こうした理解のもと簡易な手続で迅速に結論を出すとする審理を実践できる裁判官を育成していくことに重点が置かれている。

4 現行民事訴訟法の成立

我が国のこれまでの民事訴訟法は，明治23年に制定されたものであり，大正15年に全面的に改正されたが，その後は，部分的な改正が若干行われたにとどまり，基本的には大正15年改正当時の民事訴訟手続の構造が維持されてきた。

しかし，今日に至るまでの間の社会・経済の変化・発展等は著しいものがあり，これに伴って民事紛争が複雑・多様化していることから，旧民事訴訟法の規律が現在の社会状況に適合するかにつき疑問が提示されるなど，民事訴訟手続に関する規定の全面改正を求める声が上がっていた。

こうした状況を背景に法務大臣の諮問機関である法制審議会の民事訴訟法部会は，平成2年7月民事訴訟を国民に利用しやすく分かりやすいものにすることを目標として，民事訴訟手続に関する規定の全面的な見直しのための調査・審議を開始した。同部会では，まず，現行の民事訴訟手続の問題点の洗出しのための調査審議を行い，その結果を「民事訴訟手続に関する検討事項」として取りまとめ，平成3年12月に，法務省民事

局参事官室名で、公表するとともに、法曹界、経済団体、労働団体等関係各界に広く意見照会を行った。その結果、簡易裁判所における少額訴訟関係で、特に意見対立があったのは通常の手続との手続選択の関係と、被告に対しても通常移行申述権を認めるか否かと、不服申立て方法であった。

その後、同部会は、関係各界から寄せられた意見をも踏まえ、民事訴訟手続に関する改正の方向と内容についての審議を行い、平成5年12月には、審議の中間結果を「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」（以下「要綱試案」という。）として公表し、広く意見照会を行った。6)

(1) 要綱試案で意見の対立した事項についての検討(少額訴訟関係)

① 手続選択と移行権

少額訴訟手続と通常の手続との関係を、両者を排他的関係、つまり少額事件はもっぱら少額訴訟手続が適用され、通常の手続の適用はないとするか、両者を併存（競合的）関係、つまり少額事件に関しては少額訴訟手続と通常の手続とが共に適用になり、いずれによるかは主として当事者の選択によるとする、二つの考え方がある。

要綱試案は、両手続を併存（競合的）関係としてとらえ、そのうえで、当事者に少額訴訟手続の選択権ないし通常手続移行権を認めている。甲案は、原告に暫定的選択権を与え、被告にも事前の通常手続移行権を与えるもので、これに対し、乙案は、原告に最終的選択権を与え、被告には手続移行権を与えないものとしている。なお、裁判所は、「少額訴訟手続によって審理するのを相当でないと認めるとき」、通常の手続で審理する旨の決定をすることができる点はいずれの案も共通である。

実務家の中では甲案の支持者が多く、その理由として、㉞少額訴訟手続が一般の手続と異なった制約を伴うものである以上、当事者双方に選択権ないし手続移行権を与える必要があること、㉟少額事件であっても、少額訴訟手続が必ずしも適合的であるとは限らないので、原告には選択権を与えるべきであり、その場合は権衡上被告にも手続移行権を与えるべきであること、㊱被告に対しても移行権を与えないと、被告の協力が得られず、手続の円滑な進行が妨げられるおそれがあること等を指摘する。

これに対し、日弁連や学会では、乙案支持者が多いといわれている。その理由として、㊲小規模でかつ複雑困難でない金銭支払請求は、被告の意思に関係なく少額訴訟手続により得るものとすべきであること、㊳小規模であるが、複雑困難な請求は、裁判所の移行決定により被告の意見等をも考慮して処理すれば足りること、㊴被告に移行申述を認めると、その濫用により少額訴訟手続が機能しなくなるおそれがあること等を指摘する(小

島武司「少額訴訟手続の創設(上)」NBL573号29頁)。

これについては改正要綱では、最終的に甲案で決着し、少額訴訟創設後の実務においても、被告からの濫用的移行はなく(後記本論文33頁)適切な選択、判断であった。

② 不服申立て

不服申立てにつき、要綱試案の甲案は、少額訴訟手続の判決に対しては、憲法違反を理由とする最高裁判所への不服申立て以外はできないとされ、実質上一審制の構造となっている。しかしこれでは、被告の手続移行権が濫用的に行使されれば、少額訴訟手続の範囲は限定的なものとなること、再度の審理の機会がほとんど閉ざされてしまうことから、裁判所、当事者が共に過度に慎重になり、その審理実態が通常の手続によることになりかねない。

乙案は、手続移行権を被告には与えず、原告・被告双方に再審理の機会を与え、事後救済をすることにし、いかなる形の不服申立てにするかでAB両案に分かれる。

A案は、少額訴訟手続の判決に対し、控訴は認めるが、控訴審判決に対しては、憲法違反を理由とする最高裁判所への不服申立て以外は認めないものとする。

B案は、異議申立ては認めるが、異議審の判決に対しては、憲法違反を理由とする最高裁判所への不服申立て以外は認めないとする。

つまり、AB両案とも双方に再審理の機会を保障するという基本的立場に立ちながらも、事後的救済方法は、A案は地方裁判所への控訴であるのに対し、B案は同一簡易裁判所への異議申立てである。B案は当事者としては別の裁判所に赴く必要がなく、手続追行の負担が軽いこと、裁判所に対しても、控訴審である地方裁判所を意識した通常訴訟審理に近い訴訟運営を行うことを防止できること、また、同一裁判所での再審理であっても、手続に異質性をもたせれば、再審理の効用は十分に発揮できること等から少額訴訟の理想に即した審理といえる。

また、要綱試案は、異議審に少額訴訟手続の審理手続の特則を準用するとして、どの範囲で準用するかにつき、なお検討するとするが、これには慎重な対応が必要である。異議という不服申立て方法は、同一裁判所内における再審理の途を保障するものであり、前後両手続の異質性、すなわち、略式の手続による審理の結論を通常の手続による審理において再吟味することに、再審理の実効性をもたせるとする制度的基盤がある。

したがって、異議審の審理手続は、一期日審理の原則は適用されず、即時に取り調べることのできる証拠に限ることなく、必要に応じ、呼出し証人の取調べ、鑑定、検証を行い、宣誓も行うことになり、交互尋問制も可能な限り実践するとする通常の手続による審理となる。そうした審理の過程で、少額訴訟手続創設の趣旨に配慮した審理の実現

に向け、特則（反訴禁止、尋問調書省略、分割払等の判決等）をどの範囲で準用するかを検討すべきである。

一方で、不服申立て方法を地方裁判所への控訴とすることは、それだけでも訴訟追行の負担が増し、迅速・廉価な解決という目標に背反するおそれがある。そこでA案は、控訴審は、単独体で審理及び判決をすることができること、控訴手続に少額訴訟手続の審理の特則を準用することで、これに対処しようとしている。確かに、控訴は上級裁判所における別個の裁判官による再吟味の機会を保障するもので、不服申立て方法としてはより周到なものである。しかし、少額訴訟手続創設の趣旨等からすると、控訴までの時間と費用をかけた手続が必要であるかを考える必要がある。少額事件の大半は少額訴訟手続の段階で決着をみる事件が大半であるとも視野に入れた判断が必要である（小島武司「少額訴訟手続の創設(下)」NBL574号52頁）。

改正要綱での不服申立て方法は、B案の異議申立てで、異議審は通常の手続での審理及び裁判となり、特則では、反訴の禁止、尋問順序、支払猶予等の判決が準用された。

(2) 民事訴訟法の成立

その後、同部会は、要綱試案に対する上記の関係各界からの意見をも踏まえ、民事訴訟手続に関する改正の方向と内容を確定するための審議を鋭意重ねた結果、平成8年2月2日、「民事訴訟手続に関する改正要綱案」を取りまとめ、同月26日、法制審議会の総会の決定により「民事訴訟手続に関する改正要綱」が法務大臣に答申された。この答申に基づいて、同8年3月12日に「民事訴訟法案」が、同月29日に「民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が第136回通常国会に提出され、同年6月11日に衆議院で可決され、同月18日参議院でも可決し成立した。そして、同月26日、「民事訴訟法」は平成8年法律109号として、「民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」は同年法律第110号として公布され、平成10年1月1日施行された（『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4)4頁）。

(3) 少額訴訟手続の創設

簡易裁判所は、三審制の下で、地方裁判所とともに第一審裁判所として位置づけられており、基本的には地方裁判所以上の裁判所と同一の訴訟手続が適用されることになる。こうしたことから、一般市民の身近な少額紛争を解決する手段としては、費用や時間、利用しやすさという点では十分なものとはいえない。

そこで、市民が小規模な市民間紛争について、訴額に見合った負担で、迅速かつ効果

的な解決を裁判所に求めることを目的とし、平成10年1月1日施行の改正民事訴訟法（平成8年法律第109号、以下「民事訴訟法」という。）第二編、第七章「簡裁特則」の更なる特則として第6編に「少額訴訟に関する特則」が規定され、簡易裁判所が扱う訴訟事件の中で、訴額が30万円以下の金銭の支払請求事件について、特別の審理手続として少額訴訟手続（法368条ないし法381条、以下「少額訴訟」という。）が創設された。こうして、市民間に日常発生する少額の金銭紛争解決のための、実効的な権利救済手段が整備されたことにより、簡易裁判所は当初に目指した「少額裁判所」としての性格と、制限的管轄権を有する地方裁判所と同質の第一審裁判所としての性格の、二面性を兼ね備える裁判所であることが明確になった。これにより、三ヶ月教授が指摘する第3の「手続き面での配慮不足」の点については、少額訴訟が法定されたことで簡易裁判所の独自性と特色を生かした略式の手続としての審理手続が整備された。

今後は、三ヶ月教授が指摘する第1の「伝統の空白と構想力の不足」に対しどう向き合い対応していくかである。まずは、少額訴訟を使いやすい市民型事件の解決手段として市民生活に定着させることが必要である。それには裁判所の強い意志と取り組みの必要なことは当然であるが、加えて弁護士や司法書士の協力と理解を得ていくことも重要である。そして、分かりやすい簡易な手続で迅速な紛争解決に取り組み、これを実現することで市民に改めて簡易裁判所を身近な裁判所であることを体感させ、少額訴訟を市民型事件解決のための利用しやすい司法インフラとして認識させていくことが大切である。その結果として、利用しやすい親しみやすい紛争解決機関としての簡易裁判所に対する潜在的な要請が生まれてくることになり、そのための具体的対応を継続するための制度を確立していくことが必要で、そのことが三ヶ月教授の指摘に応えることになる。

また、簡易裁判所の適正配置についても初めて抜本の見直しがされ、当初は557庁であったものが昭和62年の改革（昭和62年法律第90号）によって、昭和63年5月1日以降は452庁となり、その後、この時の改革のうち残された部分が実施された結果、平成11年1月1日に438庁となり、現在（平成31年4月）に至っている。

旧民事訴訟法では、簡易裁判所について司法を一般市民に利用しやすいものとするとの理念に基づき、簡裁特則（旧法第二編、第四章）が設けられていた。しかし、この簡裁特則は、基本的に地方裁判所における通常の手続による審理を前提とするもので、簡易裁判所が管轄する訴訟事件の中でも、特に少額で複雑困難でない事件については、訴訟手続として重厚過ぎるものであったことは否定できなかった。

そこで、民事訴訟法は、「簡裁特則」（第二編、第八章）の更に特則として第六編において、新たな訴訟手続として「少額訴訟に関する特則」を規定し、簡易裁判所が管轄

する訴訟事件のうち、訴訟の目的の価額（訴額）が30万円以下（その後平成16年4月1日から60万円以下に改定された。平成15年法律第108号）で、複雑困難でない金銭の支払請求を目的とする訴えについて、一般市民が訴額に見合った経済的負担と時間、労力で、効果的な解決を図ることができるように、手続をできる限り簡易かつ迅速化した少額訴訟が設けられた（『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4)386頁）。

5 少額裁判手続についての研究

(1) 従前の研究

簡易裁判所は、少額紛争を簡易・迅速に処理する市民に親しみやすい裁判所との構想のもと設置され、その創設理念を生かすには、迅速・低廉・弾力的な裁判手続を構想することが不可欠であった。しかし、実際には訴訟手続として簡裁特則（旧民事訴訟法第二編第四章）を制定したものの、その内容は単に戦前の区裁判所の特則をほとんどそのまま受け継ぎ、若干の条文を付加したに過ぎない、あくまでも地方裁判所以上の裁判所と同じ、通常の手続が基本的には適用されることを前提とするもので、少額紛争を簡易・迅速に解決するための訴訟手続としては重厚すぎ、その役割を果たすことができなかったことは前記2以下で検討したとおりである。

簡易裁判所の実務は、少額紛争を簡易・迅速に処理する市民に親しみやすい裁判所との理想と、それに比べ不十分な立法手当ての中であって、少額紛争の解決に向けた努力してきた。その際に審理のモデルとしたのは、身近にある地方裁判所の審理・判断の方式であったうえに、簡易裁判所は少額紛争だけの裁判所ではなく、複雑困難な不動産訴訟も取り扱い、その限りでは地方裁判所と横並びに第一審裁判所であるという面もあった。このように地方裁判所型の訴訟運営に倣いつつ、その中で可能な限り簡裁特則を活用した審理に向けた努力をしてきたのが簡易裁判所の実務である。

しかし、簡易裁判所は、通常の手続による審理を原則とすることから、本人訴訟が常態となる少額紛争を裁判による解決となると、重厚手続からその選択には限界があり潜在化する傾向から、少額事件の顕在化と法の支配による解決の必要性が指摘され、それに向けた本人訴訟での裁判所の対応のあり方についての研究、また、立法として通常の手続とは異なる、市民（本人）にとり利用しやすい簡略化した手続で、しかも簡易・迅速に処理する略式の手続の創設が必要であるとして、その裁判制度の例としてアメリカの少額訴訟制度等が紹介され、略式の手続の創設の必要性についての議論がされた⁶⁾。

更に、民事訴訟の運営改善、制度改革の議論が活発になり、簡易裁判所がモデルとしてきた地方裁判所の審理・判断の伝統的方式自体の見直しの議論から、遂に民事訴訟法

の改正への議論がされ、こうした背景や略式の手続として少額訴訟の必要性を訴える意見等をうけ、法務大臣の諮問機関である法制審議会の民事訴訟法部会は、平成2年7月民事訴訟を国民に利用しやすく分かりやすいものにすることを目標に、民事訴訟手続に関する規定の全面的な見直したための調査審議を開始した。そして平成10年には民事訴訟法（平成8年法律第109号）が施行され、簡易裁判所に略式の手続として法的手当てした少額訴訟が創設されたことは前記4で検討したとおりである。

(2) 少額訴訟での問題点

少額訴訟手続については、簡易裁判所手続の改革という制度論と関連しながら研究がされてきた。今回の少額訴訟創設においても、過去の簡易裁判所制度の導入にあたって参考とされたのがアメリカの少額裁判所で、これは世界各国の中でも最も革新的なものとみられていることに加え次の理由からである。第1は、本人訴訟が常態である少額訴訟手続における審理構造の特徴について、積極的な解明の努力がなされはじめたこと、第2は、裁判の実効性への関心で、勝訴原告の権利が実現されるという、裁判の実効性を新たな目標とする変化が生じていることが挙げられる。今回の実態調査等でもアメリカの少額裁判所が参考とされている。7)

① 原告適格

少額訴訟では当事者(原告)の制限をどうするかの問題がある。モデルとしたアメリカの少額裁判所において1960年代から70年代に入ると債権取立業者などが原告の大半を占め、少額裁判所は公営の取立業者に墮しているとの批判が強まるに至った。アメリカはこうした批判に対応し、平均的市民の利用度を高めるため、少額裁判所について次のような工夫をすることになった。第1は、特定の原告が一定の期間に請求できる債権数を制限することで、債権取立業者などが法廷を占拠することを事実上防止しようというのである。第2は、債権の性質を制限しようとするもので、たとえば、譲受債権に基づく訴えは提起できないとする。第3は、原告適格そのものに制限を加え、会社は原告適格をもたないとするなどである。8)

日本の簡易裁判所においても、通常の手続では同一の者（貸金業者等）が、大量の事件を持ち込んでいる状況がある。今回創設された少額訴訟は、簡易裁判所における通常の手続とは別に、これと併存する手続として、広く一般市民に対し、少額の金銭紛争について、裁判による解決を求める途を開くことを目的とするものである。そのため、特定の者が多数回にわたって独占的に手続を利用する状況は好ましくなく、国民が平等に利用する機会を確保し、そのメリットを享受できるようにする必要がある。少額訴訟の立法段階でもこの点が議論になり、最終的には同一原告による利用回数を制限し（法

368条1項ただし書)、一律に年間10回を上限としたことで(規則223条)、実質的に貸金業者等の利用を制限する結果となっている。9)

② 弁護士代理

少額裁判所において弁護士代理を認めるか否かも議論の対象となった。弁護士代理の功罪について、まず不都合理由として①本人である相手方との間で弁論能力の不均衡が生ずること、②訴訟法上の異議などが弁護士から提出されることによって、法廷の雰囲気、通常裁判所と同様のものとなり、少額裁判所の自由な空気が失われやすいこと、③弁護士事件を優先することで、本人訴訟の待ち時間が長くなることなどである。一方、利益としては、①消費者が被告となっている場合に、代理人弁護士から、裁判官も容易に気付かない抗弁を提出することによって、被告の利益が保護されること、②弁護士が当事者に対する説得活動を行う結果、和解成立が見込まれやすくなることなどである。こうした点への配慮を総合的に判断し、アメリカの一部裁判所(ミシガン州、カリフォルニア州)では、少額裁判所を、法律の素人が訴額に見合った費用で気軽に利用できる簡易な手続をする裁判所にするため、法律専門家である弁護士の手続への関与は、進行を妨げるだけで、むしろ有害であるからとの理由で、関与を禁止するところもある。しかし、弁護士代理を制限ないしは禁止しようというところは少数で、むしろこれを許しているところが多数を占めている。上記不都合理由についても、いずれも裁判官の訴訟指揮等で回避可能で、決定的な不利益は生じない。今回の民事訴訟法(平成8年法律第109号)で創設された少額訴訟は、本人訴訟を想定したが、弁護士についての制限はしていない。しかし、これは適切な対応であったといえる10)。

③ 少額訴訟の裁判官

通常訴訟手続での裁判運営は、裁判官と弁護士の協力によることになるが、少額訴訟は、本人訴訟を想定した手続であり、本人に裁判手続や法的観点を意識した裁判運営への協力を期待することは無理である。したがって、少額訴訟の裁判官に期待される役割は、通常の手続での裁判官とは、かなり異なったものとならざるをえない。ここでは裁判官であり、同時に原告、そして被告の代理人として一人三役の活動が求められることになる。そのため、裁判官の責任は極めて大きく、公正・公平に配慮した適切な裁判運営のできる、こうした裁判官の育成が問題となってくる。この重要性については三ヶ月教授も指摘するところである(三ヶ月章「小額裁判の理想型」前掲注(2)264頁)。

裁判運営のありようは、どのような心構えで裁判官が行動するかであり、少なくとも、少額訴訟に関する限り、日常空間と同じような自然体の法廷、普段着の手続運営を心掛けることが重要である。当事者として弁論能力の低い本人訴訟を想定した少額訴訟では、

どうしても裁判官の積極的な訴訟指揮としての後見的関与が必要となることから、裁判官に期待される役割は、通常の手続の場合とは、かなり異なったものとならざるをえない 11)。裁判官育成の必要性については第 6 (後記本論文 102 頁) で詳論する。

④ 審理及び判決

簡易裁判所は、当初目指した少額裁判所に育つことなくミニ地裁化したことは上記 2 (7 頁) で記載のとおりであるが、その最大の原因としては「手続面での配慮不足」つまり、略式訴訟としての手続が制定されなかったことが指摘される。裁判官等の陣容面で他の裁判所と異なる面を如何に強調しても、審理手続が少額事件処理に即応するような略式の手続が制定されないかぎり、従前の一審裁判所における通常の手続による審理を手本としたものとなることは明らかである。少額訴訟では本人訴訟が多数を占めることから、略式の手続として分かりやすい審理をどう担保できるかが重要となる。12)

簡易・迅速な審理という少額訴訟手続の出発点からして、1 回のみ期日を経て判決が言渡されるというのが、基本的訴訟構造になる。本人訴訟の性質上審理では当事者に対し、事実主張の交換—争点形成—証拠調べの実施という通常の手続方式を踏むことは期待できず、事実主張と当事者尋問とを融合することは避けられない。証拠方法も 1 回限りの期日という制約上当事者尋問、在廷証人尋問、当事者持参の書証などが中心となる。しかし、こうした審理については、民事訴訟の基本原則である弁論主義の一要素である訴訟資料と証拠資料の峻別との関係から疑問視される。この点については、第 3 少額訴訟の審理 (後記本論文 54 頁以下) で詳論する。

次に、少額の金銭請求を対象とする訴訟では、判決の実効性をどう確保するかの問題がある。認容判決を得ても、被告から任意の履行が期待できない場合には、原告としては改めて強制執行手続が必要で、手続が面倒なうえに時間・費用がかかることになり、到底当事者の理解を得ることができない。こうした場合には、被告の任意の履行に期待して、旧民事訴訟法下の簡易裁判所実務では、分割払等を相当と認める事件は民事調停法 20 条に基づき事件を調停に付したうえで、直ちに同法 17 条に基づき分割払等を内容とする「調停に代わる決定」をおこなっていた (詳細は後記本論文第 4 の 2(1)71 頁)。

少額訴訟も裁判の一種である以上、判断基準が実体法に求められることから、原告の請求が認容される場合でも、被告の資力を考慮して、分割払等の判決など、実体法とは多少異なる判決ができるかが問題となる。こうしたことが許容できるかは、少額訴訟の法的性質とも関係し議論のあるところで、少額の金銭請求でしかも本人訴訟という特質から、原告本人による執行手続の困難さ等を考慮すると、少額訴訟の判決では、権利の実現を図るために衡平的基準を適用することは許されるとする 13)。支払猶予等の判決の

正当化根拠については、第4の2(2)（後記本論文73頁）で詳論する。

⑤ 不服申立て

少額訴訟と通常の手続との関係を、排他的関係とするか、併存（競合的）関係とするかが問題で、少額事件は少額訴訟のみによる（排他的関係）とする場合は、控訴を認める方向に、当事者双方が少額訴訟か通常の手続かを選択できる（併存関係）とする場合には異議申立てのみとし控訴は禁止とするか、それとも全く不服申立てを認めないとするかで意見の対立があった。

また、異議審での審理手続につき、通常の手続とするか略式の手続（異議前の少額訴訟）かについても意見の対立があった。前者については、少額訴訟事件の中にも慎重な審理を必要とするものがあること、手形訴訟等の略式の手続は、上訴等により通常の手続による審理及び裁判が予定されていること、略式の手続となれば、同一審級で同じ略式訴訟が繰り返されることになり無意味であること等を根拠とする。

他方、後者は、慎重な審理を必要とする場合は、被告からの通常移行の申述や、裁判所の通常移行の決定で十分対応が可能であること、同じ略式の手続でも手形訴訟等は少額訴訟とは性格を異にし、手形訴訟は本来慎重な手続による審理を必要とする事案であるが、時機を失することから応急措置としての裁判であること、同じ裁判所であっても別の裁判官が担当すれば無意味ではないこと等を根拠とする。

仮に、異議審の審理を通常の手続としても、少額の金銭請求事件を低廉な費用で迅速な解決を図るとする、少額訴訟の創設趣旨を損なわないような配慮が必要で、少額訴訟審理の特則をどの範囲で準用するかも重要な問題である。

創設された少額訴訟は、通常の手続との関係を併存（競合）関係とし、原告・被告双方に選択権を与え（法368条、法373条1項）、不服申立てについては少額訴訟判決をした、同じ裁判所への異議申立てのみを認め、異議審の審理は通常の手続とし（法378条1項、法379条1項）、少額訴訟審理の特則では反訴の禁止（法369条）、尋問順序（法372条2項）、支払猶予等の判決（法375条）を準用した裁判手続となっている¹⁴⁾。

6 まとめ

戦後の司法制度改革に伴い昭和22年に創設された簡易裁判所は、少額軽微な事件を簡易な手続で迅速に処理する少額裁判所との構想のもとスタートした。しかし、その後の歩みは、法的手当ての不備に加え、事物管轄の度重なる改定に伴い、簡易・迅速といった簡易裁判所の特性を活用した審理をすることもなく、地方裁判所と同質の第一審裁

判所として「ミニ地裁化」し、創設時に期待された少額裁判所としての役割を十分に果たしてこなかった。そうした中、社会・経済の変化・発展等による都市部への人口の集中等で、都市部と地方の独立簡易裁判所との間で係属事件格差が大きくなり、昭和63年になって、適正配置という観点から昭和22年の設置以来、初めて簡易裁判所の配置の見直しがされ、東京、大阪などの大都市の独立簡易裁判所が、地方裁判所本庁所在地の簡易裁判所に統合された。こうした統合は、簡易裁判所の創設趣旨でもあった、少額の市民型事件を簡易な手続で迅速に処理する裁判所として再出発する原動力となり、それに向けた取り組みや実験が、東京簡易裁判所や大阪簡易裁判所を中心として行われるようになった。

その後、平成10年施行の民事訴訟法（平成8年法律第109号）で、少額の金銭支払請求を目的とする訴えを、簡易・迅速かつ効果的に解決するための略式の手続として少額訴訟が創設された。簡易裁判所は過去の失敗の反省から、今回創設の少額訴訟を、市民に利用しやすい司法インフラとして市民生活に定着させることが必要で、そのためには裁判所の強い意志と、それに向けた取り組みが問われることになる。

そこで、少額訴訟の立法過程での議論や研究を理解しておくことが重要で、特に意見の対立のあった、手続選択と移行権、不服申立てにつきその内容を改めて確認する。

手続選択では、少額訴訟と通常の手続との関係を排他的関係とするか、併存関係とするか、つまり、少額事件は略式の手続による少額訴訟のみとするか、少額訴訟と通常の手続を併存(競合)する関係とし、いずれによるかは当事者の選択に任せるとするかである。

移行権では、手続選択につき被告にも選択権を認めて、通常の手続への移行申述権を被告に対して認めるかについてである。最終的には少額訴訟と通常の手続との関係を併存関係とし、一次的には原告に手続の選択権を与え、そのうえで当事者間の公平を図り被告の利益をも考慮し、被告に対しても通常移行の申述権を認めることになった。

不服申立てでは、少額訴訟判決に対する不服申立て方法を、控訴とするか、異議申立てとするか、それとも全く認めないとするかである。最終的には少額訴訟判決をした簡易裁判所に対する異議申立てを認め、異議審の終局判決については控訴を禁止し、憲法違反を理由とする最高裁判所への特別上告を除き、不服申立てはできないこととした。少額訴訟は、市民間の少額の金銭紛争を訴額に見合った費用負担により簡易、迅速に解決することを目的に創設されたため、このような一審限りの裁判となった。

研究では、通常の手続による審理を原則とする簡易裁判所の限界から、少額裁判所の創設と略式の手続としての法的手当の必要性につき議論された。また少額訴訟は、本人訴訟が常態となることから、簡易・迅速でしかも本人の納得にも配慮した審理が必要で

あり、それには裁判所の積極的対応が重要となり、本人訴訟に対する審理のあり方が問題とされた。少額裁判所の例としてはアメリカの制度等が紹介され、今回の少額訴訟創設においても、過去の簡易裁判所制度の導入にあたって参考としたアメリカの少額裁判所が参考とされた。

(注)

- 1 岡久幸治「簡易裁判所の理念と現状」岡久幸治ほか『新・裁判実務大系26・簡易裁判所民事手続法』（青林書院，2005）3頁，川嶋四郎「簡易裁判所における法的救済過程に関する覚書」同志社法学374号7頁
- 2 三ヶ月章「小額裁判の理想型，日本における簡易裁判所の経験に照らして」『民事訴訟法研究第8巻』（有斐閣，1981）271頁
川嶋四郎「簡易裁判所における法的救済過程に関する覚書」前掲注(1)15頁
- 3 岡久幸治『新・裁判実務大系26・簡易裁判所民事手続法』前掲注(1)5頁
- 4 法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』（商事法務研究会）3頁
- 5 特集『利用しやすい簡易裁判所』判例タイムズ800号，東京簡裁市民紛争事件担当者会議「東京簡裁における市民紛争事件処理の実験」判例タイムズ911号4頁
司法研修所編『少額事件の簡易迅速な処理に関する研究』（法曹会）
- 6 司法研修所編『英米法における少額裁判制度の研究』司法研究報告9輯4号
三ヶ月章『民事訴訟法研究第8巻』前掲注(2)249頁
伊藤眞「少額裁判手続の比較法研究」（判例タイムズNo.555，1985）22頁
棚瀬孝雄『本人訴訟の研究』（弘文堂，1983）1頁
小島武司『訴訟制度改革の理論』（弘文堂，1997）143頁，同「少額裁判制度の課題」法学新報79巻3号1頁，同6号39頁，同7号47頁，
- 7 伊藤眞「少額裁判手続の比較法研究」前掲注(6)22頁
大鷹一郎「アメリカにおける少額事件手続きについて」法曹時報47巻8号57頁，同47巻9号69頁
矢尾渉「アメリカ合衆国における少額裁判手続」判例時報1428号35頁
- 8 伊藤眞「少額裁判手続の比較法研究」前掲注(6)17頁
矢吹徹雄「少額事件手続」（判例タイムズNo.883，1995）69頁
- 9 『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4)401頁，小島武司「少額訴訟制度の今後の在り方」（司法研修所論集第100号，1998）96頁
- 10 伊藤眞「少額裁判手続の比較法的研究」前掲注(6)18頁，矢吹徹雄「少額事件手続」前掲注(8)70頁，小島武司「少額訴訟制度の今後の在り方」前掲注(9)91頁，

- 棚瀬孝雄「少額裁判所へのアクセスと弁護士の役割(一), 同(二)」(民商法雑誌1977)76巻1号3頁, 同76巻2号161頁
- 11 伊藤眞「少額裁判手続の比較法研究」前掲注(6)19頁, 小島武司「少額訴訟制度の今後の在り方」前掲注(9)98頁
- 12 三ヶ月章「裁判制度比較制度の立場からの一考察」『民事訴訟法研究第4巻』(有斐閣, 1981)236頁
松浦馨「新少額訴訟制度の趣旨・目的と性質並びに若干の問題点について」(司法研修所論集第100号, 1998)49頁
- 13 伊藤眞「少額裁判手続の比較法研究」前掲注(6)20頁, 川嶋四郎「少額訴訟手続の基礎的課題と展望」(ジュリストNo.1098, 1996)96頁
- 14 『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4)427頁, 矢吹徹雄「少額事件手続」前掲注(8)78頁, 松浦馨「新少額訴訟制度の趣旨・目的と性質並びに若干の問題点について」前掲注(12)66頁

第2 少額訴訟

1 少額訴訟の必要性

民事訴訟手続では、理念として適正・公正・迅速そして経済性が追求されるが、これら諸要求をどのように調整するかは立法政策の問題となる。第一審の民事通常の訴訟手続を基本として、対象となる事件の特質に応じて手続の特則を定めた特別訴訟を設けている。特別訴訟としては、通常の手続よりも、適正性、公平性に配慮し、より慎重な審理をする特別訴訟手続として人事訴訟手続法の規定する人事訴訟、行政事件訴訟法の規定する行政訴訟等があり、またこれとは逆に、迅速性や柔軟性を高め簡易な手続で処理する略式の手続として、民事訴訟法の規定する手形・小切手訴訟や今回創設の少額訴訟等がある。15)

旧民事訴訟法上、簡易裁判所については、簡易な手続で迅速に紛争を解決することができるようにして、司法を一般市民に利用しやすいものとするとの理念の基で、第二編第四章に「簡裁特則」が設けられていた。しかし、この簡裁特則は、基本的に三審制を原則とする地方裁判所における通常の手続を基盤として適用することを前提とするため、簡易裁判所が管轄する訴訟手続の中でも、特に少額で複雑困難でない事案については、訴訟手続としては重厚すぎる面があった。

そのため、少額の金銭支払請求を目的とする事案の多くの当事者は、裁判による解決となると、面倒な手続や時間更には、費用のかかることを考えると、法に従った裁判によ

る解決を図ることは少なかった。簡易裁判所に求められるのは、こうした複雑困難でない少額の金銭支払請求を目的とする訴えを、一般市民が訴額に見合った経済的負担で、簡易・迅速な手続で効果的な解決を図ることを通して法の支配を確立することである。

こうしたことから、平成10年1月1日施行の民事訴訟法(平成8年法律第109号)は、第六編に「少額訴訟に関する特則」を設け、複雑困難でない少額の金銭支払請求を目的とする紛争を、市民自身が当事者となること(本人訴訟)を想定し、額訴に見合った時間と経済的負担により、効果的な解決を図ることを目的に、手続をできる限り簡易かつ迅速化し、原則として一回の期日で審理を完了して(法370条1項)、直ちに判決を言渡すこと(法374条1項)などを内容とする略式の手続としての少額訴訟が、簡裁特則の更なる特則として創設され、スタートした。

少額訴訟は、簡易裁判所の訴訟手続となるが、対象となる訴額60万円以下(創設時は30万円以下)の金銭支払請求事件の全てを少額訴訟とするのではなく、通常の手続とは併存(競合)する関係になる。基本的には、原告が訴え提起の際に、少額訴訟による審理および裁判を求める旨の申述をし(法368条2項)、これに対して被告からの通常移行する旨の申述のない場合は、少額訴訟による審理および裁判をすることになる(法368条2項、法373条1項)。しかし、被告は、通常移行の申述をすることが認められており(法373条1項本文)、この申述があれば、訴訟は当然に通常移行となり(法373条2項)、簡易裁判所の通常の手続による審理および裁判となる。

2 少額訴訟の現状

少額訴訟は、平成10年1月1日の創設から20年が経過し、簡易裁判所は、創設以来、訴え提起から訴訟の終了に至る全ての段階で、一般市民を利用者として想定し、紛争の額に見合った経済的負担で、簡易・迅速かつ効果的な解決に配慮した様々な創意工夫と、きめ細かな配慮をした訴訟運営を試みてきた。その結果、少額訴訟は、裁判の期間、審理方法、費用負担を含め、一般市民に利用しやすく、分かりやすい手続として導入直後から積極的に利用され、少額の金銭支払請求を目的とする市民型事件処理の一方式として定着したと評価されている。16)

こうした事情を背景に、少額訴訟を手軽に利用し得る、少額の金銭支払請求を目的とする市民型事件解決のための手段として一層の広がり浸透を求め、平成16年4月1日から対象となる少額訴訟の訴額を30万円以下から60万円以下に引き上げ(平成15年法律第108号)、ますますの利用拡大が図られた。その結果、事件の類型として敷金返還請求事件、未払賃金・解雇予告手当金の請求事件、交通事故による損害賠償請

求事件（物損事故），貸金請求事件，不法行為による損害賠償事件等が増加している（岡久幸治『新・裁判実務大系26』前掲注（1）10頁）。

しかし，少額訴訟の創設から今日に至るまでの経緯をみると，その歩みは決して順風満帆であったとはいえない状況にある。別表（最高裁総務局民事局作成「司法統計年報」）によると，少額訴訟の新受件数は，創設当初は順調に増加し，平成17年度には23,584件とピークを迎えることになるが，その後の新受関数は徐々に減少し，同30年には9,310件となり，同17年の4割程度と，同10年の創設時に近い件数にまで減少している。上記のとおり同16年から少額訴訟の訴額が60万円以下に引き上げたことを考慮に入れると，この新受件数の減少は単純に件数の比較以上のものがあると推測される。17)

一方で，簡易裁判所の通常の民事訴訟事件の新受件数は，原告（債務者）から被告（貸金業者等）に対する過払金返還請求事件（債務者が貸金業者等に対し，利息制限法の制限を超過して支払った利息・損害金の返還を請求した事件）に大きく影響を受けることになり，新受件数は同15年頃から急激な増加傾向を示し，同21年には658,227件とピークを迎えることになるが，これも同25年には過払金返還請求事件も終息時期を迎え，同26年以降は，通常の民事訴訟事件が確実な増加傾向を示し，同30年には341,348件と過払金返還請求事件が出始める同15年以前の件数を超える順調な状況にあり，少額訴訟とは異なる動向を示している。

少額訴訟に対する一般的評価としては，裁判所の訴訟運営における裁判官の審理対応も一新され，平易な表現で訴訟を進めるなど懇切な説明が行われ，

特則である一期日審理の方針も徹底して実践され，受付相談，事前準備，期日前の手續教示における裁判所書記官の応接対応も親しみのもてるものであり，更に，受付窓口などにおける定型訴状等の書式の配備，手續教示など，簡易裁判所は，少額訴訟のために

（別表） 司法統計年報

年次 平成	民事通常訴訟 新受件数	少額訴訟 新受件数
10	306,169	8,348
11	302,690	10,027
12	297,261	11,128
13	305,711	13,504
14	312,952	17,181
15	337,231	18,117
16	349,014	21,761
17	355,386	23,584
18	398,261	22,679
19	475,624	22,122
20	551,875	20,782
21	658,227	21,233
22	585,594	19,133
23	522,639	17,841
24	403,309	15,897
25	333,746	13,240
26	319,071	12,109
27	321,666	11,542
28	326,170	11,030
29	336,384	10,041
30	341,348	9,310

近づきやすい雰囲気を生み出そうと懸命の努力をはらっていると高評価を得ていた。18)

こうしたことから、少額訴訟は、市民間の少額の金銭請求を目的とする紛争処理の方式として、市民生活に定着したかに見えたが、新受件数は同17年をピークに、その後は減少傾向を示し、同30年は創設時に近い件数にまで減少してきているこの事実は、深刻に受け止める必要がある。順調に事件が増加していた当初から、こうした状況をどこまで維持することが出来るかはまさに問題で、現在の状況を維持するには、よほどの努力が必要であろうと、小島武司教授も指摘していた。(小島武司 前掲注(18) 216頁)

また、市民型事件に対する周辺環境も、司法型・行政型・民間型の各種ADR(裁判外紛争解決機関)の設置や、交通損害保険の弁護士費用特約の普及等大きく変化してきた。簡易裁判所の裁判官も、過去の反省から少額訴訟をスタートした当時から世代交代が進み、審理も基本となる通常の手続をベースとする審理対応になりやすい傾向にある。本人訴訟を想定した少額訴訟は、裁判所が受付相談や審理において、当事者に対し、どのような対応をするかが事件の増減に大きく影響を与えることになる。

一方で、簡易裁判所判事への任官研鑽等では、簡易裁判所の裁判官による講義や実務修習が増えた(前記本論文10頁)とはいえ、民事訴訟では、職務の大半を占める通常の手続における審理の基本原則を習得することに重点をおくことから、裁判官は、控訴審や弁護士が受任することを前提に、当事者主義や弁論主義等の民事訴訟の基本原則を尊重した厳格な訴訟指揮をする傾向にある。現実には通常の手続では、控訴ができ交通事故による損害賠償請求事件では弁護士に委任することが多いことから、裁判官は上訴審や弁護士を意識した、民事訴訟の基本原則に忠実な審理になりやすい傾向にある。

過去の「ミニ地裁」と呼ばれた簡易裁判所の反省から「簡裁特則」を活用し、「非ミニ地裁化」に向けて市民型事件の簡易・迅速な審理に取り組み、そのノウハウを活用し、少額訴訟の審理をスタートさせた頃を思うと、現在の状況は重く深刻に受け止める必要がある(前記本論文8頁)。

3 少額訴訟の法的性質

平成10年施行の民事訴訟法(平成8年法律第109号)で、第六編に簡裁特則による通常の手続による審理を、更に、簡略化した略式の手続として少額訴訟が創設された。少額訴訟は、本人訴訟を想定した少額の金銭の支払請求を目的とする紛争(60万円以下、但し創設時は30万円以下)を、当事者が紛争額に見合う経済的負担と労力により、分かりやすい審理で迅速かつ効果的な紛争解決を図るための略式の手続として、広く市民生活に認知され、これを定着させることが期待されている。しかし、上記2の統計資

料からも明らかなように、少額訴訟創設から今日(平成30年)に至るまでの歩みは、決して順風満帆であったとは言えない状況にある。少額訴訟を、市民にとり利用しやすい司法インフラとして市民生活に定着させていくには、裁判所に対し、何が求められ、それに対しどう対応すべきかにつき議論し、これらに対する認識や問題点を共有することが大切で、裁判所にこうした問題意識を持った対応が出来ているかが問われている。

簡易裁判所の実務では少額訴訟を、これまでの簡裁特則による通常の手続に比べ、更に、本人訴訟を想定し、簡易・迅速かつ効果的な紛争解決を図ることを目的に創設された略式の手続との理解のもと、分かりやすい迅速な審理といった面からの議論がされ、制度の法的性質論や、これを意識した議論をすることはなかった。

改めて考えると、裁判所は少額訴訟の法的性質を確りと理解、確認したうえで、これを基盤に簡易・迅速かつ効果的で当事者の理解に配慮した、分かりやすい訴訟対応をすることは実務においても意味のあることである。少額訴訟は本人訴訟を想定した略式の手続として、訴えの提起から事前準備、そして審理、判決、その後の強制執行に至る全ての段階で、裁判所の後見的関与を必要とする。訴訟対応や訴訟指揮、あるいは具体的規定の解釈や適用につき迷ったときは、公平性・中立性や当事者双方のメリット・デメリットに加え、法的性質論も裁判所の判断の参考として影響を与えることになる。裁判官は、こうした理解のもと、少額訴訟は本人訴訟を想定した略式の手続であることを念頭に、柔軟で分かりやすい普段着の訴訟運営を心がけることが必要で、こうした対応の継続が市民の理解を得て、少額訴訟を利用しやすい司法インフラとして育てていくことに繋がる。このように法的性質論は、裁判所の対応や判断の参考として影響を及ぼすこともあることから、実務においても性質論を理解しておくことは意味があると考えられる。

少額訴訟の法的性質については、通常の手続を簡略化した略式の手続とする略式訴訟説(以下「訴訟説」という。)と、形式的には略式訴訟であるがその実質は仲裁であるとする形式的略式訴訟説(実質的仲裁説、以下「仲裁説」という。)の対立がある(19)。

訴訟と仲裁で最も違うところは、訴訟は、公権的、強制的な紛争解決方法であって、原告が訴訟を提起すると、被告は訴訟がいやでこれに应诉しなくても訴訟審理が行われ判決が下されることになる。これに対し、仲裁は紛争の任意的、自主的な解決手段であるから、当事者双方が仲裁により紛争を解決することに合意しなければ、仲裁は成立しない。つまり、訴訟は、被告が同意しなくても、原告が欲すれば強行されるが、仲裁は被告が同意しなければ成立しない、この点において基本的な違いがある。

以下において、両説を比較検討することにする。

(1) 訴訟説

少額訴訟を、以下の①ないし④理由から略式訴訟または多少とも非訟的要素を含む略式訴訟と解する見解である 20)。

(なお、川嶋四郎教授は「略式訴訟手続」という表現は、粗略な手続や救済を連想させかねないとして、利用者の視点から、法的救済の創出のあり方に着目して、「簡易救済手続」と呼ぶ表現を用いる。)

①少額訴訟は、民事訴訟法中に規定され、必要的口頭弁論の原則に基づく通常の民事訴訟手続を簡略化した特別訴訟手続である。②少額訴訟において控訴制限があるのは、簡易・迅速な救済を実現するための訴訟手続形成の際の立法政策の問題であり、控訴制限のある手形訴訟等が訴訟であるのと同様である。③支払猶予や分割払等の判決を認めているのは、訴訟としてのあるべき判決を示しており、原告が黙示的に同意したことを根拠として、十分に説明が可能である。④支払猶予等の判決は、当事者の申立てがないのに裁判所の職権により、実体権を変更することになる形式的裁判であり、この裁判は、当事者間に新たな法律関係を形成する処分であり、非訟事件的性格を有する(新堂幸司『新民事訴訟法』下記掲注(21)961頁)という。しかし、非訟的な裁判と試してみても、その裁判が行われるまでの手続に非訟事件手続法が適用されるわけではなく、その裁判に対する不服申立てに非訟事件手続法が適用されるわけでもない。単に訴訟手続内で行われる裁判が、裁量的であることから直ちに非訟的であるというのは、いささか乱暴すぎる 21)。

少額訴訟は、訴え提起により開始し、公開の法廷で対立する当事者がお互いの主張、立証を尽くし、裁判官はその資料のみに基づき、原告の主張する権利(訴訟物)の存否につき判決で判断を示す、通常の手続を簡略化した略式の訴訟手続である。

(2) 仲裁説

民事訴訟法第6編に「少額訴訟に関する特則」として「少額訴訟」という名称で規定されているから、形式的には略式訴訟であるが、以下の①ないし③の理由から、その内容は訴訟ではなく仲裁手続である 22)。

すなわち、①少額訴訟は、強制的な手段ではなく、当事者にとっての任意的な紛争処理手段であり、仲裁手続を民事訴訟法第6編の手続によることとし、仲裁人を簡易裁判所判事、仲裁人選定権者を管轄簡易裁判所とする旨の仲裁合意をし、当該紛争を仲裁に付託したものと解される。②少額訴訟による裁判を求めることにつき、まず原告に選択権が認められ(法368条)、他方、被告には通常の手続への移行申述が許されており、申述をすれば無条件で通常の手続への移行となる(法373条)ことから、少額訴訟は、

原告と被告の双方が、少額訴訟による審理・解決を合意したときに始めて成立する手続であるといえる。この点では、仲裁手続における前提条件である、「当事者の合意」があつて初めてできるとすることと完全に符合する。③訴訟と仲裁との一番の違いは、訴訟は強制的な紛争解決手続で原告が訴えを提起すれば、被告はいやだと言って応訴しなくても訴訟は進行し、審理され判決が下されるのに対し、仲裁は紛争の任意的な解決手段で、当事者双方が仲裁によることを合意しなければ仲裁は成立しないことにある。少額訴訟では、被告に対し通常手続移行の申述（実質的には被告の同意）を認めたことで、その性質は、強制的紛争処理手段である訴訟手続から、原告・被告双方の合意を前提とする任意的紛争解決手段である仲裁に変質した。

(3) 仲裁説から訴訟説に対する批判

少額訴訟に対しては、㊶ 一審限りの審理が簡易裁判所で行われ、異義審の終局判決に対しては控訴ができず、三審制を原則とする通常の手続による救済を求めることができなくなる（法377条ないし法380条）が、これは国民の裁判を受ける権利を害することにならないか、㊷ 裁判所は支払猶予・分割払等を命じる判決をすることができる（法375条）が、これは裁判所の裁量により実体法上の請求権を変更することになり処分権主義に反するが、こんなことはどうして許されるのか等の批判があり、訴訟悦からは、この批判に対し答えることは困難であるが、仲裁説の立場からは、上記㊶、㊷について以下のとおり十分説明が可能である²³⁾。

㊶については、少額訴訟の請求適確（法368条）が仲裁可能性（仲裁法13条1項）を有することは明らかであつて、仲裁合意を締結することは当然可能である。その中で仲裁手続として少額訴訟において定める手続を合意することもできるのであるから、全く問題は生じない。

㊷については、双方当事者がその旨を合意すれば、仲裁の判断基準は法規に限らず、衡平と善によることも可能であるから（仲裁法36条3項）、支払猶予等の判決をすることについてもなんら問題は生じない。仲裁説をとると、仲裁法の規定が適用されなければならないが、これは、現職裁判官が仲裁人となり司法仲裁する場合に該当し、その仲裁手続の準則として民事訴訟法第六編の規定に従うことが双方当事者により、合意されているため、仲裁法の規定の多くは適用されない。

(4) 訴訟説の相当性(私見)

確かに、仲裁説は、少額訴訟の特徴につき、その相当性、正当性の説明が簡便で魅力

的ではあるが、少額訴訟の法的性質としては訴訟説を妥当と考える。

少額訴訟は、必要的口頭弁論の原則に基づき、公開の法廷で相対立する当事者がお互いの主張と立証を尽くし、裁判所はこの裁判資料のみに基づき原告請求の権利（訴訟物）の存否を判決で示す、通常の民事訴訟手続を簡略化した略式の手続で、当事者自身でできる最も簡易な訴訟手続である。（川嶋四郎教授は「訴訟の原型」と呼ぶ 前掲注(20)。）

仲裁説は、根拠として被告に通常の手続への移行申述権を認めたことで、原告と被告が少額訴訟による解決を、合意したときに初めて成立する手続となり、少額訴訟の法的性質は、強制的紛争解決手段たる略式の手続から、任意的紛争処理手段たる仲裁に変質し、少額訴訟の利用可能性は、被告の意思に依存することになったとする（松浦馨「新少額訴訟制度の趣旨・目的と性質並びに若干の問題点について」前掲注(12) 59頁）。

しかし、被告に対し通常移行の申述権を認める趣旨は、簡易裁判所は少額訴訟の対象となる訴額が60万円以下（創設当初は30万円以下）の金銭支払請求事件の全てを、少額訴訟として取り扱うことはしないで、通常の手続とは競合的關係として手続を併存させ、第一次的には、原告がどの手続によるかを選択することができるものとした（法368条1項本文）。原告に手続の選択権を認めた以上、当事者間の公平を図り、被告の利益をも十分に保障するためには、被告に対しても手続の選択権を与えるのが適当であるとの考えから通常移行の申述権を認めたものである。少額訴訟を、簡易裁判所における通常の手続と明確に区別し、略式の手続として手続面でも裁判の内容面でもかなり思い切った処理を実現するためには、被告の協力も不可欠であり、被告の協力を得るにはその意思を尊重する必要があることから、こうした配慮により被告に通常移行の申述権（法373条1項）が認められた（『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4) 399頁）。

これにより当事者としては、少額訴訟と通常の手続のいずれかを選択できる（競合的關係）なかで、あえて略式の手続としての少額訴訟による裁判を求める意思を明確にしたものである。被告の移行申述権は、このように、当事者間の公平を図るため被告の意思をも尊重する必要から認められたもので、原告が少額訴訟を選択し、被告が通常の手続への移行申述をしなかったことに、当事者間に合意の成立に近いような効果を認めるのは、少々無理がある（『研究会新民事訴訟法』前掲注(21) 498頁 竹下守夫発言）。

また、被告が通常の手続への移行申述をしないことをもって、訴訟手続の仲裁への変質に同意（仲裁合意の成立）したと擬制することについて、裁判所は、口頭弁論期日に出頭した被告からは、移行申述の有無につき明確な意思確認ができるが、不出頭（答弁書その他の準備書面も提出しないか、答弁書を提出し請求原因事実を全て認め他になんらの主張をしないで欠席）の場合には、通常移行の申述をしないものと擬制するだけで、

実質的には被告の明確な意思確認はできていない。しかし仲裁説は、これをも同意とみなし、この同意に訴訟の性質（訴訟から仲裁へ）を変えることまでも認めることになり、これに対しては疑問がある。

更に、裁判官は仲裁をするという意識は全くなく、当事者双方（原告、被告）も、あくまでも裁判（訴訟）による紛争解決を求めるとするのが合理的意思である。こうしたことから被告の移行申述権の性質は、単純に原告の訴えた少額訴訟（略式訴訟）に、公平の立場から被告として応じるか否かについての意思確認と見るべきである。

また、訴訟説からも上記批判 ㉞、㉟ に対し、以下のとおり十分に説明が可能である。まず、㉞の少額訴訟において、異議審の少額異議判決に対し控訴を禁止し（法 380 条 1 項）、憲法違反を理由とする最高裁判所への特別上告を除き不服申立てを制限している（法 380 条 1 項）。こうした一審限りの審理で落着いてしまうことは、国民の裁判を受ける権利（憲法 32 条）という観点から問題ではないかとの指摘である。

確かに、少額訴訟の終局判決に対しての不服申立ては、控訴を禁止し（法 377 条）、判決をした簡易裁判所に対しての異議申立てのみを認め（法 378 条 1 項）、異議審の終局判決に対しても控訴を禁止し、憲法違反を理由とする最高裁判所への特別上告を除き、不服申立てをすることができないとしている（法 380 条 1, 2 項, 同 327 条）。このように少額訴訟を、一審限りの手続として不服申立てを制限する理由としては、通常の手続と同様に、三審制を原則として上級審への不服申立てを認めると、紛争解決までに相当の時間と費用がかかり、少額訴訟を設けた趣旨が損なわれるからである（『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4) 427 頁）。

こうした上訴制限が、憲法 32 条に反しないかについて立法関係者（法務省）は、「裁判を受ける権利に関しては、憲法 32 条の規定があるが、これは、何人も裁判所において裁判を受ける権利があることを保障した規定にすぎず、裁判所の組織、権限、審級等に関して、憲法上は 81 条の制限があるだけで、あとは専ら法律の定めるところに任せているものと一般に解されている。また当事者は、少額訴訟の選択を強制されたわけではなく、原告は、少額訴訟か通常の手続によるかを選択することができ（法 368 条 1 項）、一方被告は、通常の手続への移行申述権があり、審理が開始されるまでの間、事件を通常の手続に移行させることもできる（法 373 条 1, 2 項）なかで、当事者はいずれも自己の意思で少額訴訟を選択している。したがって、上訴制限を設けることについては、なんら憲法上の問題はないと考える。」と説明する（『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4) 428 頁）。

平成 12 年 3 月 17 日最高裁判所第 2 小法廷判決（裁判集民事 197 号 699 頁，判

例タイムズ1032号145頁)は、「憲法32条は何人も裁判所において裁判を受ける権利があることを規定するにすぎないのであって、審級制度をどのように定めるかは憲法81条の規定するところを除いて専ら立法政策の問題である」とする。

少額訴訟の対象は、少額の金銭支払請求(訴額60万円以下)事件で、紛争内容も簡易であることから解決の迅速性が優先されること、原告は少額訴訟の選択を強制されるわけではない(法368条1項)こと、被告も審理が開始されるまで事件を通常の手続に移行させることができる(法373条1項,2項)こと、上記のとおり最高裁判所判決も審級制度については立法政策の問題としていること等から上訴制限(一審限りの手続)については、憲法上の問題は正当化できると考える。

また、少額訴訟では、請求を認容する判決をする場合において、一定の要件のもと支払猶予等の判決を言渡すことができる(法375条1項)。支払猶予等の判決を認めた趣旨は、訴額が低廉である少額訴訟で、原告が請求認容の判決を得ても、被告からの履行が得られない場合が多く、こうした場合は改めて、費用、労力等をかけて強制執行をすることが必要で、原告の負担感を考えると、決して望ましいことではない。こうしたことから、支払猶予等の判決をすることで被告に任意の履行を促し、原告の強制執行等の負担を軽減しようとの趣旨からである(『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4)417頁)。

しかし、こうした支払猶予等の判決は、裁判所が訴訟手続において実体法上の権利を制限することになり、これにはそれなりの根拠が必要である。④は、訴訟説ではこの根拠の説明ができないとするが、訴訟説からも、その正当化根拠につき説明が可能であり、この点は、後記(本論文第4の2(2),73頁)で詳論する。

4 少額訴訟の概要

(1) 訴訟の要件

① 訴訟の目的

簡易裁判所では、訴額が60万円以下の金銭支払請求を目的とする訴えについて、少額訴訟(24)による審理及び裁判を求めることができる(法368条1項本文)。少額訴訟の対象となる事件の訴額の上限を60万円(創設当時30万円)以下としたことについては、手続面でも裁判面でもかなり思い切った特則を設けるためには、手続の対象となる事件の訴額の上限をあまり高くしない方が国民のコンセンサスが得られやすいと考えたからである(『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4)394頁)。

少額訴訟は、訴訟に関する知識、経験に乏しい一般市民を利用者として想定しているので、原告が訴額要件(60万円以下)を欠く請求について、少額訴訟による審理及び裁

判を求めた場合であっても、これだけで直ちに訴えが却下されるわけではなく、裁判所が決定により訴訟を通常の手続に移行させることになる（法373条3項1号）。

② 少額訴訟の申述

原告の少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴え提起の際にしなければならない（法368条2項）。簡易裁判所の通常の手続と少額訴訟とは併存（競合的）関係となることから、まずは原告が訴え提起時にこの申述を行わないと、通常の手続により訴えが提起されたことになる。

訴え提起時に、少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をした原告は、後にその申述を撤回し得るかについては、原告が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることを認める規定が設けられていないことからすれば、いったん少額訴訟を選択した以上はその撤回は認められない。少額訴訟の対象となる訴額60万円以下の金銭支払請求事件であっても、そのすべてが少額訴訟による審理及び裁判に適しているとは限らないから、原告が簡易裁判所の通常の手続による審理及び裁判を希望している場合にまで、少額訴訟による審理及び裁判を強制するのは適当ではない。したがって、訴額60万以下の金銭支払請求事件のすべてを少額訴訟として取り扱うことはしないで、通常の手続をも併存させ、第一次的には、原告がどの手続によるかを選択することができることとした（法3681項本文、『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4)398頁）。

これを受け、原告は訴え提起の際に手続選択の機会が与えられ、自己の意思により紛争解決手段として少額訴訟を選択したことになるので、更に少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述の撤回、すなわち、実質的には訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述を認める必要性はない。原告に対し、通常の手続に移行させる旨の申述を認める規定が設けられていないのは、民事訴訟法もこのような考えを前提としているものと考えられ、被告の同意の有無にかかわらず、原告は少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述を撤回することはできない²⁵⁾。

(2) 被告の通常移行申述

被告は、原告が少額訴訟を選択した事件について、通常の手続に移行させる旨の申述をすることができ（法373条1項本文）、被告がこの申述をすれば、その申述をした時に、訴訟は当然に通常の手続に移行し（法373条2項）、その後は、簡易裁判所の通常の手続によって審理及び裁判が行われる。しかし、被告が最初にすべき口頭弁論期日において弁論をし、又はその期日が終了した後は、通常移行させる旨の申述をすることはできない（法373条1項・2項）。こうした被告の通常移行への申述権は、原告に

手続の選択権を認める以上、当事者間の公平を図り、被告の利益を十分に保持するためには、被告にも手続の選択権を与えるのが適当であるとの考えからである。また、少額訴訟を簡易裁判所における通常の手続と明確に区別し、手続面でも裁判内容の面でもかなり思い切った処理を実現するためには、被告の協力も不可欠であり、協力を得るには被告意思を尊重する必要がある、こうした配慮から、被告について通常移行の申述権を認めた（『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4)399頁）。

しかし、こうした被告の通常移行申述権を認めることについては、立法段階でも議論のあったところで、もっぱら紛争解決の遅延を図る目的等で移行を求めるようなことになれば、簡易、迅速、経済的といった少額訴訟の設置趣旨が大きく揺らぎ、少額訴訟そのものの利用のメリットが失われ、手続離れということにもなりかねない等の指摘もされたが、上記の理由から被告の通常移行申述権が認められた。

少額訴訟創設後の歩みをみると、裁判所の事前準備としての裁判所書記官等による手続教示が適切に行われていることもあり、被告からの濫用的な移行申述はなく、利用しやすい身近な裁判手続として、少額訴訟への理解が深まっていることを感じる（立脇一美『新・裁判実務大系26』前掲注(16)116頁）。ただ、弁護士に委任した事件の場合には、準備不足といったこともあり形式的に通常移行の申述をして口頭弁論期日の変更申請がされる場合があり、今後はこうした弁護士に、少額訴訟に相応しい事件については、当事者の意思を最大限尊重した手続選択につき理解を得ていくことが重要である。

(3) 裁判所の通常手続移行決定

裁判所の通常の手続への移行決定については、法373条3項で「次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない」として1号から4号が規定されている。1号、2号は規定上から明らかで、3号も公示送達によらなければ、被告に対する最初の口頭弁論期日の呼出しをすることができない場合は、公示送達をすることで送達が擬制されるもので、実質的には被告本人に訴状、期日呼出状等が渡っていない場合もあり、こうした者を相手とする少額訴訟も相当でないことは明らかである。

問題は4号で、「少額訴訟により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき」とは具体的にどうした内容がこれに当たるといえるかである。抽象的には事実関係とか法律関係が複雑であるため一期日審理になじまないといった場合が考えられ、具体的には、①呼出証人の尋問が不可欠な事件、②即時性を欠く鑑定や現場検証が必要な事件、③主張整理や証拠調べに2回以上の期日を要すると予想される事件等である（26）。

しかし、これ以外についても今後の裁判の積み重ねにより一定の方向性が見え、内容が明らかとなっていくと考えるが、少額訴訟を簡易な利用しやすい紛争解決手段として市民生活に定着させていくには、ここでの裁判所の対応が重要となる。裁判官は、当事者の意思を最大限に尊重する姿勢・対応が大切で、そのためには当事者に対し、事前の手続教示等により、簡易裁判所および少額訴訟につき十分な情報を与え、適切な手続選択がされていることが前提となる。一般的にはP L訴訟、公害訴訟や労働賃金請求訴訟で他にも原告と同様の債権者が多数存在し、その及ぼす影響が大きい事案等は通常移行に積極的対応ということになると考えるが、それ以外裁判官としては、当事者の意向を最大限尊重する姿勢が大切である。

(4) 少額訴訟審理の原則

① 一期日審理の原則

少額訴訟は、簡易裁判所における通常の手続以上に簡易・迅速な紛争解決のための略式の手続として設けられたもので、法370条1項は「特別の事情がある場合を除き、最初にすべき口頭弁論期日において審理を完了しなければならない」と一期日審理の原則を規定している。最初にすべき口頭弁論期日とは、最初に指定した形式的な第1回口頭弁論期日ではなく、実際に弁論が行われる最初の期日である実質的の第1回口頭弁論期日を意味する。これは少額訴訟の根幹をなす重要な規定であるが、裁判所が一期日審理をめざしても、それができない場合もあり、そこで、例外的な取扱いとして「特別の事情がある場合」には期日を続行することを認めている（法370条1項）。これは少額訴訟の理念を損ねない範囲で続行して審理した方が、より充実した審理ができるし、迅速性にも反しないという事情があれば、続行しても差し支えないということを同時に規定したものである（『研究会新民事訴訟法』前掲注(21)483頁 柳田幸三発言）。

一期日審理の原則を実現するため、当事者は、最初の口頭弁論期日前またはその期日において、すべての攻撃防御方法を提出しなければならないとされ（法370条2項）、証拠調べの対象も即時に取り調べることができる証拠に限定されている（法371条）。また、証人尋問の際の宣誓も不要とされており（法372条1項）、尋問は裁判官が相当と認める順序で行われる（法372条2項）。さらに、尋問は電話会議の方法によることも認められ（法372条3項、規則226条）、調書には証人等の陳述を記載することを要せず、録音テープ等に記録することが認められる（規則227条）など、一期日審理に向けて手続の大幅な簡略化が図られている。したがって、一期日審理で完了が見込まれない事案は、少額訴訟は相当ではなく、通常の手続による審理を相当とする。

しかし、一期日審理の原則は、全く例外を認めない絶対的なものではなく、法370条1項は「特別の事情がある場合」を例外として規定している。少額訴訟は、訴訟手続や法律知識に乏しい一般市民が当事者となり利用することを想定した手続で、法の要求どおり攻撃防御方法の事前提出等が確実に履行されることが困難な場合もあり、1回の続行期日で証拠調べをすれば結論が逆転する可能性が見込まれるとか、資金繰り等から和解成立の可能性がかなりの確立で見込まれる場合等には、「特別の事情がある場合」として例外的に続行期日の指定も認められると考える。これは、特に事案が複雑なわけでもなく、1回の続行期日で証拠調べも終了あるいは和解の成立が見込まれる事案であるのに、一期日審理の原則にこだわり通常移行による審理といった形式対応は、利用しやすく、分かりやすい手続ということで少額訴訟を選択した当事者の意思からしても相当でない（『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4)408頁）。

② 証拠調べの即時性

少額訴訟においては、「即時に取り調べることができる証拠」に限り、証拠調べをすることができる(法371条)。少額訴訟は、上記①のとおり一期日審理の原則が採られることから、証拠調べの対象について即時性を要求することでこの原則を担保しており、この即時性の要件を満たす証拠方法としては、書証、当事者本人尋問、在廷(同行)証人の尋問等が中心となり、それ以外は原則として許されないことになる。証拠調べの即時性は一期日審理の原則を全うするための手続で、即時性の要件が問題となる場合の考慮要素としては、一般的に第1回口頭弁論期日に証拠調べを終了できる蓋然性の高い証拠方法は要件を満たすと考えられる。実務上も、交通事故による損害賠償請求事件における実況見分調書等を、第1回口頭弁論期日までに裁判所から関係官署に送付嘱託し取り寄せ、取り調べている例がある。また、即時性の意味につき疎明の場合の即時性(法188条)との関係で、以下のとおり本質的に変わらないとする(一)説と、要求する目的が違ふから両者は区別すべきという(二)説の2つの見解がある。(『研究会新民事訴訟法』前掲注(21)485頁 竹下守夫発言、「少額訴訟手続関係資料」前掲注(25)44頁)

(一) 疎明(法188条)と同義に解する見解(『研究会新民事訴訟法』前掲注(21)485頁 柳田幸三発言, 486頁 鈴木正裕発言)

この見解によれば、「即時」とは、口頭弁論期日で直ちに取り調べることができることをいい、例えば、在廷証人の尋問、出頭した当事者本人の尋問、電話会議の方法を利用した証人尋問、裁判所に留置されている、若しくは自己が所有し運搬可能な文書や物を書証ないし検証物として提出することは、即時性の要件を満たしていることになる。これに対し、期日までに裁判所が準備行為をしておかない限り、取り調べることのできな

いものは即時性の要件を欠くことになる。

(二) 別個に解する見解

(『研究会新民事訴訟法』前掲注(21)487頁 伊藤眞発言、竹下守夫発言)

即時性の要求は、一期日審理の原則実現のためという法371条の立法趣旨からすると法188条の即時性と同義に解する必要はなく、一期日審理の原則を実現するために、証拠調べの対象について一定の枠をはめる必要はあるが、疎明の場合に許容されていない証拠であっても、第1回口頭弁論期日に証拠調べを終了し得る蓋然性が高い証拠で、一期日審理の原則の実現に支障がないものであれば、法371条の即時性は満たす。

(三) 両説の相違を具体例に即し検討

㉞ 文書送付嘱託

第1回口頭弁論期日前に、審理のために必要性があると判断できる文書があり、これを同期日前に送付嘱託すれば、同期日までに送付される蓋然性が高い文書は、(二)説では即時性の要件を満たすと考える。

(例、交通事故における物損事故報告書、実況見分調書)

㉟ 調査嘱託

第1回口頭弁論期日前に調査嘱託すれば、同期日までに結果が送付される蓋然性が高い場合は、(二)説では即時性の要件を満たすと考える。

㊱ 文書提出命令

文書提出命令には即時抗告が認められている(法223条7項)。そうなると、抗告審の判断が出るまでの間、事実上期日の進行を停止することになり、一期日審理の原則を実現することが不可能となる。(一)、(二)説共に即時性の要件は満たさない。

㊲ 呼び出し証人

証人の場合は、第1回口頭弁論期日前の争点が確定しない段階で、その採否の判断は考えられない。(一)、(二)説共に即時性の要件を満たさない。

㊳ 書面尋問

書面尋問の場合にも、証人同様に、第1回口頭弁論期日前の争点が確定しない段階で、その採否を判断することができる場合は考えられない。(一)、(二)説共に即時性の要件を満たさない。

(一)説では、㉞、㉟の証拠方法は、いずれも即時性を欠くことになる。少額訴訟実務は、(二)説より処理されている。

(5) 証人尋問における宣誓の省略

少額訴訟は、一般市民を利用者として想定しているため、利用しやすく、分かりやすい手続とするため、柔軟な審理方式を採用している。証人尋問の場合にも、宣誓をさせないことができる（法372条1項）。これは、法201条1項の特則になり、当事者本人尋問は、もともと宣誓は任意的であるので（法207条1項後段）少額訴訟については特別の定めはない。また、尋問順序についても、裁判官が相当と認める順序で行うことができ（法372条2項）、これは、交互尋問を規定した法202条（本人尋問は法210条）の特則に当たる。

また、簡易裁判所の通常の手続では、口頭弁論の期日ごとに調書を作成するが、証人等の陳述又は検証の結果については、裁判官の許可により、その記載を省略することができる（規則170条1項）が、少額訴訟における調書には、証人等の陳述の記載を要しないとされた（規則227条1項）。

更に、少額訴訟では、電話等の通信手段を利用した証人尋問もできる（法372条3項）。少額訴訟は原則1回の期日で審理を終えることから、証人尋問について、電話という一層簡易な方法によって即時に証人尋問をすることを可能にした（『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4)411頁）。

(6) 反訴の禁止

少額訴訟においては、反訴を提起することはできない（法369条）。反訴の提起を認めると、原告はこれに対する認否・反論（答弁）を準備する必要が生じ、裁判所としても原告の答弁を待って審理を進めることになり、結果として一期日審理をすることが事実上不可能となるからである。

被告が当該紛争において、反訴提起の必要性を生じた場合は、少額訴訟の第1回口頭弁論期日までに通常の手続への移行の申述をしたうえで、通常の手続によって反訴を提起することになる。これにより、訴訟は本訴、反訴として通常の手続により審理及び裁判がされることになる。

異議審においても、反訴は禁止されている（法379条2項、同369条）。少額訴訟判決に対して適法な異議があった場合、異議審は簡易裁判所の通常の手続による審理となる（法379条1項）。しかし、異議審の少額異議判決に対しては特別上告を除く不服申立ては禁止されており（法380条1項）、他の同種訴訟（手形・小切手訴訟）の構造と異なり、一審限りの審理という少額訴訟の構造に照らし、相当でないとして反訴は禁止されている（『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4)405頁）。

5 事前準備

(1) 受付相談

簡易裁判所を訪れた当事者に対し、最初に対応するのは裁判所書記官であり、親しみやすく、利用しやすい裁判所といえるためには、受付相談での対応が重要となる。一般市民の多くは、裁判経験や法律知識に乏しく、裁判所を訪れるのも初めてといった者が多数で、この時の裁判所書記官の対応結果により裁判所（簡易裁判所）に対する評価が決まり、この評価は、裁判所全体に対する評価にも決定的な影響を与えることになる。裁判所書記官は丁寧な対応に努め、気軽に話ができるように、法律用語や専門用語を避け、なるべく平易な言葉に置き換えた説明を心がけることが大切で、相談は手続き相談に限られ、法律相談はできないからと弁護士事務所や無料法律相談に行くことを勧めるなどの形式的な対応をするのは相当でない。

基本的には簡易裁判所における手続選択、つまり、通常の手続、少額訴訟、調停及び督促の各手続から何を選択するかは当事者の判断に委ねるべきで、裁判所が勧めるべきものではない。受付相談では、相談内容に対し法律的意見を述べることはできないこと、法律問題の結論に関する質問には応答できないこと等を、相談者に前もって周知し了解してもらっておくことが必要である。

しかし、少額訴訟が国民に広く円滑に利用されるためには、裁判所書記官が受付相談において、相談者の抱える紛争内容を的確に把握し、少額訴訟に相応しいかどうかの選別を行い、相応しい事案については、少額訴訟の選択を基本とする積極的対応が必要である。当事者が裁判による、それも自身による解決(本人訴訟)を希望している意思が確認でき、訴額が60万円以下の金銭の支払請求を目的とする事案は、少額訴訟の対象となるから、相談者が少額訴訟の手続内容を理解したうえで手続選択をすることができるように、裁判所書記官は丁寧な教示をすることが求められる。ここでの裁判所書記官の対応結果は、少額訴訟の増減におおきく影響することから、今日の少額訴訟事件の減少傾向からすると、受付相談において、裁判所書記官にこうした適切な対応が、現在も持続して実践できているかにつき今一度検証してみる必要がある。

少額訴訟に相応しい事案かについての考慮要因としては、㊶争点が単純であること、㊷即時取調べ可能な証拠で審理を終えることが見込まれる事案であること、㊸当事者への送達等の連絡が円滑に進む見込みがあること、㊹訴訟準備について当事者の意欲、協力が見込まれること、㊺被告に応訴の可能性が高いこと等である。一方、少額訴訟に相応しくない事案としては、㊻被告の行方が不明なもの、㊼当事者が多数なもの、㊽争点が複雑なもの、㊾濫訴が疑われるもの等である。

簡易裁判所はこうした点を参考に、受付相談等では書き込むだけで簡単に作成できる定型訴状用紙(貸金, 売買代金, 交通事故による損害賠償等)を備えていることを説明し、裁判所書記官は、相談者から紛争の概要を聴き、それに対応する定型訴状用紙を交付したうえで、記載方法を教示して事件受付をする等の対応を行っているが、こうした対応を持続していくことが大切である。27)

(2) 期日前の手續教示及び事前準備

少額訴訟で想定する本人訴訟を円滑に運営するためには、一期日審理の原則(法370条)、証拠調べの制限(法371条)等の特則から、第1回口頭弁論期日を充実したものにすることが必要である。そのためには、裁判所の対外的窓口の機能を果たす裁判所書記官の関与が重要となり、受付相談に始まり、訴えの受理、訴状の送達、期日前準備及び期日当日における働きかけ、判決言渡し後の説明等、手續の最初から最後に至るまでの全ての段階で当事者に対し、その状況に応じた手續教示的活動が求められる。

裁判所書記官は当事者に対し、受付相談の段階から手續選択の参考として、少額訴訟の概要を分かりやすく教示することが重要である。概要教示では、基本的特徴のうち特に重要事項として、㊦原則として一期日審理であることから、当事者はその期日前又はその期日において、全ての攻撃防御方法を提出しなければならないこと、また、証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限ること(法370条, 同371条)、㊧被告は、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができること、ただし、被告が第1回口頭弁論期日において弁論をし、又はその期日が終了した後は、それができないこと(法373条1項)、㊨認容判決では、支払猶予等の定めがされることがあること(法375条1項)、㊩終局判決に対しては、控訴をすることはできないが、異議申立てをすることができること、及び異議後の終局判決に対しては、原則として、不服申立てをすることができないこと(法377条, 同378条1項, 同375条3項, 同380条)につき説明し、理解を得ておくことが重要である。

裁判所書記官は、受付相談の段階で得た情報や事情聴取の結果はメモを利用するなどし、後継担当者に引き継ぐことが大切で、事前準備段階で重複的な事務が行われる傾向にあり、こうしたことは裁判所の負担はもちろんのこと、長時間拘束される当事者の負担感も大きい(「少額訴訟の審理方法に関する研究」前掲注(24)24頁)。こうした点に配慮し、効率的かつ合理的な審理の見通しをたてた事前準備を行うことが重要となる。事前準備では、原告・被告双方の主張及び証拠が期日前に提出され、これを裁判所も十分に検討し、第1回口頭弁論期日に臨めるよう準備することが大切である(28)。

重要なことは、裁判所は当事者（原告）から事情聴取した内容から、当該事件の終局類型を予測し、その類型に応じた効率的な事前準備をすることである（29）。まずは、相手方（被告）の口頭弁論期日への出頭が見込まれる事案か否かの選別であり、これについては、原告から事情聴取する中で、これまでの被告の対応状況を聴くことで大体の予測が可能である。これまでの当事者間の対応の中で、被告は当該紛争に対し、どのようなことを主張しているのか、具体的に何を争っているのかを聴取し、その中で、事実関係には争いがなく、単に金額とか支払方法のみを争っているような事案では、欠席することが多く、請求を理由付ける原因事実の全てを整理しておく必要がある。

当事者間で事実関係に争いのある事案は、出頭率も高いので原告に対し請求を理由付ける原因事実のうち不足する事実につき、口頭弁論期日までに補充し主張できるように準備をすること、更に、基本的証拠書類等の早期提出を指示することになる。加えて、事件関係に直接関与した者の期日への同行を指示しておくことが大切である。たとえば、交通事故（物損）による損害賠償請求をする事案で、壊された原告車の所有者である夫が原告となり、相手車運転者の被告に対し損害賠償請求をする事案において、事故当時の原告車の運転者は妻であり事故対応したのも妻で、夫は事故当時のことは全く知らないような場合に、被告が事実関係を争った場合は、事故当事者は妻であり直接相手方（被告）との間で事故対応をした妻は、重要な証拠方法（証人）であり、妻の出頭が確保できていないと一期日審理は難しいことになる。原告に対し、妻の出頭確保（同行）に向けた準備を指示することが必要となる事案である。

他方、被告に対しては訴状副本、期日呼出状、事件類型別の定型答弁書用紙と同時に少額訴訟による審理及び裁判の手続の内容を説明した書面（少額訴訟手続説明書、規則222条1項）も同封し送達している。しかし、裁判所の第1回口頭弁論期日前の被告への対応は、原告に比べ接触は薄くなりがちであり、審理の見通しをつけるためには参考事項を聴取し、被告の具体的訴訟対応や準備することができる証拠書類、証人の有無等を把握したうえで、主張及び立証準備を促すことが大切である。被告から答弁書の提出があった事件は、その記載内容から予測される終局類型に応じた事前準備を促すことになる。原告の請求を争っている事案は対席型と考えられるので、改めて被告と連絡をとり、争点や書証、同行証人の有無等を確認するなどして準備を促す。事実関係を争う内容の答弁書を出したうえで、弁論期日の欠席が窺がえる被告の場合は、争っている事実を原告で立証すれば、原告の勝訴判決となる可能性の高いこと、抗弁事実も原告が争った場合は、被告の立証がないと原告勝訴判決となる可能性の高いこと等を説明する。

一方、当事者間で事実関係に争いのない事案の場合であっても、被告が分割払等を希

望するのであれば、具体的希望条件を提出しておけば分割払判決も可能であること、出頭すれば和解も可能である旨を説明する。他方、被告が答弁書を提出しない場合の対応は、裁判所から被告に対し、原則として積極的アプローチをする必要はないが、事件類型又は得られた情報から出頭が見込まれ、かつ争うことと予想される事件に限り、裁判所書記官から被告に対し、電話等による手続教示に加え、参考事項等につき事情聴取を行って準備を促していくことが大切である（30）。

(3) 事前準備段階の情報の開示

少額訴訟の一期日審理の原則から、裁判所は事前準備として、審理の見通しを立てるため、紛争の経緯や予想される被告の主張等、訴状に現れていない紛争の背景や周辺事情を、第1回口頭弁論期日前に把握しておくことが重要と考えられる。そのため原告に対する事前準備では、被告への書類送達の見込み、弁論期日への出頭見込み、予想される争点、事前の当事者間での示談交渉の有無等についての情報を得ておくことが有益であり重要である。こうした事前準備は、裁判官の命を受けた裁判所書記官が第1回口頭弁論期日前における参考事項の聴取（規則第61条2項）として行うことになる。

当事者から聴取した参考事項等は、裁判所が審理計画を立てるために利用するものであって、当事者の主張や証拠とするものではないから、相手方当事者に対し聴取内容を開示する必要はない。仮に、裁判官の心証形成の基礎となるような事実を聴取したときは、当事者本人尋問等（一体型審理）の中で陳述を確認し、相手方当事者に認否・反論等の機会を与えたいうえで、訴訟資料又は証拠資料として取り扱うことになる。（「少額訴訟手続関係資料」前掲注(25)39頁）

(4) 期日における手続教示

裁判所書記官は、審理の開始直前に少額訴訟を利用する当事者に対し、これから始まる審理の概要を説明することになる（「少額訴訟手続関係資料」前掲注(25)34頁）。原告に対しては訴え提起の際などに、被告に対しては期日呼出しの後などに、説明済みである場合もあるので、この段階では、これから始まる具体的審理の内容に即した説明が考えられる。また、期日冒頭では裁判官も当事者に対し、手続教示を行うことになる（規則222条2項、「少額訴訟手続関係資料」前掲注(25)35頁）。しかし、事前準備の段階での手続教示は、原告に厚く被告に薄くなることから、裁判官の期日における手続教示については、被告の少額訴訟に対する理解度を確認しながら丁寧な教示が必要となる。特に、被告が通常移行の申述をするか否かの判断をする前提として重要な意味

を持つと考えられる事項についての説明が大切である。規則222条2項はこの趣旨に沿って説明事項（証拠調べの即時性、被告の通常移行申述権、一審（簡易裁判所）限りの審理）を規定しているが、これ以外の事項についても、事案の内容や当事者の理解度などから、必要に応じて手続教示の内容を工夫することも大切である。たとえば、一期日審理の趣旨、当事者の法廷での供述は全て証拠となること、請求認容でも支払猶予等の判決になる場合もあること等についての説明が考えられる。

仮に、裁判所による上記手続教示がなかった場合について、手続教示の規定（規則222条）は訓示規定であり、その手続教示がなかったからといって、行われた手続が違法で効力がないとか、取り消し得るべき手続ということにはならない。（『研究会新民事訴訟法』前掲注(21)481頁、482頁 福田剛久発言、482頁 柳田幸三発言、これに対する反対意見、481頁 鈴木正裕発言、482頁 竹下守夫発言）

6 少額訴訟の特色(本人訴訟)

(1) 本人訴訟の割合

平成29年民事事件の概況（最高裁事務総局民事局 法曹時報70巻11号84頁）によれば、簡易裁判所における通常訴訟のうち双方が本人訴訟の割合は75.3パーセント、双方又は原告・被告のどちらか一方のみに弁護士又は司法書士を代理人に選任した訴訟が24.7パーセント、特に、少額訴訟においては双方が本人訴訟の割合が87.0パーセント、双方又は原告・被告のどちらか一方のみに弁護士又は司法書士を代理人に選任した訴訟が13.0パーセントとなっている。また、平成10年（民事訴訟法が施行され少額訴訟手続がスタートした年）の民事事件の概況（最高裁事務総局民事局 法曹時報51巻11号76頁）によれば、簡易裁判所における通常訴訟のうち双方が本人訴訟の割合90.5パーセント、原告・被告の一方のみに弁護士代理人を選任した訴訟事件は8.3パーセント、双方ともに弁護士代理人を選任した訴訟事件は1.2パーセント、少額訴訟においては双方が本人訴訟の割合93.0パーセント、原告・被告の一方のみに弁護士代理人を選任した訴訟事件は6.6パーセント、双方ともに弁護士代理人を選任した訴訟事件は0.3パーセントとなっている。

この間には、平成14年の司法書士法の改正（平成14年法律第33号、施行平成15年4月1日）により司法書士に対し、簡易裁判所での訴訟代理権が付与され、さらに平成17年から平成23年にかけて弁護士数が大幅に増加したにもかかわらず、簡易裁判所の民事訴訟では、本人訴訟の割合が圧倒的多数を占めている状況には大きな変化はない。このことから明らかなように、簡易裁判所においては本人訴訟が多数を占める状況

は、今後も大きく変化することはないと考えられ、ますます簡易裁判所を一般市民にとり身近で利用しやすい裁判所にすることが重要となる。特に一般市民の利用を想定した少額訴訟は、今後もその制度趣旨に従った適正な手続選択により、分かりやすい手続で適正かつ迅速な紛争解決を図ることができるかが課題となってくる(31)。

(2) 本人訴訟の特色

多くの一般市民は、日常生活の過程で何らかの権利をめぐるトラブルにまきこまれ、有効な解決手段が見つからないことから、不愉快な思いをしながら泣き寝入りといった経験をすることも多い。こうした日常生活の過程で発生する少額の市民型事件がこじれ、当事者間での自律的解決が期待できないとなった場合には、公正な裁判所による解決が最も好ましい。しかし、こうした市民型事件を、裁判による解決となると、上記(1)の統計資料が示すとおり本人自身による解決(本人訴訟)を求めることが多いが、現実にはこうした市民型事件が顕在化していないことが問題視されている。こうした市民型事件の特色の第1は、日常における市民生活の中で発生する紛争であること、第2は、争いの対象となる金額が少額であること、第3は、紛争当事者は身近な関係にあること、第4は、感情的対立が激しいこと等がある。

本人訴訟の発生原因を理由別にみると、① 自分自身で訴訟追行したいとの意欲が高いこと、② 自身に訴訟追行能力があると自己分析していること、③ 弁護士に依頼する経済的余裕がないこと、④ 弁護士に対する費用負担から費用対効果を重視すること等があり、原告は①②④③の順に、被告は③①④②の順にそれぞれ多くなっている(32)。

しかし、これは地方裁判所における本人訴訟の発生原因を分析したもので、簡易裁判所の本人訴訟にストレートに当てはまるかについては考察が必要である。簡易裁判所に提起される市民型事件の特色は前記第1ないし第4のとおりで、多くは身近な関係にある市民の日常生活で発生する少額の軽微な権利をめぐる紛争で、従って事案も単純で争点は多くはないが感情的対立が激しい。更に、裁判での解決となれば、時間、費用のかかることや世間体等の考慮から、当事者は裁判までは求めないとする諦めから、事件は潜在化することが多い等の特徴がある。こうした中で簡易裁判所に提起される本人訴訟の発生原因としては、原告は④①②③、被告は③④①②となると考えられる。

また、本人訴訟において、訴訟経験の有無については、原告で31.5パーセント、被告11.9パーセントが訴訟経験あり、原告が被告を上回っており、そして、少なくとも当事者の約7割は初めて経験する裁判である(前掲注(32)13頁)。これも地方裁判所での数字であるが、簡易裁判所でも初めての訴訟経験という当事者が、地方裁判所

以上に多数であると考えられる。簡易裁判所の民事訴訟の通常手続においても、地方裁判所と同様に、弁論主義の一要素である弁論（主張）と証拠調べを峻別した審理として、第1段階で双方の主張および争点を整理し、第2段階で争点に絞った集中的証拠調べを行い、第3段階として、第2段階で得た証拠資料に基づき争点に対する判断を判決で簡潔に示すとする段階的審理構造を採っている。原・被告双方が弁護士に委任した事件では法的観点を意識した、こうした訴訟対応が期待できるが、本人訴訟の場合は、上記のとおり裁判経験や法的知識が乏しいことから、当事者に法的観点を意識した訴訟対応を期待することはできず、それよりも、紛争に至った経緯やその後の対応状況等につき相手方を非難する感情的な党派的主張を繰り返すといった特徴がある。本人訴訟を想定した少額訴訟では、一期日審理の原則等の特質から、簡易な手続で迅速な紛争解決を図るとする創設趣旨を踏まえ、受付相談から訴え提起、審理等全ての段階で、裁判所の適切な後見的対応が必要であり、それを確実に実践して行くことが重要である。

(3) 本人訴訟と訴訟手続

簡易裁判所の審理対象となる市民型事件は、重要性の低いものではないのに裁判による解決となれば、手続が面倒なうえに時間、費用がかかり、更に世間体等を考慮すると、当事者は法の手続に従った解決までは求めないとする諦めから、事件は潜在化する傾向が強い。仮に、市民型事件を裁判手続で解決するとなれば、費用等を考慮すると上記(1)のとおり、当事者は本人訴訟を選択するのが常態となるから、裁判手続は簡易な手続で迅速に、しかも当事者の理解と納得に配慮した効果的な解決が得られる、利用しやすい手続であることが求められる。そうでないと、市民型事件は裁判手続による解決がされず、法の支配による正義の実現が行われなまま潜在化し、当事者は裁判所に対し失望し、不満を抱えながら泣き寝入りといったことにもなり、益々もって市民の裁判離れを増幅させ、裁判所は重要な利用層を失い、二割司法などと酷評されることになる。ここでは、裁判による解決が必要か否かといった当事者自身の価値判断ではなく、手続が面倒でしかも時間がかかり、費用倒れになるといった専ら裁判所側の事情により、紛争を解決するための受け皿として裁判手続が機能していないことになる。

簡易裁判所は、こうした市民型事件を、係属する多くの事件の一類型として従来のように主張と立証を厳密に区別し、当事者は自己の主張を法律的に構成し、まずは争点を整理したうえで、それに対する証拠調べを行うとする段階的構造の枠組みのなかで審理を進める、伝統的な通常の手続を基盤とする審理方式³³⁾で対処していたのでは、市民の裁判所離れという状況を解決することにはならない。本人訴訟における当事者は、自

己に有利な主張（党派的弁論）を法的主張とは関係なく主張するのが特徴で、裁判官は、こうした当事者双方の積極的な党派的弁論をかみ合ったものとし、弁論の基盤となる共通の弁論規範の認識に向けた積極的関与により、当事者の主張を法的観点から整理し、下敷きとなる弁論規範を当事者と共有する審理が必要である（34）。

民事訴訟の通常の手続では、弁論主義の適用から裁判官の判断形成は、当事者の弁論の影響下におかれることになるから、裁判官は当事者の弁論に注意し集中することになる。また、相手方当事者も、一方当事者の裁判官に向けられた弁論に注意し、これに対する効果的な反駁をするなどし、最大限自己に有利になるよう弁論を組み立てていくことになり、当事者の弁論は、裁判官に向けたものだけではなく、同時に相手方に対し向けられたものでもある。しかし、こうした当事者の弁論対応が十分に機能しない本人訴訟においても、弁論に活力を与えるうえで当事者の党派的関心に導かれることは重要で、それがより相手方の弁論とかみ合い、裁判官の判断形成もその弁論の影響下に置くことができるものになることが必要となる。当事者間で、外形上いかに活発な党派的弁論が行われているようにみえても、裁判外での交渉対応等のもつれからくる感情的対立をそのまま法廷に持ち込み、相手方の交渉態度、人格非難など法的主張とは直接関係のない方向に議論が流れる等の無意味な非難の応酬では意味をなさない。ここでは、当事者の積極的な党派的主張を尊重しながらこれをかみ合ったものにし、下敷きとなる弁論規範の共有に向けて、裁判官による法的観点からの弁論誘導等による主張整理に向けた積極的関与が必要となる。

しかし、棚瀬孝雄教授は、本人訴訟の審理で裁判官の後見的対応に全面的に依存するのは問題で、かえって当事者の能動的弁論を抑制することになり、必要なのは「弁論の実効化」であるとする。当事者の能動的弁論が党派的関心に導かれることは、弁論に活力を与え、裁判官に争点を掘り起こしていく手がかりと熱意を生じさせるためにも不可欠の前提となる。しかし、ここで裁判官の後見的関与に全面的に依存することは、かえって当事者の能動的弁論を抑制することになり、こうした矛盾した要請をどう巧みに調整していくかが、本人訴訟における「弁論の実効化」を考える鍵になると指摘する（35）。

棚瀬教授の「弁論の実効化」とは、当事者による弁論が、裁判という紛争解決案の内容形成に寄与し、かつ、裁判を当事者が受容するのに役立つことと理解され、このとき当事者の弁論で重要となるのは裁判官の対応で、対応次第ではプラスにもマイナスにも働くとする。裁判官に求められる対応は、当事者の日常的弁論規範を基盤とする党派的弁論に活力を与え、当事者双方の弁論をかみ合ったものとし、裁判官の判断形成もその日常的弁論規範を尊重したものとなるよう配慮した積極的関与であるとする。これは、

裁判官の本人訴訟に対する審理対応につき、注目すべき重要な指摘である。

しかし、棚瀬教授の研究は、アメリカの少額訴訟制度を参考にはしているが、平成10年施行の民事訴訟法（平成8年法律第109号）に、少額訴訟が創設される以前の簡易裁判所の通常の手続における本人訴訟に、少額訴訟を重ね合わせて問題にし、一般的市民が原告となって争う、本来的本人訴訟を念頭にしたものになっている（前掲注(35)5頁）。本論文で問題とする少額訴訟は、簡易裁判所が管轄する訴訟事件のうち、特に少額の金銭の支払を目的とする訴え（創設時の訴額30万円以下）で複雑困難でない事案について、当事者が紛争内容に見合う経済的負担により、迅速かつ効果的な解決を図ることができるように、一期日審理を原則（法370条1項）とし、直ちに判決の言渡し（法374条1項）を内容とする、通常の手続とは併存関係となる略式の手続における本人訴訟の審理である。こうした略式の手続による一期日審理を原則とする証拠調べ制限（法371条）の下での審理となれば、迅速な審理に向けて当事者の党派的弁論をかみ合ったものとし、紛争解決案の内容形成に寄与するための弁論、つまり弁論の実効化に向けては、裁判官による弁論誘導等の積極的対応が重要となる。

少額訴訟の対象は、複雑困難でない少額の金銭支払請求を目的とする訴えであることから、裁判官は、事案の概要や訴訟物及び争点につき、裁判所書記官による事前準備、訴状、答弁書、事前提出された証拠書類からある程度の予測が可能な事案である。更に、一期日審理の原則、証拠調べの制限等のある略式の手続による審理となることから、紛争内容に見合った経済的負担による迅速かつ効果的な解決が求められる。上記のとおり少額訴訟の対象となる事案は、訴状等から事案の概要や訴訟物および争点の予測が可能であるから、裁判官は、原告の請求（訴訟物）を法的観点から整理し、これを弁論規範として当事者の法廷での党派的弁論をかみ合ったものにするため、積極的に弁論誘導をするなどして主張及び争点を整理し、整理した争点を当事者と確認、共有したうえで、引き続き争点に絞った証拠調べ（引き続き証拠方法としての当事者本人尋問）を実施し、最終的には原告の請求（訴訟物）の当否につき、簡潔に判決で判断を示す、通常の手続とは違った積極的対応を必要とする。

仮に、事前準備による情報や訴状、提出の証拠書類から事案の予測ができないとか、事前予測した事案の内容と当事者双方の主張（党派的弁論）とがかみ合っていない、当事者の主張と事前提出の証拠書類との関連性に疑問のある事案は、少額訴訟としての審理は相当ではないので、裁判官は、早期に職権で通常移行の決定（法373条3項4号）をし、一期日審理や証拠調べの制限のない通常の手続による審理が相当である。

少額訴訟は、訴え提起時における原告の選択（法368条1項、2項）と、これに対し

被告から通常移行の申述（法373条1項，2項）のないことを要件とし，ここでの当事者の選択は重要な意味を持つことから，裁判所書記官による受付相談，事前準備での手続教示が重要となる。この段階での手続教示は，傾向として原告に厚く被告に薄くなりがちであることから，裁判官による口頭弁論期日の冒頭における手続教示（規則222条2項）は，被告の少額訴訟に対する理解度を確認しながら丁寧な教示が必要となる。

少額訴訟の中で多数を占める，貸金，売買代金等の少額の金銭の支払請求を目的とする事案は，当事者間に事実関係は争いがなく，被告の支払いに充てる資金繰り等の関係から争いになっている事件が多数である。こうした事件は，原告が裁判所に訴えを提起したこと（催告の意味）で，被告が重大さに気付き，早速に請求金額を支払うことがあり，結果的に訴訟の目的を達成したとして原告は訴えを取り下げ，また，支払の資金繰りに窮している被告は，裁判所に出席し和解（分割払等）の成立する事件も多い。

一方，当事者間で事実関係に争いのある事件の特徴としては，客観的証拠が少なく，事件関係者も双方当事者のみで，しかも感情的対立が激しい等がある。こうした類型の事件としては，少額の損害賠償請求事件として交通事故による損害賠償（物損）請求等の些細な権利を巡る紛争がある。裁判官は紛争の実体を早期に把握するためには，裁判所書記官に対し，受付相談や訴え提起時の事前準備が重要で，紛争内容につき原告から事情聴取し，その結果をメモに作成し，更に基本的証拠（事故現場図面，損傷状況の分かる写真，修理費用見積書，保険加入の有無，当事者間での交渉経過のメモ等）を，口頭弁論期日までの早い時期に提出することの準備を指示しておくことが重要となる。

被告に対しては，訴状送達時に答弁書および証拠書類（事故現場図面，被告車の損傷状況の分かる写真，修理費用見積書，保険加入の有無等）の提出に加え，口頭弁論期日通知書，更に，少額訴訟による審理および裁判手続の内容を説明した書面を同封し交付する（規則222条1項）。原告からの事前聴取の結果から，事実関係につき当事者間で争いのあることが窺がえる事案で，被告からの答弁書等が提出期日までに提出されない場合は，裁判所書記官は被告に対し，積極的に電話等による連絡をとり答弁書等の提出と弁論期日への出席の有無や訴訟対応等につき聴取するのが有効である。

審理は時間に余裕をもった期日指定をしたうえで，裁判官は，訴状，事前準備で得た情報・客観的証拠（現場図面，損傷写真）を基に事案を予測し，口頭弁論期日の審理では，積極果敢に事件処理に取り組み，当事者の党派的弁論をかみ合ったものとするために，事件の核心に切り込む求釈明をしながら法的観点から弁論を誘導・整理し，請求を基礎付ける要件事実に該当する具体的事実を整理し，これに対する被告の認否，反論を聴取しながら争点を整理していくことが重要である。

仮に、口頭弁論において当事者双方の主張（党派的弁論）がかみ合っていない、当事者の主張と事前に提出された証拠書類との関連性に疑問のある事案は、少額訴訟による審理は相当でないので、裁判官は、早期に通常移行の決定（法373条3項）をし、一期日審理や証拠調べの制限のない通常の手続による審理を相当とする。

少額の市民型事件は、特徴として本人自身が当事者となり（本人訴訟）、これまでの当事者間の裁判外での交渉のもつれからくる感情的対立を、そのまま法廷での弁論に持ち込むことから、相手方の交渉態度、あるいは紛争に至った人間関係など、争点とは直接関係のない方向に議論が流れていくことがしばしばである。このような裁判官の積極的な取り組みを必要とする事件は、当事者自身の主体的な行動に委ねていても事案が正しく解明されることは期待できない。当事者の主張・立証につき裁判官が積極的に関与をすることで事案を解明し、勝つべきものが勝つことで正義が実現され、そのことが当事者の納得にも繋がることになる。

特に少額訴訟の対象となる市民型事件は、複雑困難でない少額の金銭の支払を目的とする訴えであることから、通常一般人にも結論の相当性につき判断の容易な事件も少なくない。こうした事件について、裁判所の判断が本来勝つべき当事者が勝つというものでないとなれば、当事者本人はもちろんのこと、社会一般人からも反発ないし批判を受けることになり、裁判所はもちろん裁判に対する国民の信頼を裏切ることにもなる。裁判所としては、複雑困難でない軽微な市民型事件、それも本人訴訟に対する対応こそが重要で、真相解明に向けて積極的に取り組むことが必要で、弁護士の関与する通常の手続による審理のように、主張・立証を厳格に区別し、争点整理をしたうえで証拠調べを実施するとする段階的審理構造や、主張・立証を自己責任とする形式的弁論主義の適用を安易に働かせることをしてはならない。軽微な市民型事件を少額訴訟として取り扱う簡易裁判所は、日頃から想定される事件類型について法律上、事実認定上の問題点や定型書証等の証拠書類につき十分検討し、具体的事件を想定した審理モデル等を作成するなど、事件を的確に把握できるように裁判官・裁判所書記官で普段から情報等を共有し、事案解明に向けて協働し積極的に当事者を先導することが必要である。

また、こうした審理方式の下では、市民の健全な常識を訴訟に反映させるため、司法委員制度（法279条）を積極的に活用した審理が有効である（36）。

7 まとめ

過去の簡易裁判所が、少額裁判所として機能しなかった反省から、少額の市民間紛争を、法の手続に従った解決を必要とする社会・経済状況等に対応するため、平成10年

施行の民事訴訟法(平成8年法律第109号)において、簡裁特則の更なる特則として、簡易裁判所が管轄する訴訟事件のうち、特に複雑困難でない少額の金銭紛争を、市民が紛争額に見合った経済的負担で、迅速かつ効果的な解決を求めることを目的とする少額訴訟が、通常の手続と併存する形で創設された。しかし、少額訴訟創設から今日に至る歩みは、事件数の動向(減少傾向)からみても決して順風満帆であるとは言えない状況にあり、改めて少額訴訟に対する裁判所の対応が問われることになる。

少額訴訟は本人訴訟を想定し、現実に87パーセントが双方本人訴訟となっていることに加え、略式の手続として一期日審理の原則、証拠調べの制限(法370条1項、同371条)、一審(簡易裁判所)限りの審理等の関係から、裁判所は少額訴訟に相応しい利用しやすく、分かりやすい審理として、従前の簡裁特則による通常の手続とは違った審理対応が求められることになる。

少額訴訟の法的性質論については、これまで簡易裁判所の実務ではあまり議論されることなく、通常の手続を簡略化した略式の手続であるとの理解のもと運用されてきた。しかし、少額訴訟は本人訴訟を想定した手続で、訴えの提起から事前準備、審理、判決そして判決後の強制執行手続に至る全ての段階で、裁判所の後見的対応を必要とする手続として、公平性、中立性に配慮した適切、妥当な対応が求められる。こうした裁判所の対応を考えるうえで法的性質論の理解は、適切な判断と対応をするための考慮要素の一つとして、参考となることから実務においても意味があると考えられる。

少額訴訟の法的性質として、訴訟説、仲裁説の対立があるなかで、有力説である仲裁説は、形式的には略式訴訟であるが、被告に通常移行の申述権を認めたことで、原告の選択と被告が少額訴訟による審理および裁判に対し、異議を述べなかったときに始めて成立する手続となり、これは実質的には仲裁手続の前提条件である「当事者の合意」による成立と完全に符合することから仲裁であるとして、被告に通常移行の申述権を認めたことを仲裁説は最大の根拠とする。しかし、被告に通常移行の申述権を認める趣旨は、対象となる全ての事件を少額訴訟とはせず、通常の手続とは併存(競合)関係とし、一次的には原告に選択権を与えたことから、当事者間の公平を図るため、被告の利益にも配慮して通常移行申述権を認めたものである。こうした経緯からして、被告に通常移行申述権の行使がなかったことをもって、訴訟の性質(訴訟から仲裁)までも変える「合意」が当事者間に成立したとすることには疑問がある。

少額訴訟は、民事訴訟法中に規定され、公開の法廷で必要的口頭弁論の原則に基づき、当事者がお互いの主張、立証を尽くし、裁判官は、そこで提出された資料のみにより、原告が主張する権利(訴訟物)の存否につき、判決で判断を示すとする、通常の手続を簡略

化した略式の手続であるとする訴訟説が相当である。

仲裁説から訴訟説では説明できないと批判のある以下の①、②の手続について、① 一審限りの審理とする点は、通常の手続と同様に三審制を原則として上級審への不服申立てを認めると、紛争の解決までに相当の時間と費用がかかり、少額訴訟を創設した趣旨が損なわれること、審級制度をどのように定めるかは立法政策の問題であること、② 支払猶予等の判決については、原告は支払猶予等の判決もあり得る手続であることにつき事前教示をうけ、これを理解したうえで少額訴訟を選択したこと（黙示的合意説）、これに対し被告からも通常移行の申述がなかったこと、からいずれも訴訟説からの説明が可能である。

少額訴訟の概要では、簡易裁判所の通常の手続と少額訴訟は併存(競合)する関係となり、少額訴訟による審理および裁判を求めるには、最初に原告に選択権を認め、これに対し被告から通常移行申述権の行使がないことを要件とする。審理は、一期日審理の原則、証拠調べの制限、反訴の禁止、即日判決等の定めのある一審(簡易裁判所)限りの略式の手続となることから、少額訴訟として相応しい事案か否かにつき、通常移行を含めた裁判官の判断が重要となる。

更に、本人訴訟に対する裁判所の対応が重要となり、少額訴訟は本人訴訟を想定した略式の手続として、紛争内容に見合った経済的負担による、分かりやすい迅速な審理をどのように実現していくかが、裁判官に問われることになる。少額訴訟は法的知識や訴訟経験の少ない市民を当事者(本人訴訟)として対象とすることから、弁護士に委任した事件での審理のように、訴訟手続や弁論規範を理解したうえでの訴訟対応を期待することは困難である。少額訴訟を、特則である一期日審理の原則、証拠制限等のある略式の手続により分かりやすい迅速な審理を実現して行くためには、当事者の党派的弁論を尊重した主張整理等に向けた、裁判官の積極的な審理関与が必要となる。

少額訴訟は、複雑困難でない少額の金銭の支払請求を目的とする訴えを対象とすることから、裁判官は、裁判所書記官による事前準備や訴状、答弁書、事前提出された証拠書類等から事案の概要や訴訟物等につき、事前の予測が可能な事案である。審理では裁判官は、この事前予測を基にして原告の請求を法的観点から整理し、これを弁論規範に主張整理と争点の掘り起こしに向けて、当事者の党派的弁論をかみ合ったものとするために、弁論誘導等の積極的対応を行うことになる。そのうえで裁判官は、当事者との間で事案の内容や争点を共有し、争点に焦点を絞った証拠調べ（引き続き証拠調べ方法として当事者本人尋問）を実施し、最終的には原告の請求する権利（訴訟物）の存否に対する判断を、判決で簡潔に示すことが、少額訴訟における一期日審理を原則とする略式の手

続による審理の実現と、当事者の納得に配慮した審理として必要となる。

仮に、裁判所書記官による事前準備や訴状、答弁書、事前提出された証拠書類等からは、事案の予測が不能であるとか、弁論において当事者双方の主張（党派的弁論）が全くかみ合っていないとか、主張と事前に提出された証拠書類との関連性に疑問があるといった事案は、少額訴訟としての審理は相当でないので、裁判官は、早期に職権で通常移行の決定（法373条3項4号）をし、一期日審理や証拠調べの制限のない通常の手続による審理を相当とする。

当事者は、少額訴訟による訴えを提起するためには、適切な事件選択と、略式の手続による審理であることを理解したうえで、事前準備を十分に行うことが必要となる。それには、前提となる裁判所の当事者に対する、訴え提起に向けた受付相談や事前の手続教示等の対応が大切で、裁判所は、こうした対応を継続して行っていくための取り組みや体制の整備が出来ているかが問われることになる。

少額訴訟では、当事者の理解に配慮した公正・公平でしかも利用しやすく、分かりやすい迅速な審理をいかにして実現するかが重要となる。裁判官は、少額訴訟は本人訴訟を想定した手続であることを前提に、積極的な訴訟関与が必要で、当事者の党派的弁論を尊重しながら、これをかみ合ったものとするために弁論誘導をするなどして、双方の主張及び争点を整理し、これを当事者との間で共有するなど透明性に配慮したうえで、最終的には争点に対する判断を簡潔に示すとする迅速な審理が必要である。そのうえで裁判官は当事者に対し、少額訴訟は当事者で可能な裁判であることを実感させることを心掛けた分かりやすい審理が必要で、当事者の理解に配慮した積極的関与をとおして、こうした審理を実践していくことが求められている。

(注)

- 15 松浦馨「略式訴訟の必要性とその性格」民事訴訟法雑誌11号1頁
- 16 「少額訴訟利用のすすめ」ジュリスト1172号156頁
立脇一美「少額訴訟事件の問題点」『新・裁判実務大系26』前掲注(1)109頁
- 17 上田竹志「少額訴訟手続，和解に代わる決定の現状と課題」法律時報87巻8号41頁
- 18 小島武司「少額訴訟手続の意義」『講座新民事訴訟法Ⅲ』（弘文堂，1999）215頁
- 19 川嶋四郎「略式訴訟の争点(簡易救済手続)の現状と課題」『民事訴訟法の争点，新・法律学争点シリーズ4』（有斐閣ジュリスト増刊号，2009）270頁
中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義』（有斐閣 第3版，2018）722頁 [松

- 浦馨], 松浦馨「新少額訴訟制度の趣旨・目的と性質並びに若干の問題点について」前掲注(12)5 1 頁
- 兼子一原著『条解民事訴訟法』(弘文堂, 第2版, 2011) 1838頁 [加藤新太郎], 高田裕成ほか編集『注釈民事訴訟法』(有斐閣コンメンタール, 第5巻, 2015) 645頁 [日比野泰久], 三上威彦「少額訴訟」新堂幸司監修『実務民事訴訟法講座』(日本評論社, 第3期, 第6巻) 248頁, 菊井雄大=村松俊夫・原著『コンメンタール民事訴訟法V II』(日本評論社, 2016)202頁
- 20 川嶋四郎 前掲注(19)270頁
- 21 新堂幸司『新民事訴訟法』(弘文堂 第5版, 2011)961頁, これに対し竹下守夫ほか『研究会新民事訴訟法』「第六編 少額訴訟手続」(有斐閣ジュリスト増刊1999.11)498頁 [鈴木正裕発言]
- 22 松浦馨『新民事訴訟法講義』前掲注(19)722頁
松浦馨「新少額訴訟制度の趣旨・目的と性質並びに若干の問題点について」前掲注(12)5 2 頁, 加藤新太郎『条解民事訴訟法』前掲注(19)1838頁, 三上威彦「少額訴訟」前掲注(19)248頁
- 23 松浦馨 「新少額訴訟制度の趣旨・目的と性質並びに若干の問題点について」前掲注(12)5 4 頁, 加藤新太郎『条解民事訴訟法』前掲注(19)1838頁
- 24 少額訴訟について
松村和憲「少額訴訟に関する特則」西口元編集『現代裁判法体系13民事訴訟』(新日本法規, 1998)414頁, 笠井正俊行=越山和広編『新・コンメンタール民事訴訟法』(日本評論社, 第2版)1190頁[越山和広], 仁木恒夫『少額訴訟の対話過程』(信山社, 2002)
少額訴訟の審理について
司法研修所編『少額訴訟の審理方法に関する研究』(法曹会, 2001), 石崎實「少額訴訟・準少額訴訟」簡裁民事実務研究会編『簡易裁判所の民事実務』(テイハン, 2003)187頁, 立脇一美「少額訴訟事件の問題点」前掲注(16)109頁, 行田豊「少額訴訟の意義と手続構造」新堂幸司監修『実務民事訴訟講座』(日本評論社, 第3期, 第6巻)281頁
- 25 最高裁民事局監修「少額訴訟手続関係資料」(法曹会)5頁
- 26 司法研修所編「少額訴訟の審理方法に関する研究」前掲注(24)91頁
- 27 「少額訴訟の審理方法に関する研究」前掲注(24)12頁, 立脇一美「少額訴訟事件の問題点」前掲注(16)113頁, 「大阪簡易裁判所における民事訴訟事件の定

- 型訴状・答弁書モデルと解説」判例タイムズ（臨増）1090号40頁
- 28 加藤新太郎編『簡裁民事事件の考え方と実務』（民事法研究会，2003）54頁 [野中利次]
- 29 難波孝一ほか「少額訴訟の審理方法に関する研究」高橋宏志ほか編『新しい簡易裁判所の民事司法サービス・利用者の視点を求めて』（判例時報社2003）49頁，下里敬明「東京簡裁における準少額訴訟事件処理の概要」前同，高橋宏志ほか編『新しい簡易裁判所の民事司法サービス・利用者の視点を求めて』72頁
- 30 判例タイムズ（臨増）1090号，前掲注(27)150頁
- 31 岡久幸治「簡易裁判所の理念と現状」『新・裁判実務大系26』前掲注(1)10頁
- 32 司法研修所編「本人訴訟に関する実証的研究」法曹会）11頁
- 33 「少額事件の簡易迅速な処理に関する研究」精密弾効型の審理・判断方式の問題点）前掲注(5)7頁
- 34 棚橋孝雄『本人訴訟の研究』前掲注(6)31頁，伊藤眞「書評」（民商法雑誌92巻1号，1985）145頁，三ヶ月章『民事訴訟法研究第8巻』前掲注(2)249頁，小島武司『訴訟制度改革の理論』前掲注(6)143頁，遠藤賢治「本人訴訟における審理手続と本人への支援のあり方」判例時報 2287号3頁，
- 35 棚瀬孝雄『本人訴訟の研究』前掲注(6)31頁

棚瀬孝雄教授は，少額本人訴訟にふさわしい手続原則は，一つは訴訟手続のもつ形式性の排除で，二つめは裁判所の能動的手続関与であり，後見的関与が適正に作用するには，当事者の能動的弁論が不可決の前提となるとする。

棚瀬孝雄 上記同52頁，伊藤眞 前掲注(34)146頁

「弁論の実効化」について

弁論が当事者の党派的関心に導かれることは，弁論に活力を与えるうえで重要であり，それがなりよりも相手方の弁論とかみ合い，裁判官の判断形成もその弁論の影響下に置くことができるものであることが必要である。外形上いかに活発な党派的弁論が行われているようにみえても，交渉のもつれからくる感情的対立を法廷に持ち込み，相手方の交渉態度，紛争に至るまでの人間関係等の争点には直接関係のない無意味な非難，応酬では意味をなさない。こうした場合は裁判官の後見的関与が発動されることになるが，これに全面的に依存することは，当事者の能動的弁論を抑制することにもなり，こうした矛盾した要請をどう巧みに調整していくかが，本人訴訟における弁論の実効化を考える鍵になる。そして，ここでいう実効化とは，「当事者による弁論が裁判という紛争解決案の内容形成に寄与し，かつ，裁判を当事者が受容するのに役立つこと」と理解され

る。そしてまず、単に活発な弁論と、実効性のある弁論を区別し、実効性のある弁論をいかに作りあげることが問題になるが、裁判官による後見的関与、すなわち訴訟指揮にのみ頼るのでは、結局当事者の能動的弁論そのものを抑圧することになり逆効果を生む。能動的弁論を生かしつつ、それを実効化するには、裁判官の判断形成に無駄なく役立つような弁論がなされるための規範、すなわち弁論規範が必要になる。この規範は、いかにして形成されるか。それは、日常的弁論規範を審理の中に持ち込もうとする当事者の意欲によるところが大きい。それだけでは十分ではなく、裁判官の規範にあわせた弁論誘導が不可欠である。裁判官のこの役割は、潜在的弁論規範の顕在化と呼ばれる。

36 岡久幸治「簡易裁判所の理念と現状」前掲注(1) 6頁

第3 少額訴訟の審理

1 弁論主義の内容

民事訴訟は、私人からの訴えの提起を待って開始される建前になっている。私人間の私益に関する紛争については、本来私的自治の原則にゆだねられている私法の分野に属する紛争であるから、訴訟手続による紛争解決内容においても、当事者の自由な意思を尊重した処理をすることが望ましい。したがって、訴訟において実体法上の権利の存否が争いになった場合においても、どのような認定資料に基づいて存否を決するかは、当事者の自由に委ねてよいことから、民事訴訟では判決の基礎となる事実の確定に必要な、主張と証拠の申出を当事者の権能と責任とする弁論主義が採用されている。

弁論主義は、判決の基礎となる訴訟資料と証拠資料の収集について当事者の意思を尊重するたてまえで、次の三つの原則をその内容とする。

- ① 法律効果の発生、障害、消滅等に直接必要な主要事実については、当事者が口頭弁論で陳述しない限り判決の基礎にはできない。仮に、証拠調べから当事者が主張していない主要事実が認められてもこれは採用できないことになる。（訴訟資料と証拠資料の峻別、弁論主義の第一原則）
- ② 当事者間に争いのない主要事実が自白事実として判決の基礎となる。（弁論主義の第二原則）
- ③ 主要事実認定のための証拠調べは、原則として当事者が申請（例外、当事者本人尋問等）したものでなければならない。（弁論主義の第三原則）

私益に関する紛争解決を対象とする裁判手続では、判決の基礎となる主要事実の確定に必要な事実の主張、証拠の申出を当事者の権能及び責任とすることを原則とする弁論主義が採られ、これは主要事実の確定に必要な資料の探索を、裁判所の職責であるとす

る職権探知主義に対立する概念である。職権探知主義は、当事者の主張の有無、内容にかかわらず、裁判所が職権で証拠調べ等を行って、積極的に事実関係を調査究明し、その結果に基づいて裁判をする方式である。裁判の内容が、私人である当事者の利害だけでなく、公益に影響を及ぼすような場合には、事実につき当事者の主張がないとか、当事者間に争いがないからといって、その事実の有無につき確認することなく、これを前提とした裁判は不適當で、そのためこうした事実については、職権探知が行われている。行政処分の効力等が審判の対象となる行政訴訟では、職権で証拠調べをするものとされており（行政事件訴訟法24条）、また、人事訴訟すなわち婚姻、養子縁組等の事件では職権探知主義が採られている（人事訴訟手続法14条、26条、31条2項）。37)

訴訟は、実体法が定める法律要件にあたる事実の存否を証拠調べ等によって確定し、その事実を法規にあてはめて、権利の発生・消滅等を判断し、現在の権利関係の存否を確定する手続である。民事訴訟では、原告が訴訟物（以下実務で定着している「旧訴訟物理論」を前提とする。）として主張する実体法上の権利の存否につき、裁判所は判断しなければならない。しかし、この訴訟物たる権利自体は目に見えないものであるから、権利の存否は、実体法が規定する権利の発生を定めた法律要件（「構成要件」ともいう）に定める事実の有無により判断することになる。民法、商法などの実体法は、どのような事実があったときに、権利の発生、障害、消滅、阻止という法律効果が発生するかの法律要件を規定しており、この発生、障害等の法律要件に該当する具体的事実を主要事実（「要件事実」ともいう）といい、こうした主要事実が認められるか否かで権利の存否が判断されることになる。そして、最終的な当該権利の存否の判断は、その権利の発生が肯定されるか、その後消滅したか、更に、その消滅の効果発生が妨げられたといった具合に、積極・消極のいくつかの法律効果の組合せによって導き出すことになる。38)

たとえば、消費貸借契約に基づく貸金返還請求権を訴訟物とする場合を例示すると、金銭消費貸借契約成立のための法律要件は民法587条により、① 金員の返還を合意したこと、② 金員を交付したことの各事実である。

更に、消費貸借契約の成立には本質的要素として、弁済期の合意が必要となるのではとの問題がある。消費貸借契約や貸借契約等の貸借型の契約類型は、目的物を一定の期間借主に利用させることに目的があり、目的物を受け取るや否や直ちに返還すべきことを内容とする貸借は無意味である。契約の性質上、貸主は一定期間その目的物の返還請求ができないという拘束を伴う契約関係である。こう解すると返還時期の合意は、貸借型契約にとって不可欠の要素となり、消費貸借契約の成立のための要件として、上記①、②に加え、③ 弁済期の合意が必要となる。したがって、消費貸借契約に基づき貸金

返還請求をするためには、加えて④ ③の弁済期の到来したことまでを主張することが必要である（この①，②，③，④の各事実に該当する具体的事実を「主要事実または要件事実」という）。この主要(要件)事実につき、貸金返還請求を求める原告（債権者）に主張・立証責任がある（司法研修所編「新問題研究要件事実」40頁）。

他方、弁済の事実については、貸金返還請求権を消滅させる事実（抗弁）となり（民法474条以下で弁済が債権の消滅事由として規定されている。）、被告（債務者）に弁済の法律要件に該当する主要(要件)事実につき主張・立証責任がある。その結果、消費貸借契約の成立のための主要事実が認められない場合は、原告は主張・立証責任を果たしていないから原告敗訴（請求棄却）となる。弁済の主要事実については被告に主張・立証責任があるから、弁済の事実を主張しない場合は、証拠資料から弁済の事実が認められても、弁済の事実を判決の基礎とはできないから（原告主張の①，②，③，の各事実が当事者間に争いがないか、証明されれば、④は明らかな事実）被告敗訴となる。

また、弁論主義で注意が必要なことは、主張の有無は裁判所と当事者との間での権限・責任の分配であるということである。主張責任は当事者である原告と被告との間で分配されるが、弁論主義違反となるのは、裁判所が原告、被告どちらの当事者からも主張のない主要事実を判決の基礎とした場合であり、弁論に現出されているかぎり、いずれの当事者から提出されたかは問わない。裁判所は、主張責任を負わない当事者から提出された主要事実であっても、弁論に現れている限りにおいて、この事実を判決の基礎とすることは弁論主義からは何ら問題はない。主張責任のない当事者からの主要事実の陳述は、自己に不利益な事実の陳述として、これを主張共通の原則の問題として説明される（39）。このように、主張した主要事実が当事者に有利にも不利にも斟酌される可能性があることから、裁判所は釈明権の適切かつ効果的な行使により、当事者の真意に基づく攻撃防御方法の提出となるように配慮した訴訟指揮が大切である。

2 弁論主義の機能

弁論主義の根拠は、民事訴訟の対象となる訴訟物（一定の権利又は法律関係）は、私人間で自由に処分できる実体上の権利関係であり、当事者の自由処分を認める「私的自治の原則」が妥当する。したがって、訴訟において争いとなった場合も、訴訟物の判断のための訴訟資料の収集と提出についても、同じく当事者の自由に委ねるとする私的自治の原則が妥当することに求める（通説、前掲注(39)202頁）。したがって、裁判所は、法律効果の発生・障害・消滅等に必要の主要事実を、当事者が弁論において主張しない限り判決の基礎とすることができない（弁論主義の第一原則）。そして、弁論主義

はもっぱら主要事実に関する主張であり、主張された事実の法的評価は裁判所が自由になしうるのである。したがって、当事者の法的評価に基づく主張事実と裁判所の法的評価の双方が一致している限りは問題がないが、この法的評価が違った場合が問題である。当事者は認識する法的評価に基づき、必要となる主要事実を主張したところ、裁判所はこの事実を前提として、当事者とは違った法的評価に基づき判断することになった場合、当事者にとり、それが不意打ちとなっても、法的評価は裁判所の専権であり、主張された主要事実の関係では弁論主義が機能しており問題がないといえるのかである（竹下守夫『条解民事訴訟法』前掲注(19) 885頁）。

裁判所による異なる法的評価に基づく判断が予測されるときは、裁判所は心証を持つ法的評価を当事者に開示し、争点となる評価に対する認識を裁判所および当事者間で共有したうえで、十分な反論（主張及び立証活動）の機会を保障することが必要で、これが担保されてこそ弁論主義が機能したといえるのではないか。当事者に対し、こうした機会が与えられていないとすれば、当事者にとり裁判所の判断は「不意打ち」となり、認識外のところでの判断となる。

現実の訴訟において弁論主義が果たしている機能・役割は、当事者の意向の尊重というよりも、むしろ不意打ちの防止にある。弁論主義があることにより、当事者から主張のない事実を裁判所は判決の基礎とはできないことから、当事者としては、相手方当事者が主張する事実及び自己が主張した事実だけに注意をしておけば足りることになる。裁判所から不意打ち的に事実が認定され、それに基づいた判決がされることがないことが保障されるのである。40)

3 釈明権

裁判においては、弁論主義の原則からすると裁判所は、自発的に介入すべきでないということになる。裁判所は当事者が主張した事実の上に立ってのみ裁判をすればよく、当事者の不注意から、本来は主張すべきである事実を主張しなかった結果敗訴したとしても、それは当事者の自己責任の結果であるとして突き放すことができる。このような原則は、基本的に訴訟追行能力が完全であり、お互いに平等な地位に立つ当事者の存在を前提とする。しかし、現実の訴訟では、当事者は必ずしも平等ではなく、必ず自己の利益を守るために最も適切な訴訟活動をするとは限らず、重要な事実の主張を落としたり、不明確な主張をしたり、当然提出すべき証拠を失念することもある。こうした場合にも、機械的に弁論主義を適用し、裁判所は受身の立場を守るとすると、これでは本来勝訴すべき者が勝たず、国民市民の正義感情からは大きく外れることになり、裁判所に

対する信頼も揺らぎかねない状況になることは明らかである。

弁論主義の採られる根拠は、私益に関する事項は当事者の自由な処理に任せるべきだとする私的自治の原則にあるとしても、訴訟経験や法的知識の不十分から、事案を法律的解決に適するように解明することが困難な本人訴訟においては、適正、妥当な紛争解決を図ることを職責とする裁判所に、その可能性に向けた積極的（後見的）対応が必要で、このための権能が釈明権である（新堂幸司＝上原敏夫『条解民事訴訟法』前掲注(19)917頁）。特に、少額訴訟の想定する事案は、一般市民の日常生活で発生する、複雑困難でない少額の金銭紛争であることから結果の予測もつきやすく、裁判所の対応や裁判結果しだいでは、不親切な裁判所との評価を受け、裁判離れということにもなりかねない。むしろこうした状況を防ぐのが裁判所の任務である。41)

ここでの裁判所の対応としては、弁論主義の形式的な運用による不合理を修正し補充するため、当事者を突き放すのではなく訴訟活動に寄り添い不明な点、不審な点につき、事案の真相をきわめるため釈明を求めることができ、場合によっては釈明を求めるべきであるとする対応が臨まれる 42)。釈明権はこのように弁論主義がその欠陥を露呈し、適正妥当な裁判をかえって妨げるおそれのある場合に、裁判所が積極的に当事者の訴訟活動に干渉し、主張や立証の補足・修正を促す権能である。

昭和45年6月11日最高裁判所第1小法廷判決（民集24巻6号516頁）は、釈明制度は、当事者間における紛争の真の解決をはかることを目的として設けられたもので、真相に合致した適切妥当な解決をするため、釈明権・釈明義務は「弁論主義」を修正・補充するもののみならず、更に審理の充実・促進化と公平な審理を実質化するための裁判所側の手段と位置づけている。

民事訴訟法においても釈明につき、「裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して発問し、又は立証を促すことができる。」と規定している（法149条1項）。その内容としては、裁判所は、当事者の申立ておよび陳述の欠陥（証拠資料に現れた事実につき当事者からの主張がない場合も含む）、矛盾、不明瞭、誤謬に注意を喚起し、訂正補充の機会を与え、または争いのある事実につき立証準備を促すもので、それでも立証を尽くさない場合は、証拠方法の提出を促すこともある。一般的には、①不明瞭を正す釈明、②不当を除去する釈明、③訴訟材料補完の釈明、④訴訟材料新提出の釈明、⑤立証についての釈明に分類され、これら全ての釈明について、裁判所はできる限り必要に応じ積極的に行使すべきある 43)。

弁論主義と釈明制度の関係について、上記判例・通説が示すとおり釈明制度は、「弁論主義の形式的適用による不合理を修正し、訴訟関係を明らかにし、できる限り事案の

真相をきわめることによって、当事者間における紛争の真の解決を図ることを目的」として裁判所に課せられた任務であるといえる。裁判所は、審理過程で更なる裁判資料収集の必要性を認めた場合は、当事者に対し、不明瞭・不十分な裁判資料（主張・証拠）を指摘して、当事者に必要な対応を求めることになり、こうした釈明は、口頭弁論期日において、当事者または訴訟代理人に対して求めることばかりでなく、第1回口頭弁論期日前に、訴状、答弁書の不明箇所等について補充を求める期日外釈明（規則63条）もある。期日外釈明については、手続保障と審理の公平の確保の要請から、攻撃防御方法に重要な変更を生じ得る事項に関する釈明を求めた場合、その内容を相手方に通知し（法149条4項）、裁判所書記官がこれを記録化することが必要である。

このように、裁判所による釈明権・釈明義務が適切に行使され、当事者がこれに応ずるならば、真相に合致した適正で公正な裁判が実現されることになる。

4 一体型審理

少額訴訟の法的性質については、第2で検討したとおり訴訟説が相当であり、少額訴訟の対象とする事案は、私人間の私益に関する少額の金銭の支払請求に関する紛争であることから、弁論主義に配慮した審理が必要となる。

民事訴訟における通常の手続では、当事者本人の口頭弁論期日における陳述は、訴訟資料（主張）として主張（争点）整理の対象となり、当事者間で主張の一致する主要事実は自白事実となり、自白の成立した事実以外は、原則として撤回、取消は自由で、自白の成立した事実については判決の基礎となる（弁論主義の第二原則）ことから、その撤回、取消については一定の要件が必要とされている⁴⁴⁾。また、相手方当事者に主張責任のある事実の陳述で、相手方がこれを争っている場合には、この主張を、相手方の援用しない他方当事者の自己に不利益な事実の陳述（不利益陳述）として、顕著な事実にあたらない限り、証拠によって認定されなければ、裁判官は判決の基礎とすることはできないなどの特徴がある⁴⁵⁾。

一方、当事者本人尋問における供述証言は、証拠方法の一つとして証拠資料であり、その撤回、取消は自由であるが、撤回等がなされた場合はその事実のどちらを信用するかを含め、証拠評価の問題として裁判官の自由心証により評価されることになる。

このように当事者の弁論での陳述（訴訟資料）と、当事者尋問での供述証言（証拠資料）は、主張または証拠としてその取り扱い、評価、法的効果がまったく異なり、当事者が弁論において主張しない事実は、たとえ証拠資料から認められても、弁論主義の第一原則から訴訟資料とはならない。そこで、弁論主義のもとでは、事実に関する主張である

訴訟資料と証拠調べの結果得られる証拠資料とは峻別する（竹下守夫『条解民事訴訟法』前掲注(19) 883頁）。主張と証拠の峻別は、弁論主義の一要素であり、機能的には不意打ちを防止し、当事者の手続保障に奉仕するとしても、訴訟手続に慣れていない一般市民に対し、自身の訴訟主体（弁論「訴訟資料」の提出者）としての立場と、証拠方法（当事者尋問の客体）としての立場を区別し、これを自覚したうえでの訴訟活動を期待することは困難である。当事者（市民）はそこで行われている手続、審理内容については全く分かっていないし理解もできていないのが現実であり、こうした裁判ではどうして市民の理解、支持を得ることができず、分かりにくく面倒な手続として利用を敬遠されることにもなり、簡易・迅速な紛争解決に支障をきたす原因となることは明らかである。

少額の市民型事件を裁判による解決として裁判所を頼った当事者にとり、対象となった紛争につき当事者間で弁論(主張)がかみ合い、裁判官とも十分な対話ができ、自身の言い分を確りと聴いてもらい、争点につき裁判所が分かりやすく簡潔に判断してくれたと実感できる審理であることが大切である。少額訴訟は、一般市民を利用者として想定した手続であることから、利用しやすく、分かりやすい司法インフラとして市民生活に定着させることが必要である。そのため裁判官は、これまでの簡易裁判所の通常の手続における審理の反省から、形式にとらわれない柔軟な審理を実現していくことが必要となる。一般市民である当事者に理解の得やすい分かりやすい審理としての工夫が、裁判官が当事者から紛争の実情を聴きながら、訴訟資料と証拠資料を適宜獲得して行くという、弁論と証拠調べを一体化した審理の試みが一体型審理である(46)。

一体型審理は、市民感覚に寄りそった当事者に理解の得やすい、受け入れやすい審理方法であるとしても、少額訴訟は裁判(法的性質は訴訟説)であり、弁論主義の一要素である訴訟資料と証拠資料(主張と証拠)を峻別した審理との関係をどのように調整するかの問題がある。訴訟手続に慣れていない一般市民感覚からすると、当事者に対して主張であり証拠でもあると考えるものを、自身の訴訟主体(弁論の提出者)としての立場と、証拠方法(当事者尋問の客体)としての立場を区別し、これを自覚した訴訟活動を期待することは困難である。当事者の法廷陳述につき、訴訟主体としての陳述(訴訟資料)と証拠方法としての陳述(証拠資料)とを厳格に区別する従来の審理方式は、一般市民には分かりにくく、同じことを繰り返し質問されることにより、自身が疑われているのではと感じることにもなりかねない手続として利用を敬遠されることにもなる。

加藤新太郎判事は、「一体型審理には、弁論主義の原則からの疑義がないとはいえない。しかし、少額訴訟の一期日審理を実現するためにはこのような工夫は必要不可欠であり、手続裁量の範囲内のものとして許容されよう。」とする(『条解民事訴訟法』前

掲注(19) 1850頁)。しかし、事案の適正・妥当な解決を目的とする弁論主義の趣旨が十分な機能を果たし得ない本人訴訟では、同じ目的を職責とする裁判所がその可能性に向けて後見的配慮をするのが当然の責務であり(47)、一般市民による本人訴訟を想定した少額訴訟では、特に裁判官の積極的対応が期待されることから、一体型審理はむしろ相応しい必要な審理方法であると考えられる。(川嶋四郎「簡易裁判所における法的救済過程に関する覚書」前掲注(1) 28頁)

一体型審理において注意をすべきことは、審理の冒頭で裁判官から当事者に対し、自身の陳述と相手方の陳述が一致したとき(自白事実)は、それは真実として扱い判決の基礎となること、また、自身の供述が証拠として扱われる(撤回しても、撤回前の陳述は証拠となり、それが事実認定の決め手となる)ことがあること等につき説明をしておくことが重要である。そのうえで裁判官は、弁論と当事者本人の供述証言とを明確に区別することなく、当事者から紛争に関する具体的事実関係を聴取し、同時に当事者から聴取した結果は、訴訟資料(主張)としての性質のものと証拠資料としての性質のものを区別しながら、原告の求める請求(訴訟物)と、請求を理由付ける主要事実、更に、そのうち争いのない事実(自白事実)と争いのある事実(争点)を法的観点から整理する。整理した結果(内容)は調書に記載し客観化するなどして当事者と共有し、争点となる事実の存否の判断に向けて、更に当該期日で証拠調べ(証拠方法としての当事者本人尋問)を行う(一期日審理であるから、当然に集中証拠調べとなる)。被告が主張・立証責任を負う抗弁事実、原告が主張・立証責任を負う再抗弁事実についても、裁判官が行った法的観点からの整理の結果を当事者に説明しその認識を共有したうえで、争いのある事実(争点)の存否の判断に向けて、当該期日において証拠調べを実施し審理を終える。このような弁論(主張整理)と証拠調べ(当事者本人尋問)を一体化した審理方式が少額訴訟の実務に定着しており、これを「一体型審理」と呼んでいる(「少額訴訟の審理方法に関する研究」前掲注(24) 65頁)。一体型審理における裁判官は、中立性・公平性に配慮しながら後見的対応を適切に行い、弁論(主張整理)と証拠調べを明確に区別することなく、当事者から紛争に関する事実関係を聴取しながら、主張(争点)整理とこれに対する証拠調べを同時に行う(弁論と証拠調べを一体化して行う)審理方法で、こうした一体型審理は一般市民に理解の得やすい手続である(48)。

しかし、一体型審理は、一般市民には理解の得やすい、分かりやすい手続であるとはいえ、弁論主義の一要素である訴訟資料と証拠資料の峻別の目的は、主として不意打ちの防止にあり、裁判官は、当事者との認識の相違による不意打ちを防止するなど、当事者の手続保障が貫徹されるように努めなければならない。そのため裁判官は、一体型審

理による場合、①審理の冒頭で当事者に対し、法廷で述べることは全て証拠として扱われることがあること、②裁判官の事情聴取は、実質的に本人尋問でもあるから、一方当事者に対する事情聴取が一通り終わった段階で、相手方に対し、質問の機会を与えるなど、相手方当事者の反対尋問権を保障する必要があること、③一体型審理の進行内容は、一般的には裁判官の頭の中だけで外部の者には見えにくいものであるから、裁判官は、弁論の要旨は口述し、内容は調書に記載し客観化すること等に注意し、当事者との共有を確認するなど公平・公正に配慮した丁寧な審理が求められる(49)。

5 分かりやすい審理(私見)

少額訴訟は、当事者(一般市民)本人が訴訟を迫行すること(本人訴訟)を想定した手続(現実に87パーセントは本人訴訟、前記本論文42頁)で、更に、一期日審理を原則とし、証拠調べの制限(法370条1項、同371条)等のある略式の手続として、通常の手続とは異なる、市民感覚にそった利用しやすく、分かりやすい審理で迅速な紛争解決を図る必要がある。裁判官は当事者に対し、少額訴訟は当事者本人で可能な利用しやすく、分かりやすい裁判手続であることを、当事者の理解と納得に配慮した審理により実感させることが必要である。当事者の簡易裁判所での審理体験は、口コミ等で一般社会に広がり、このことが少額訴訟を、市民間の少額の金銭紛争を迅速かつ効果的に解決するための利用しやすく、分かりやすい裁判手続として市民生活に定着させていくことに繋がる。そのためからも、少額訴訟における一体型審理は、当事者に理解の得やすい、最も市民感覚にそった審理方法であることは上記4で検討したとおりである。

少額訴訟の対象となる事件は、裁判所書記官の事前準備や訴状、答弁書、事前提出された証拠書類等から、裁判官は、事案の概要(訴訟物)や争点につきある程度予測の可能な事案である。仮に、事前の事案予測が不能であるような事案は、少額訴訟の対象事件としての相当性に問題があり、裁判官は職権で通常移行すべき事案である(法373条3項4号)。裁判官は、裁判所書記官が事前準備等で得た情報等を共有し、更に訴状、答弁書、事前提出された書証等から事案を的確に把握し、訴訟物やこれを基礎付ける事実、争点につき予測をしたうで審理に臨むことになる。

少額訴訟は、一体型審理を原則として当事者の訴額に見合う経済的負担や、手続に対する理解に配慮した、普段着の分かりやすい迅速で柔軟な審理により効果的な紛争解決を図ることで、当事者に対し、少額訴訟は当事者本人で可能な裁判であることを実感させることが重要である。一体型審理では、当事者の積極的対応(活力ある党派弁論)を尊重し、これをかみ合ったものにするのが大切で、それには裁判官の積極的積明に

よる弁論誘導等の関与が必要となる。裁判官は、事前の事案予測を基に、原告の主張を法的観点（実体法による事件の法律構成の仕方）から整理し、これを弁論規範として、双方の主張がかみ合ったものとなるように積極的な弁論誘導により、争点の絞り込みに向けて当事者から聴取しながら主張を整理する。整理した主張・争点は、当事者との間で共有したうえで、裁判官は、更に当事者の理解を確認しながら引き続き、争点に対する判断に向けて証拠調べ（証拠方法としての当事者本人尋問）を行うことになる。審理では、法律用語は出来る限り避け、平易な言葉に置き換えるなど普段着の対話を心がけ、常に当事者の理解と納得を確認しながら、当事者に対し、少額訴訟は本人で可能な裁判であることを実感させる柔軟な審理を、裁判官として実践することが大切である。

こうした一体型審理は、前記4のとおり弁論主義の下でも許容可能な審理方法であるとしても、少額訴訟の法的性質（訴訟説）から、裁判官には弁論主義（主張と証拠の峻別）を尊重した審理が求められることは当然である。裁判官の頭の中では、一体型審理とはいっても弁論としての主張及び争点整理と、争点に絞った証拠調べを峻別しながら当事者から聴取することになり、審理の当初は弁論（主張整理）として、請求（訴訟物）と、これを理由付ける主要事実に関連する具体的事実の整理に向けて原告から聴取する。そのうえで、原告の主張に対する被告の認否・反論を聴取し、双方からの聴取結果を対比し、陳述の一致する主要事実に関連する具体的事実は自白事実、一致しない事実は提出の書証等と対比しながら更に、争点の絞り込みに向けて聴取し、真の争点を確定していくことになる。裁判官は、紛争実体を正確に把握するため、当事者の聴取から得た紛争の基礎となる事実と、あらかじめ予測していた事案や提出の証拠書類を対比しながら、これを法的観点から整理することになるが、この場合の訴訟物及び請求原因の構成は原告に最も有利に、被告の主張（抗弁等）の構成も被告に最も有利に理解することが重要で、裁判官は当事者に対し、平易な言葉で話しかけるなど自由な雰囲気では話せる環境を整え、主張（争点）を整理することが必要である。更に、裁判官は、当事者の理解に配慮しながら整理した事実（特に争いのない自白事実）や争点を当事者との間で確認・共有したうえで、争点に絞った証拠調べ（証拠方法としての当事者本人尋問）を行うことになる。

一体型審理は、当事者（市民）にとり分かりやすい審理とはいえ、裁判官の行っている訴訟資料と証拠資料を峻別した審理、つまり主張整理と争点に絞った証拠調べを区別した審理に対し、当事者の理解を得ていくことが必要であり大切となる。裁判官の頭の中では、弁論主義の原則を尊重した審理として訴訟主体（弁論の提出者）としての立場と、証拠方法（当事者尋問の客体）としての立場を区別した審理をおこなっていても、当事者や外部の者は、こうした一連の手続内容を理解していないのが現実である。裁判官は、

具体的審理内容につき丁寧に説明するなどして当事者との認識の共有を図り、裁判官は「何をしようとしているのか」、当事者は「何をなすべきか」についての理解や認識の確認をし、当事者が主体として参加している裁判であることを実感させる審理が必要である。そのために裁判官は、主張整理の結果(争点等)を調書に記載し客観化するなどして、当事者の理解や不意打ちの防止に配慮した、分かりやすい透明性のある審理が求められることに注意が必要である。

他方で、当事者本人からの聴取事項以外の証拠方法には、弁論主義の第一原則である訴訟資料と証拠資料との峻別が妥当する。その結果、証拠資料から争いのある主要事実が認定できるが、それが当事者からの聴取事項に主張として現れていないという事態が生じる。この場合の裁判官は、通常の民事訴訟事件と同様に、釈明で対応することになるが、一体型審理の趣旨にかなった運用をするには、当事者から聴取した事項に現れていない事実で積極的釈明を必要とする場合であっても、事案の内容や証拠から当然に主張することが予想される事実や、聴取した内容を再度整理すれば主張として拾い出すことが可能な事実は、当事者に対し丁寧に説明し確認のうえ、主張として取り上げ、これに対する相手方の認否・反論を聴くなど不意打ち防止に配慮し、真相に合致する適切・妥当な解決に向け、相当程度まで踏み込んだ運用が許されると考える。こうした裁判官の釈明権の行使に当たっては、当事者に不信感や不公平感をいだかせないことが大切で、中立性・公平性の観点から慎重な行使が求められることは当然で、一見不利益を受ける感じのある当事者に対しては、十分に反論・立証の機会を与えるなど、裁判官との間で十分な対話ができたと感じさせる対応が大切である。

少額訴訟は、訴額60万円以下の金銭支払請求事件(法368条1項)に限られ、しかも複雑困難でない争点の少ない事案を対象とすることから、当事者は、訴額に見合う経済的負担による迅速かつ効果的な解決を臨み、本人訴訟を目指すことが多い。したがって、裁判官は、当事者(市民)に理解の得やすい、本人で可能な裁判であることを実感させるための分かりやすい審理が求められ、当事者の理解を確認しながらの丁寧な審理を実践していくことが必要で、そのためにも原則的な審理として、一体型審理を少額訴訟実務に定着させていくことが必要である。しかし、一体型審理は上記のとおり、裁判官の果たす役割は極めて重要で、当事者の理解を確認しながら、あるときは原告代理人として、そしてまたあるときは被告代理人としての立場からの対応が求められるなど、一人三役を中立性、公平性に配慮しながら適切に果たすことが求められている。こうした異なる役割を使い分けることは、裁判官に対しかなりの心理的緊張を強いることになることから、少額訴訟を担当する裁判官は、通常の手続による訴訟と同様に、あるいは

それ以上に良質の裁判官を育成していくことが、少額訴訟を市民型事件解決のための司法インフラとして市民生活に定着させていくためには極めて重要となる。

以上のとおり、少額訴訟は原則として一体型審理の方法によることになるが、例外的に従来型の審理が妥当な場合もある。それは、①事案の性質、内容から当事者の所作言動が重要で、形式的な手続によることで偽証をけん制することが相当と判断される事案、②事実の存否に関して深刻な対立があるなど、事案ごとに立証させた方が相当と思える事案、③当事者双方が弁護士に委任した事案、等は従来型の審理方法が相当な場合もあるので、その点からは柔軟な審理対応が必要である⁵⁰⁾。

重要なことは、上記①ないし③の事案においては、まず裁判官は少額訴訟としての審理を相当とする事案か否かにつき、早期に見極め判断することであり、こうした事案では通常移行（法373条3項4号）を視野に入れた適切な対応が必要である。

6 司法委員の活用

簡易裁判所には、司法委員制度（法279条）があり、平成29年度民事事件の概況によると、司法委員の活用状況は既済事件のうち通常訴訟では11.6パーセントで、少額訴訟では43.6パーセントとなっている（最高裁事務総局民事局 法曹時報70巻11号84頁）。司法委員制度は、国民の中から選ばれた司法委員が簡易裁判所の民事訴訟に関与することで、審理に国民の健全な良識を反映し、社会常識に適う裁判を実現するためのものである。

司法委員の職務は、①審理に立ち会って、裁判官の求めに応じて意見を述べること、②裁判官が和解を試みるに際し、その補助をすることである（法279条1項）。また、訴え提起前の和解（法275条）においても、意見を述べることができる。

市民生活で発生する少額で、しかも複雑困難でない金銭紛争を、迅速かつ効果的な解決を図るには、司法委員の社会経験や良識を反映した解決に親しみやすいことから、本人訴訟を想定した少額訴訟では、上記統計が示すとおり司法委員を活用した審理が有効で、原則として、全ての事件で司法委員を指定した審理が相当である。

特に、当事者間の感情的対立が激しく、なかなか紛争の実態につき聴けない事案に対しては、司法委員にその豊かな社会経験と良識を活用して、当事者の主張の概要を整理してもらい審理が効果的である。裁判官はこれを参考に、改めて、当事者の主張を聴取し、これを法的観点から整理しながら争点を絞り込む、そしてさらに争点に絞った証拠調べ（証拠方法としての当事者本人尋問）をおこなうのが適切で効果的な審理である。こうした事案では、司法委員が時間をかけて、市民感覚、社会経験を開示しながら当事

者の主張を聴くうちに、当事者双方が心を開き和解が成立するといったケースも少額訴訟では多く経験することである。

また、事実関係に争いのある事件についても、司法委員を指定し、審理に関与させることで、主張整理、書証等の証拠評価、証言の信用性、さらに争点に対する心証等につき司法委員の意見を聴取し、裁判官の心証や判断の参考とするのが有効で適切である。

裁判所は、少額訴訟では法的手続に従った形式的な対応をせず、司法委員を活用するなど、ある程度の時間をかけ当事者の言い分を十分聴き、主張及び争点を整理したうえで不意打ちの防止に配慮し、当事者と争点に対する認識の共有を確認したうえで、証拠（供述、書証等）に基づいて、最後は裁判官が争点に対し、簡潔に判断を示すとする審理が当事者の納得を得るうえでも重要となる⁵¹⁾。

7 まとめ

少額訴訟の審理として、実務に定着している一体型審理の具体的審理方法につき検討した。民事訴訟審理における通常の手続では、主張及び争点整理と証拠調べ（争点に絞った集中証拠調べ）を明確に区分した争点中心型の段階的審理が行われている。主張と証拠の峻別は弁論主義の一要素であり、機能的には不意打ちを防止し、当事者の手続保障に奉仕する。しかし、少額訴訟は、訴訟経験や法的知識の少ない一般市民による本人訴訟を想定した手続で、こうした当事者に対し、自身の訴訟主体（弁論の提出者）としての立場と、証拠方法（当事者尋問の客体）としての立場を明確に区別した、訴訟活動を期待した審理をすることは困難である。

特に、少額訴訟の想定する事案は、一般市民の日常生活で発生する、複雑困難でない少額軽微な金銭紛争で、結果の予測もつきやすいことから、裁判所の対応や結果しだいでは、不親切な裁判との評価を受け、市民の裁判離れの原因にもなりかねない。こうしたことから、少額訴訟の実務では、一般市民に分かりやすい審理として、弁論（主張）と証拠調べ（当事者本人尋問）を明確に区別することなく、裁判官が当事者からの聴取をとおして、適宜主張と証拠を峻別し整理とする一体型審理が定着している。

しかし、少額訴訟の対象となる事案は、私益に関する私人が任意に処分することのできる権利（金銭支払請求権）に関する紛争であり、弁論主義の適用から審理での主張整理は、当事者が口頭弁論で主張した事実のみを基礎とする（弁論主義の第一原則）ため、訴訟資料(主張)と証拠資料との峻別が不透明な一体型審理には疑問のあるところである。

弁論主義の根拠は、私益に関する事項は当事者の自由な処理に任ずとする私的自治の原則にあるとしても、訴訟経験や法的知識の不十分から、事案の適正・妥当な解決を目

的とする弁論主義の趣旨が、十分に機能しない本人訴訟においては、同じ目的を職責とする裁判所に、その可能性に向けた後見的対応が求められることになる。ここでの裁判所の対応は、弁論主義の形式的な運用による不合理を修正・補充するため、公平・中立に配慮しながら、事案の真相解明に向けた積極的釈明による後見的関与が必要となる。そのための柔軟な審理対応としての工夫が、当事者の弁論(主張)をかみ合ったものとするため、裁判官が当事者から紛争の実情を聴きながら、双方の主張を法的観点から整理し、紛争実体(争点)を早期に把握することのできる少額訴訟における一体化型審理である。一体型審理は、一期日審理を原則とする分かりやすい、迅速な審理を必要とする本人訴訟を想定した少額訴訟では、当事者に理解の得やすい相応しい審理方法である。

一体型審理は、当事者(市民)の理解に配慮した受け入れやすい審理方法とはいえ、少額訴訟は裁判(法的性質は訴訟説)であり、民事訴訟の基本原則の弁論主義との関係(訴訟資料と証拠資料の峻別)が問題となる。裁判官は弁論主義を尊重した審理が求められることは当然であり、裁判官の頭の中では弁論主義の原則を尊重した審理として、当事者の訴訟主体(弁論の提出者)としての立場と、証拠方法(当事者尋問の客体)としての立場を区別した審理をおこなっていても、当事者や外部の者には見えにくいものである。裁判官は、審理の透明性に配慮し、主張整理の結果を口授し更に、その内容は調書に記載するなど客観化して、当事者との間で整理した結果(特に当事者間で争いのない自白事実)や争点に対する認識を共有し、その理解を確認したうえで、引き続き争点に絞った証拠調べ(証拠方法としての当事者本人尋問)を実施するなど、不意打ちの防止に配慮した分かりやすい審理が求められる。こうした当事者の審理体験が、一体型審理を原則とする少額訴訟に対し、当事者(市民)の理解と納得を得ていくためにも重要で、そのために必要なのは、審理の中で裁判官は「何をしようとしているのか」、それに対し、当事者は「何をすべきか」をしっかりと理解させることであり、それが裁判官と当事者との間で共有できていることである。裁判官は、法律用語はなるべく避けて、平易な分かりやすい言葉で普段着の対話を心掛けることが必要で、当事者に対し、裁判官と十分な対話が出来たこと、少額訴訟は本人でできる裁判であることを実感させる審理が大切である。こうした当事者の審理体験は、後に口コミ等で社会に広がり、そのことが少額訴訟を市民生活に、少額の金銭紛争を解決するための利用しやすく、分かるやすい司法インフラとして定着させていくことになると思う。

司法委員制度は、国民の司法参加の一形態として、国民の中から選ばれた司法委員が簡易裁判所の民事訴訟手続に関与することで、審理に国民の健全な良識を反映し、より社会常識にかなう裁判の実現を目的とするものである。

少額訴訟の対象とする事件は、市民の日常生活で発生する少額の金銭紛争で、まさに司法委員の社会経験、良識を反映させた常識的解決に親しむ事案であり、裁判官が審理において司法委員の意見を聴き、その豊かな社会経験や知識を活用することにより、紛争の適正妥当な解決が期待できる。司法委員の職務としては、①審理に立ち会って、裁判官の求めに応じて意見を述べること、②裁判官が和解を試みるに際し、その補助をすること(法279条1項)である。簡易裁判所における実務での利用状況(平成29年度)は、既済事件の内、通常の手続ではき11,6パーセントに対し、少額訴訟では43,6パーセントとなっていることからみても、少額訴訟の審理ではよく利用されている。

(注)

37 高橋宏志『重点講義民事訴訟法上』(有斐閣,第2版補訂版,2013)404頁

38 司法研修所編「増補 民事訴訟における要件事実 第1巻」(法曹会)2頁

39 三木浩一ほか編『民事訴訟法』(有斐閣,第2版,2015)207頁 [三木浩一]

40

① 高橋宏志『重点講義民事訴訟法上』前掲注(37)419頁

新堂幸司『新民事訴訟法』前掲注(21)480頁

② 山本和彦『民事訴訟の基本問題』(判例タイムズ社,2002)136頁

山本教授は、不意打ち防止を弁論主義の機能とするのは以下のとおり疑問だとする。

私的自治の問題と不意打ち防止の問題は切り離して考えるべきだとして、一方には、私的自治の保護＝不提出当事者の視点＝弁論主義の系統があり、他方には不意打ち防止＝相手方の視点＝釈明義務の系統があり、不意打ち防止はまさに弁論権の問題であり、弁論主義の中で論じるのは理論的混乱を招くとする。そして、当事者が主張しない事実を裁判所が取り上げた場合、それに対して相手方が不服を述べる時は釈明義務違反のみによるべきで、弁論主義違反を根拠とはできないとする。これは、「自己に有利な事実であってもこれを主張しない限り、裁判所に顧慮されない当事者の自由」を問題とし、当事者のこのような国家からの自由が弁論主義の核心をなすからだと説明する。

41 三ヶ月章『民事訴訟法』(有斐閣,法律学全集,1959)158頁

三ヶ月教授は、「弁論主義と真実発見」につき、「民事訴訟においても実体的真実に適った裁判という理想は放棄されているのではない。むしろ弁論主義は労少なくして目的を達することを意図しているものとみるべきである。弁論主義の結果、たまたま客観的真実に合致しない裁判となったとしても、それはやむを得ない(制度の目的に照らして是認されうる程度の)病理現象にすぎぬとみるべきであって、そこに民事訴訟の本質を見いだすべきものではない。当事者の不慣れなどのためにこうした病理現象が生ずる

ことをできるだけ防ぐように配慮することはむしろ手続主宰者としての裁判所の任務であるとみるべきである。」と説明する。

42

① 新堂幸司『新民事訴訟法』前掲注(21) 491頁

新堂教授は、釈明権の意義につき、「弁論主義は、事案の解明を当事者の弁論に待つが、当事者の弁論を正確に受領するために、さらに進んで、当事者にできるだけ十分な弁論を尽くさせるために、裁判所が、訴訟指揮権の一作用として、当事者に対して働きかけることができる権能を釈明権という。それは裁判所の権能であるが、その適切な行使によって、弁論主義の形式的な適用による不合理を修正し、適正にして迅速公平な裁判を可能にすることは、裁判所のなすべき責務である。」と説明する。

② 藤田広美『講義民事訴訟法』（東京大学出版会，第3版，2013）176頁

43 奈良次郎「訴訟資料収集に関する裁判所の権限と責任」『講座 民事訴訟法4』（弘文堂，1985）133頁，143頁

44 高橋宏志『重点講義民事訴訟法上』前掲注(37) 499頁

45 「増補 民事訴訟における要件事実 第1巻」前掲注(38) 18頁

46 加藤新太郎『条解民事訴訟法』前掲注(19) 1850頁

47 「少額訴訟手続関係資料」前掲注(25) 42頁

三ヶ月章『民事訴訟法』前掲注(41) 158頁

48 加藤新太郎『条解民事訴訟法』前掲注(19) 1850頁

川嶋四郎「略式訴訟の争点（簡易救済手続）の現状と課題」前掲注(19) 271頁

49 高田裕成ほか編『注釈民事訴訟法』第6編「少額訴訟に関する特則」（有斐閣コンメンタール第5巻，2015）661頁[日比野泰久]

加藤新太郎『条解民事訴訟法』前掲注(19) 1850頁

50 「少額訴訟の審理方法に関する研究」前掲注(24) 66頁

51 横田博祐「司法委員制度の趣旨，活用状況，今後の課題及び方策等」『新・裁判実務大系26』前掲注(1) 60頁，

川嶋四郎「簡易裁判所における法的救済過程に関する覚書」前掲注(1) 23頁

第4 判決

1 判決の言渡し

簡易裁判所の通常の手続では、判決書の簡略化が認められているから簡略判決書の作成で足りる（法280条）。判決書作成の最大の目的は、訴訟当事者に対し、裁判所が

争点をどのように判断したかを示し、その結果に対し納得するか否かを考慮するための判断資料を提供することにある 52)。従って、判決書は、争点に対し、裁判所はどのような証拠により事実を認定し判断したかにつき、わかりやすい言葉で簡潔に記載することが必要で、特に敗訴当事者に対しては、主張を排斥した理由につき説明が必要である。

少額訴訟は、一期日審理の原則（法 370 条）から弁論終結後、直ちに判決書原本に基づかない言渡しとなり（法 374 条 1 項、2 項）、この場合は、主文及び理由の要旨を告げてすることになる（規則 229 条 2 項、同 155 条 3 項）。一期日で審理を修了しても、判決期日を後日に指定したのでは、判決書の原本を作成して言渡しをすることになり（法 252 条）、これでは簡易・迅速な紛争解決を制度趣旨とする、少額訴訟の制度趣旨が損なわれることになる。法 374 条 1 項の「直ちに」については、口頭弁論の終結後、数十分程度の時間をおいての言渡しについては許容される（『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4) 416 頁）。

少額訴訟判決の言渡しを容易にするため、審理終了後に直ちに判決の言渡しをする場合は、法 254 条 1 項の要件（自白事件）に該当しない場合であっても、判決書の原本に基づかないで言渡しをすることができる（法 374 条 2 項前段）。この場合は、判決理由の要旨も詳細なものである必要はなく、請求の全部を認容する判決の場合は、「証拠によれば、原告の請求を相当と認める。」とか、請求の全部を棄却する判決の場合は、「原告の請求を相当と認めるに足りる証拠はない。」とする程度でよいと考えられる 53)。

これは、少額訴訟の対象とする事案は、複雑困難でない軽微な金銭の支払請求を目的とする紛争で、争点も証拠も複雑でないことが前提となることから、詳細な説明をするまでの必要性が少なく、また、審理終了直後の言渡しのため、当事者の記憶も鮮明であることからである。しかし、主要な争点に関して当事者間で激しく争ったような事案については、裁判官は結論に至った理由を補充的に分かりやすい言葉で説明することも必要となり、こうした説明をすることで当事者の納得も得られ、任意の履行確保や紛争の実質的解決にも資することになる。

しかし、事案によっては弁論終結後直ちに判決の言渡しをすることが相当でない場合もあり、こうした事案としては、①当事者の感情的対立が激しく、審理の終了後ある程度の時間をおいてからの言渡しの方が、当事者が冷静に受け止めることができる場合、②和解続行期日を指定することで和解成立が見込まれる場合、③新たに現れた事実に適用すべき法令、判例等を調査する必要がある場合が考えられる。こうした場合には、別途判決言渡期日を指定するのが相当である（前掲注(53) 114 頁）。

2 支払猶予等の判決

(1) 意義と創設の経緯

裁判所は、少額訴訟において請求認容の判決をする場合に、一定の要件のもとで支払猶予等の判決を言渡すことができる（法375条1項）。支払猶予等の判決を認める趣旨は、少額訴訟において、原告（債権者）は請求認容の判決を得ても、被告からの任意の履行が得られない場合が多く、改めて、費用、労力等をかけて強制執行をすることが必要となり、訴額が低廉であるのに原告の負担は多くなり、折角の認容判決も「画に書いた餅」となり、決して望ましいことではない。そのため、被告に対し任意の履行を促し、原告の強制執行等による負担を軽減しようとの趣旨からである（『一問一答新民事訴訟』前掲注(4)417頁）。

平成10年施行の民事訴訟法（平成8年法律第109号）により創設された少額訴訟に、支払猶予等の判決が規定される以前の、旧民事訴訟法下での簡易裁判所実務では、裁判官は、通常の手続において分割払等を相当と認める事件は、職権で民事調停法20条に基づき事件を調停に付し、直ちに同法17条に基づいて、分割払等を内容とする「調停に代わる決定」を行っていた（以下「17条決定」という。）。この17条決定は、当事者から異議の申立てがない場合は、裁判上の和解と同様に確定判決と同一の効力を有することになる（民事調停法18条5項，旧民訴法203条，法267条）。

簡易裁判所に係属する通常の訴訟手続事件は、業者事件といわれる、原告（貸金業者、信販会社等）が被告（債務者）を相手として、貸金等の債権回収を目的として訴えを提起する事件が圧倒的多数を占め、原告（債権者、貸金業者等）は、合意管轄を根拠に大都市の簡易裁判所に訴えを提起する。他方被告（債務者）の特徴として、多重債務者であること、遠隔の地に居住していること、契約関係に争いが無いこと等である。したがって、被告（債務者）は何も応答をしないで口頭弁論期日に欠席（欠席判決）するか、形式的答弁書（請求原因を認めたくらうで、一定金額の分割希望等を記載）を提出し、口頭弁論期日には欠席する者が多数である。原告もこうした被告の経済状況等を把握していることから、認容判決（全額一括払判決）を得ても債権回収が見込めないことから、強制執行手続の負担を回避するため、被告が分割払を希望する場合は、少しでも現実の回収が見込まれる分割払に同意することが多い。裁判手続で分割払を内容とする和解を成立させるには、当事者双方が口頭弁論期日等に出頭して合意をすることが必要となるが、被告は上記事情等から裁判所への出頭は望めないことから、裁判所もこうした当事者の意向を尊重した和解的解決に応える趣旨から、実務の知恵として上記のとおり17条決定が行われるようになり実務に定着して行った（54）。

しかし、17条決定は、本来調停手続を前提とするもので、多数の期日を重ねて調停を試みてきたが、あと少しのところまで合意に至らずに調停不成立となったような場合に、これまでのプロセスを無にしないために、調停委員会としての解決案を17条決定として示し、これを承諾するか否かを当事者に問うための決定手続である。ところが、簡易裁判所の通常の手続における17条決定は、和解的解決の必要性から形式的に事件を調停に付すだけで、調停実体を全く伴っていない単に、決定の合理性を担保するためだけの形式的・便宜的な手続で、和解的解決の必要性は認めるものの、このような運用に対しては、本来の制度趣旨からは外れるのではとの指摘が従前からあり批判のある手続であった（加藤新太郎『条解民事訴訟法』前掲注(19)1509頁）。

こうした事情や背景を考慮して、平成10年1月1日施行の民事訴訟法（平成8年法律第109号）は、欠席した当事者間においても和解的解決の必要性等を考慮に入れた新たな規定を新設した。それが「和解条項案の書面による受諾」（法264条）であり、少額訴訟における「支払猶予等の判決」（法375条1項）である（55）。

和解条項案の書面による受諾は、和解が見込まれる事件で当事者の一方が遠隔の地に居住する等の理由から、口頭弁論期日への出頭が困難と認められる当事者に対し、あらかじめ裁判所から具体的和解条項案を提示し、これに提示を受けた当事者から和解条項案を受諾する旨の書面の提出があり、他方当事者が口頭弁論期日等に出頭し、この和解条項案を受諾したときに、和解成立とみなす手続である。この書面による和解条項案の受諾手続は、簡易裁判所の通常の手続では本人訴訟が多い（前記本論文42頁）ことや業者事件における被告の上記特徴からして、裁判所が提示する和解条項案に対し、当事者本人の書面による受諾意思の確認を必要とする慎重な手続は、重厚すぎて現実味がなく利用されることはなく、実務では民事訴訟法施行後も通常の手続では従前どおり17条決定が行われてきた（大山涼一郎 前掲注(54)93頁，川嶋四郎 前掲注(55)7頁）。

しかし、簡易裁判所実務における、上記のとおり通常の手続では業者事件が多数を占め、和解的解決を必要とする状況および少額訴訟における支払猶予等の判決の動向を踏まえ、平成15年の民事訴訟法の改正（平成15年法律第108号）において、簡易裁判所の通常の手続に簡裁特則として「和解に代わる決定」が新たに規定された（法275条の2）。これは金銭の支払を目的とする訴えについて、裁判所が機能的に被告の資力その他の事情を考慮して、和解的解決を図ることができるようにするための制度である。具体的には、被告が口頭弁論期日において原告の主張した事実を争わず、また、抗弁等の防御方法をも主張しない場合に、被告の資力その他の事情を考慮し、裁判官が相当であると認めるときは、原告の意見を聴いたうえで和解に代わる決定をすることがで

きるとするものである（法275条の2，1項）。この和解に代わる決定を受けた当事者は，決定告知の日から二週間以内に異議申立てをしなければ，裁判上の和解と同一の効力（法275条の2，5項，同267条）を有することになる。また，当事者から異議の申立てがあったときは，和解に代わる決定は効力を失い，裁判所は従前の訴訟手続を進行させ，判決をすることになる（法275条の2，4項）。

この改正が平成16年4月1日に施行されたことから，その後の簡易裁判所の通常の手続における実務では，従前の17条決定に代わって和解に代わる決定が利用されており，こうした和解的解決は簡易裁判所への市民のアクセスを増進させ，事案適合的かつ実効的な紛争解決を促進させるものとして評価されている⁵⁶⁾。

しかし，先にスタートした少額訴訟の支払猶予等の判決（法375条1項）は，訴訟手続において実体法上の権利（全額即時払い）を制限することになり，その正当化根拠が問われることになる。

(2) 支払猶予等の判決の正当化根拠

少額訴訟における支払猶予等の判決は，原告の同意を要せず，また，請求の一部棄却もしないで訴訟手続において，裁判官が実体法上の権利を制限することから，何故に少額訴訟を審理する裁判所に，こうした内容の判決が許されるのかについては，少額訴訟の法的性質を仲裁説とする立場からは当然に可能な判決となるが⁵⁷⁾，訴訟説とする立場からは，こうした判決の許される根拠につき説明が必要である。

この点につき，立法関係者は，少額訴訟を真に効果的な少額紛争の解決手段とするためには，支払方法等について被告にとって任意の履行のインセンティブとなるような内容の判決をすることによって，任意の履行をしやすいうように配慮し，少しでも原告の強制執行の負担を軽減することが望ましい。支払猶予等の判決（法375条）は，こうした理由から認められたもので，原告の請求に対する応答では無く，裁判所が，手続選択の中に含まれる原告の意思に基づいて，職権でする裁判であると説明する（『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4)417頁，423頁）。

裁判官が，こうした実体的な権利自体の内容が変わる判決ができる形式的根拠としては，60万円以下という少額の権利に実効的救済を保障するとの観点から，強制執行による権利の実現を期待するより，任意の履行を期待できる内容の判決をするほうが，原告の利益になるので，特別に実体法上の権利を制限する権限を法律(法375条)により少額訴訟を審理する裁判所に与えたことにある。

実質的（正当化）根拠としては，少額事件に対しては，原則どおり一般の実体法に拘

束された判決しか許されない通常の手続と、支払猶予等の判決をすることもできる少額訴訟とが選択的に用意されており、そのなかで原告は、本来の実体法から外れた特別の判決をすることも含んだ少額訴訟を選択したこと、しかも、手続の対象が60万円以下と少額であるうえに、支払猶予等の範囲が法定（法375条1項、期限はいずれも3年以内、免除の範囲も訴え提起後の遅延損害金）されており、このことから判決の主要な部分は実体法に拘束されていること、こうしたことから法律の定める範囲で処分権を裁判所に授権していることが根拠となり、支払猶予等の判決も是認できるとする（『研究会新民事訴訟法』前掲注(21)496頁 柳田幸三発言、497頁 竹下守夫発言）。

これは、「黙示的同意説」からの説明であるが、少額訴訟を一般市民に利用しやすい身近な市民型事件解決のための司法インフラとして育てていくには、判決を得ることが権利実現という最終的満足に繋がる内容であることが重要である。原告は少額債権（60万円以下）を強制執行による満足を期待するより、任意の履行が期待できる判決内容になる方が利益であること、被告にとっても履行しやすい内容（任意履行のインセンティブ、本来なら即時一括払判決）となること、当事者は請求認容判決の場合でも支払猶予等の判決もあること、その場合の支払猶予等の各期限、免除の範囲等は法律で限定されていること（法375条1項）につき事前に手続教示を受けていること（規則222条）、少額訴訟か通常の手続かの選択は、原告の意思に任せられていること（法368条2項）等から以上の内容を理解したうえで、原告は、法375条所定の範囲内で少額訴訟を審理する裁判官の合理的判断に委ねるとして、少額訴訟を任意に選択したことで実体権の変更を内容とする判決も可能とする。つまり、訴え提起に際し原告は少額訴訟を選択し、これに対し被告もこれら内容を理解したうえで少額訴訟に応じたことで、法375条所定の範囲内であれば、裁判所の合理的判断に委ねるとする意思を、当事者が表明したと認め、裁判官は実体法から外れた特別の内容を含む判決をすることも可能となる。

しかし、この黙示的同意説からの説明に対しは、当事者の申立てがない中で、裁判官の職権による実体権の変更になるとして、仲裁説等からは納得が出来ないとして以下のような批判が示されている。（松浦馨「新少額訴訟制度の趣旨・目的と性質並びに若干の問題点について」前掲注(12)64頁）

これでは、原告が請求を放棄すれば、実体法上の請求権の存否に拘わらず、請求棄却の放棄調書が作成されるのと同じ趣旨になる。支払猶予等の判決の場合と、請求の放棄調書の場合とは、確かに両者とも原告の権利を処分する意思表示が基礎となる点では似ている。しかし、① 請求放棄調書の場合は、黙示の意思表示ということはありません。ところが、法375条1項の支払猶予等の判決の場合は、黙示の意思表示との説明であ

る。原告の訴え提起時の請求意思は、元本と遅延損害金の全額について、即時の支払を求めるとするのが明示の意思表示である。② 処分の意思表示についても、法375条の支払猶予等の判決の場合は、どの程度の猶予か、どの程度の分割払か、免除についてもどの程度の免除か等につき、全くの白紙であり、処分の対象（内容、範囲）が未確定のままに処分の意思表示がされたことになるが、請求放棄調書では、放棄の対象（内容、範囲）が確定的でなければならない、その点においても問題であるとする。

しかし、上記批判に対し、黙示的同意説から十分に説明が可能である。批判①に対し、原告は、訴えを提起するに当たり少額訴訟と通常の手続のいずれをも選択することができる中で、裁判所から事前に少額訴訟の特徴（60万円以下の金銭の支払請求事件、一期日審理、支払猶予等の判決、一审限りの裁判手続）等につき説明、教示を受け、これを了解し納得のうえで原告の意思により少額訴訟を選択した。これは、原告は訴え提起の時点で、請求認容判決の場合でも法375条1項所定の範囲内で、支払猶予等の定めをすることにつき、裁判所(裁判官)の合理的判断に委ねる意思を表明したものと認めることができる。したがって、支払猶予等の定めをする必要性の認定及び具体的な支払猶予等で定める内容の判断については、法375条1項所定の範囲内で裁判所(裁判官)の裁量に委ねることになり、原告の意向（全額即時払）は、支払猶予等の定めをする必要性の認定及び具体的な支払猶予等の定めの内容の判断に当たって考慮すべき事情の一つではあるが、裁判所(裁判官)は、この原告の意向に拘束されることはない。

批判②の処分の意思表示に対しても、原告は、請求認容判決の場合でも法375条1項所定（3年を超えない）の範囲内において、支払期限または分割期限の定めをすることのあること、訴え提起後の遅延損害金につき免除の定めをすることがあることの教示を受け、この範囲内と限定しての支払猶予等を請求認容判決と了解しての訴え提起で、白紙委任をしたものではない。そのうえで、請求の趣旨でベストな判決として「全額払」を例示しただけで、原告の具体的意思は、法375条1項所定の範囲内と限定のうえ、その範囲内での支払猶予等の判決は、認容判決として納得のうえで少額訴訟による訴えを選択したものである。少額訴訟の対象となる少額軽微な紛争（60万円以下の金銭請求）事件の訴訟における和解や調停においては、被告による任意の履行が可能のように、被告の現実の支払能力等を考慮した内容とするために分割払等の和解（合意）をすることが一般的である。したがって、少額訴訟を真に効果的な少額紛争の解決手段とするためには、支払方法等について被告にとって任意の履行の誘因となるような内容の判決をすることによって、被告に任意の履行がしやすいよう配慮し、少しでも原告の強制執行の負担を軽減することが望ましい。こうした理由から支払猶予等の判決が認められた。

また、同じ訴訟説の川嶋四郎教授は、黙示的同意説には次のとおり①少額訴訟判決に対して原告にも無制限に異議申立てが認められていることは、法の定める限度内での黙示的同意とは、やや撞着するのではないか。支払猶予等の判決についての黙示的同意があれば、判決結果に対する異議申立てが認められる範囲はその分制限されること、②請求の趣旨は即時支払であるのに、黙示的同意を推定するにはその根拠を示すことが必要であること、③原告が訴提起時に明示的に支払猶予等の判決に反対しつつ、少額訴訟を利用したときは、その理論的根拠を失うこと等の疑問があるとしている。

そのうえで、「規範的救済説」の立場から支払猶予等の判決の正当化根拠を説明する。川嶋説は権利（金銭債権の存否判断の問題）と救済（金銭債権が存在するとして、どのような内容の具体的救済を認めるかの段階）の分離可能性を前提として、支払猶予等の判決は後者のレベルの規律であり、口頭弁論にはいろいろの要素が出てくるが、それらの全ての事情を裁判官は把握・考慮し、その上でこの事件の救済措置としてどのような具体的な手段、措置をとるのが妥当かを定めることになり、したがって場合によっては分割払とか、一部免除等は当然やって然るべきことで、その内容を宣言するのが判決であるとする⁵⁸⁾。しかし、この川嶋説からすると、何も少額訴訟に限るものではなく、全ての訴訟に通ずる焦点の定まらない議論である。ここでは少額訴訟の特異性を基礎にした議論が必要と考える。

以上のとおり支払猶予等の判決は、少額訴訟を審理する裁判所が訴訟手続において実体権を変更することになるが、少額紛争であり変更範囲が法定されており判決の主要な部分は実体法に拘束されていることから、法定の範囲内で裁判所の合理的判断に委ねることになる少額訴訟を、原告の意思で任意に選択したことを正当化根拠とする「黙示的同意説」による説明を相当と考える。

一方で、支払猶予等の判決の効力が、保証債務の附従性（民法448条）により連帯保証債務にどのような影響を及ぼすかの問題がある。

これにつき、以下の積極・消極の両説がある。

① 保証債務の附従性により減縮とする説

和解が成立したと同様に、原告がこの手続を選び、被告もこれに応じたことに基づいて実体権が変更されたのだから、保証人に対する債務も判決で認められた限度に減縮する。（『研究会新民事訴訟法』前掲注(21)501頁 柳田幸三発言、青山善充発言）

② 保証債務の附従性が働かないとする説

㊦ 原告に少額訴訟を利用する意思はあったが、免除の効果自体が原告の意思に基づくとは言にくい、あくまでも裁判の効力に基づき生じた結果であり、保証債務の附従

性は働かない。（『研究会新民事訴訟法』前掲注(21) 501頁 伊藤眞発言）

- ① 原告が少額訴訟を任意に選択したことから、保証債務についてまで支払猶予等を与えてかまわないとの意思を表示したとみるのは無理があり、保証債務の附従性は働かない。（小島＝清水『基本法コンメンタール民事訴訟法』第3版(3)176頁）

被告は支払猶予等の判決に従い一生懸命履行しても、最終的には原告は保証人に対し全額の請求をし、これを全部払わされた保証人から求償されるというのでは、被告から見て何のメリットもないことになる。少額訴訟は原告が手続選択をし、被告もこれに応じたことで、裁判所に対し法375条所定の範囲内で、裁量による実体権の変更を認めるとする当事者の意思を受けての支払猶予等の判決であるから、和解成立と同様に保証人に対し附従性が働くとする①説が相当である。

(3) 支払猶予等の判決の要件

支払猶予等の判決の要件は、①請求を認容する判決、②被告の資力その他の事情を考慮して、特に必要があると認めるときである（法375条1項）。

支払猶予等の判決は、被告（債務者）の利益だけでなく、被告の現実の資力等を前提として任意の履行が得やすいように配慮するもので、これによって原告の強制執行の負担を軽減しようとしたものと考えられる。したがって、法375条1項所定の「特に必要があると認めるとき」とは、具体的事案の内容に応じて、支払猶予等の方法で被告に支払を命ずることが、当事者間の衡平の見地から相当であり、紛争の実質的解決につながると考えられる場合であれば足りると考えられる。ここで考慮すべき事情は、和解を勧誘する中で現実的履行の可能性に関して聴取している事項と同様のものとなる。具体的に裁判官は、被告の収入や生活状況、他の債務の有無や債務の総額、原告の意向、原告の権利実現の切迫性等を総合的に考慮することになる。

請求を認容する判決をする場合に、支払猶予等の定めをする必要性の認定及び具体的な支払猶予等の定めの内容の判断については、裁判所（裁判官）の裁量に委ねられていると考えられる。判断するに当たっては、被告の陳述に限定すべき理由や文書であるべき必要性はなく、原告が知っている被告の資力等に関連する事情でも良いし、弁論の全趣旨を基礎にすることもできる（59）。

(4) 支払猶予等の判決の態様

① 判決の態様

支払猶予等の判決においては、①支払時期の定め、②分割払等の定め、③期限の猶予の

定め、④遅延損害金の支払義務免除の定めをすることができる。支払期限の猶予期間は、判決言渡しの日から3年を超えることはできないし、免除対象となる遅延損害金は、訴え提起後に発生するものに限られている（法375条1項）。これは審理の結果、原告の請求を認容する判決の場合でも、支払期限の猶予や遅延損害金の支払義務を免除した判決の可能性があるから、原告が少額訴訟を選択する場合の基準として、期限の猶予される期間および遅延損害金の免除される範囲等を明確にしておく必要からである。具体的定めは、支払時期については、認容額を判決言渡し日から3年以内の一定時期に一括払いにするか、または分割払として認容額を判決言渡しの日から3年を超えない範囲で裁判所の裁量により定めた額を分割払するものである。この分割払の定めをするときは、被告が支払を怠った場合の期限の利益喪失についての定めをしなければならないとされている（法375条2項）。

② 少額訴訟判決の主文例（原告の請求を全額認容した場合の分割払判決）60）

一 被告は原告に対し、元金〇〇円及びこれに対する平成〇年〇月〇日から支払済みまで年〇分の割合による遅延損害金の支払義務があることを確認する。

二 被告は原告に対し、前項の金員の内、元金〇〇円及びこれに対する平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日（訴え提起日）までの遅延損害金〇〇円（合計金〇〇円）を次のとおり分割して支払え。（判決の言渡しの日から3年以内の支払期日を指定）

1 平成〇年〇月から平成〇年〇月まで毎月末日限り各金〇円

2 平成〇年〇月〇日限り金〇円

三 被告が前項の分割金の支払を〇回分（合計金〇円）以上怠ったときは期限の利益を失い、被告は原告に対し、第一項の金員から既払額を控除した残額を支払え。

四 被告が期限の利益を失うことなく第二項の分割金を完済したときは、その余の第一項の支払義務を免除する。（訴え提起日の翌日以降の損害金の免除）

五 訴訟費用は被告の負担とする。

六 この判決は第二項及び第三項に限り、仮に執行することができる。

3 少額訴訟判決と証明度

少額訴訟判決の事実認定につき、裁判官の心証の程度（証明度）は証明を必要とするか、疎明で足りるかにつき議論が分かれる。

「証明」は、裁判官が事実の存否につき十分な確信を得た状態であり、心証が合理的疑いを差し挟めないほどに「高度の蓋然性」のある程度にまで形成されたときに、証明があったということになる。

証明度について昭和50年10月24日最高裁判所第2小法廷判決（民集29巻9号1417頁）は、「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許さない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合判断し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる「高度の蓋然性」を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである」とする。これは、上記「証明」における「高度の蓋然性」について判断基準を示したもので、この考え方が確立した判例理論であり通説として裁判実務に定着している（61）。

「疎明」は、裁判官が合理的な疑いを差し挟めないほど高度ではないものの、多分間違いない程度の蓋然性はあるところまで心証形成されたときをいうことになる（62）。

他方で、こうした通説の考え方に対し、「高度の蓋然性」に対し「優越的蓋然性」の立場から証明と疎明では証明度は異ならない、異なるのは、十分に証拠調べ、事実審理を尽くした度合ないし新たな証拠で証明主題の蓋然性がさらに変動することのない程度として「解明度」という概念を提唱したうえで、疎明は証拠方法が即時に取り調べられる在廷証人や当事者の所持文書に限定されるので、証拠方法が限定されない証明に比較すると解明度が低い（覆される危険が大きい）とする説がある（63）。

少額訴訟における事実認定については、通常の手続と同様に、裁判所に十分な確信を抱かせる、証明が必要であるとする説（同一説）（64）と、もっと低い程度で足りるとする説（区別説 加藤新太郎『条解民事訴訟法』前掲注(19)1854頁、自身は仲裁説の立場であるが、訴訟説でも区別説を相当とする。）の二説がある。

同一説はその根拠として、事実認定は一般的に証明が原則であり、疎明で足りるのは明文規定がある場合に限られているところ、少額訴訟にはそれを認める規定がないこと、少額訴訟での証拠は即時性のあるものに限られているが、これは、一期日審理を実現するためからの制約であって、このことと立証程度の緩和とは理論的に結びつくものではないことをあげる（前掲注(64)222頁）。

これに対し、区別説は、「法371条の証拠調べの即時性」の規定は、一期日審理の原則を実現する手続的な手当として設けられた規定であるため、証明度は基本的には法188条の疎明と同一である。迅速処理の要請の強い少額訴訟制度の趣旨から、厳格な証明、証明責任による裁判を実施するのは適当でなく、衡平に基づく裁判に踏み切るべきで、証明度は原則的証明より低いものであって差し支えないとする（新堂幸司『新民事訴訟法』前掲注(21)957頁）。

しかし、少額訴訟における証拠調べの制限（法371条）と疎明（法188条）の条

文の文言「即時に取り調べることができる証拠」の共通性から、少額訴訟の立証の程度は疎明で足りると解するのは相当でない。同じ略式の手続の中でも民事保全では、民事保全法13条に「疎明」で足りるとの規定があり、この場合は疎明によることが必要で、証明まで求めるのは違法である。これに対し、同じ略式の手続である少額訴訟や手形訴訟には、こうした規定はなく、原則どおり証明により事実認定をすることが必要である（松浦馨「新少額訴訟制度の趣旨・目的と性質並びに若干の問題点について」前掲注(12)61頁）。したがって、少額訴訟においても通常の手続と同様に、権利義務の存否を確定するものであるから「証明」による裁判を必要とする同一説が相当である。

4 和解の活用

平成29年度の簡易裁判所民事事件の概況によれば、既済事件の内訳では通常訴訟は判決40.4パーセント（うち欠席判決68.3パーセント）、和解11.4パーセント、取下げ32.3パーセント、少額訴訟は判決42.6パーセント（うち欠席判決67.5パーセント）、和解27.3パーセント、取下げ23.3パーセントとなっている（最高裁事務総局民事局 法曹時報70巻11号83頁）。上記統計資料から、少額訴訟における対席審理では、和解による解決が重要な地位を占めていることが明らかである。

和解は、当事者双方が互いに譲歩し、合意により紛争を終了させることで、和解で合意した内容は調書に記載され、確定判決と同一の効力が生じる（法267条）。このように、当事者の合意によることから、その内容は法的に妥当なものであれば良く、事案に即した妥当な解決を図ることができ、判決に比べ相手方の任意の履行が期待できる。

判決は、処分権主義から、当事者が求めた請求権（訴訟物）の存否についての判断となるのに対し、和解は、当事者の合意により訴訟物以外の請求権をも対象とすることができるため、訴訟物には含まれていない、背景に存在する紛争や関連紛争も含めた抜本的解決を図ることもできるメリットがある。特に少額訴訟は、当事者にとり労力、費用負担の大きい強制執行による権利の実現を図るよりも、当事者の任意の履行が期待できる和解による解決を積極的に活用することが望ましい。

訴訟において当事者間で事実関係に争いのない金銭請求事件は、当事者の最大の関心は支払額とその支払方法をどうするかで、こうした事件は和解相当事案として、直ちに和解勧告し司法委員を関与させ和解を試みるのが効果的である。

一方、当事者間で事実関係に争いのある事件は、証拠調べ相当事案として、証拠調べ終了後その結果を踏まえ、裁判官の心証に基づいた和解を勧告するのが相当である。証拠調べ終了後は当事者が和解を望むと否とにかかわらず、裁判官が和解相当と判断する

事案は、積極的に和解勧告をすべきである。当事者によっては、裁判所の判断(判決)が出ればそのとおり権利が実現すると考えている者もおり、任意の履行がない場合は強制執行までが必要となること等を説明し、和解を試みるのが効果的である。

少額訴訟は、市民の日常生活で発生する、少額の金銭の支払請求を目的とする紛争を対象とすることから、司法委員の市民感覚、社会経験を訴訟審理に活用するのが有効である。原則として全ての事件に司法委員を指定し、特に近隣関係にある者や感情的対立の激しい事件については、時間をかけて司法委員に双方の主張や事情を聴取させ紛争の要点を整理させる審理が有効である。司法委員には事前に記録を閲覧してもらい、事案の概要、予想される争点、疑問点等は裁判官、裁判所書記官、司法委員の間で、事前の打ち合わせを行ったうえで審理に関与させることが大切である。こうした司法委員による市民感覚や社会経験を開示しながら事情聴取をする過程で、当事者も心を開き和解成立に至るといった事案も多く経験するところである。

和解で特に注意を必要とするのは、証拠調べ終了後の和解勧告である。ここで司法委員による和解を試みるには、争点に対する心証や和解案につき裁判官と司法委員との間で十分な協議を行い、裁判官の心証等につき司法委員との間で認識を共有したうえで和解を試みるのが重要である。司法委員は当事者に対し、個人的見解と断ったうえでも、裁判官との事前協議での結果と異なる見解を表明することは慎まなければならない。もし、新たな理由等から司法委員自身が和解案等に疑問を持ったときは、改めて裁判官と協議し、その修正の必要性の有無につき確認をする必要がある。ここでの司法委員の見解は、当事者にすれば裁判所の見解と理解し、後の判決でこれと違う判断が出れば裁判の信頼にもかかわる問題となる。特に交通事故の損害賠償事件における事故態様や過失割合には注意が必要である。

少額訴訟における和解の続行期日の指定は、次回期日に和解成立が高い確率で見込まれるような場合は例外的に許され、一期日審理の原則からも特に問題はないと考える。たとえば、次回期日に和解金を準備し、和解の席上で支払いを確認することで和解が成立する場合とか、利害関係人を和解に参加させることで和解成立が見込まれ、これにつき利害関係人の了承も取れていて、その出頭のための期日が必要な場合等である(65)。

また、訴訟上の和解は、訴訟の継続中に裁判官の面前で、当事者が訴訟物である権利又は法律関係について互譲して訴訟を終了させる旨の期日における合意である。その互譲の程度や方法については法律上の制限はなく、当事者が互譲の方法として訴訟物とは全く別個の権利関係を加え、訴訟上の和解を成立させることができるかについては積極説を相当と考える。少額訴訟において、訴額(60万円以下)の範囲を超えることにな

る別口債権（例えば、60万円の請求に更に別口の貸金20万円）を追加して全体で制限訴額（60万円以下）を超える債権（80万円）につき、和解を成立させることの当否である。この場合、和解を成立させるためだけに、裁判所は職権による通常移行の決定までする必要はなく、和解を成立させて良いと考える。ただし、訴額の制限（法368条1項）を潜脱されるおそれがあるので、両当事者の納得につき、その真意を十分確認することは重要である（66）。

5 少額訴訟判決に対する不服申立て

少額訴訟判決に対する不服申立て方法を、控訴とするか異議申立てとするか、それとも全く認めないとするかにつき立法段階でも意見の対立したところで、最終的には少額訴訟判決をした簡易裁判所に対し、異議の申立てができる（法378条1項）ことになり、異議審の終局判決に対しては控訴を禁止し（法377条）、憲法違反を理由とする最高裁判所への特別上告を除き、不服の申立てはできないことになる（法380条）。第一審で一期日審理、即日判決となっても、不服申立てで時間を要するとなれば、紛争の最終的な解決までには、相当の時間と費用がかかってしまうことになり、簡易、迅速な紛争解決を図るとする少額訴訟創設の目的が達成できないことになる。他方、全く不服申立てを認めないのは、厳しい証拠制限があることからして問題であるとして、バランスをとる意味で上記のとおり異議申立てとし、簡易裁判所で通常の手続による審理を一度認めることになった（『研究会新民事訴訟法』前掲注(21)504頁 柳田幸三発言）。

これは、同じ略式の手続である手形訴訟での異議申立ては、その後の審理は通常の手続による三審制を原則とする訴訟構造となり、原告が通常移行申立権を行使した場合の効果と同じで（法353条1項、2項）ある。これに対し、少額訴訟の異議申立ては、口頭弁論の終結前の程度に復し、同一審級内で通常の手続による再審理（法379条1項）となり、異議審の少額異議判決に対して控訴はできない（法380条1項）など、手形訴訟とは異なる訴訟構造となっている。また、被告の移行申述（法373条1項）、裁判所の移行決定（法373条3項）によって、少額訴訟から簡易裁判所における三審制を原則とする通常の手続に移行するのとも異なり、原則一審限りの手続となっている。

少額訴訟の終局判決に対し、通常の手続と同様に三審制構造による不服申立てができるとすると、1回の口頭弁論期日で審理を終了し判決に至っても、紛争の最終的解決までには、結局、相当の時間と費用を要することになり、少額事件を低廉な費用で迅速な解決を図るとする、少額訴訟の創設趣旨が損なわれることになる。他方、不服申立てを一切認めないとすると、裁判所が審理の慎重を期するあまり、少額訴訟の特則を活用し

て簡易・迅速な紛争解決を図るとする少額訴訟の理念実現の妨げになるおそれがある。そこで、少額訴訟判決に対しては、異議申立てを認め、同一の審級において通常の手続による再審理を受ける機会を保障し、控訴による上級審への不服申立てを禁止し、少額訴訟創設の趣旨を損なわないようにした。ただし、憲法違反が問題となる場合は、最高裁判所への不服申立ての機会を保障する必要があることから（憲法81条）、異議審の終局判決に対しても、特別上告は認めることとした（法380条2項、同327条）（『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4)427頁）。

不服申立て方法は、不服の当事者は判決正本又は調書判決正本の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、判決をした裁判所に異議を申立てることができ（法378条1項）、異議申立ては書面でしなければならない（規則230条、同217条1項）。

異議申立権者は、下記のとおり異議申立ての利益のある当事者に限られる（67）。

① 訴訟判決の場合

訴訟要件の不備を理由とする訴えの不適法却下の判決に対し、異議申立ての利益を有するのは原告である。この場合、被告が、請求棄却の判決を求めているときは、被告にも異議申立ての利益がある。

② 本案判決の場合

請求全部認容判決に対しては被告が、請求棄却判決に対しては原告が、請求の一部認容判決に対しては各当事者が、その敗訴部分について異議申立ての利益を有する。

これに対し、少額訴訟判決に付された支払猶予、分割払、期限の利益の喪失、訴え提起後の遅延損害金の支払義務の免除の定めに関する裁判に対しては、不服申立てをすることができない（法375条3項）から、この点の不服のみを理由として異議申立てをすることはできない。ただし、異議申立てに当たっては理由を明らかにすることは必要とされていないから、敗訴被告からの異議申立ての場合は、上記規定に反するものか否かは、異議審の口頭弁論期日を開かなければ判断することはできないことになる。一方、支払猶予等の判決であっても、請求全部を認容する判決に対しての原告からの異議申立ては不適法であることが明らかであるので、口頭弁論を経ないで、異議申立てを却下することができる（法378条2項、同359条）。

異議申立書には異議申立てをする当事者の表示、少額訴訟判決に対して不服であること及び異議申立てをする旨の記載があれば足り、異議の理由を記載する必要はない。

6 まとめ

平成10年施行の民事訴訟法(平成8年法律第109号)では、和解的解決の必要性を考

慮に入れ、通常の手続では「和解条項案の書面による受諾」(法264条)と少額訴訟には「支払猶予等の判決」(法375条1項)が新設された。

旧民事訴訟法下の簡易裁判所の通常の手続における実務では、裁判官が分割払等の和解的解決を相当と認める事案は、事件を職権で民事調停法20条に基づき調停に付したうえで、同法17条に基づき分割払等を内容とする「調停に代わる決定」(17条決定)を行うことが定着していた。しかし、これに対しては、調停に代わる決定の必要性は認めるものの、本来は調停手続を前提とするもので、調停実体の全くない簡易裁判所の通常の手続による審理において、ただ決定の合理性を担保するためのだけの形式的、便宜的な処理で、制度本来の趣旨から外れるのではないかと批判のある手続であった。

こうしたこともあり、民事訴訟法では、「和解条項案の書面による受諾」(法264条)、少額訴訟には「支払猶予等の判決」(法375条1項)が新設された。しかし、和解条項案の書面による受諾手続は、簡易裁判所の通常の手続では、本人訴訟や業者事件が多数を占めることから、裁判所の提示する和解条項案に対し、本人の書面による受諾意思の確認を必要とする手続は、重厚すぎて現実味がなく、利用されることもなく、民事訴訟法施行後も通常の手続では従前どおり17条決定がおこなわれてきた。

こうした事情を受けて平成15年の民事訴訟法の改正(平成15年法律第108号)で、簡易裁判所の通常の手続に「和解に代わる決定」(法275条の2)が簡裁特則として規定され、同16年4月1日から施行された。具体的には、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、また、抗弁等の主張もしない場合において、被告の資力その他の事情を考慮して、和解的解決を図ることが相当であると認めるときは、原告の意見を聴いたうえで和解に代わる決定をすることができる」とされている。

一方少額訴訟では、民事訴訟法に支払猶予等の判決が認められていたが、しかし、支払猶予等の判決は、訴訟手続において裁判官が実体法上の権利を制限することから、その正当化根拠が問われることになる。少額訴訟の法的性質を仲裁説とする立場からは「当事者双方がその旨を合意すれば、仲裁の判断基準は法規に限らず、衡平と善によることも可能」として当然に正当化できるとするが、法的性質を訴訟説とする立場からでは正当化根拠につき説明ができないとする。

訴訟説は、支払猶予等の判決の正当化根拠につき、当事者は事前の手続教示で、通常の手続と少額訴訟は併存(競合)関係にあること、少額訴訟は請求認容判決の場合でも支払猶予等の判決の可能性もあること、その場合の猶予の期間、免除の範囲等は全て法定されていることの説明をうけ、これを了承したうえで原告の意思で少額訴訟を選択したことを根拠とする黙示的同意説からの説明が可能で、これが正当化根拠として相当である。

また、少額訴訟における事実認定につき、証明を必要とするか疎明で足りるかについても議論がある。民事訴訟における通常の手続と同様に、少額訴訟も権利義務の存否を確定する手続きであることから証明を必要とする。事実認定は証明が原則で、疎明で足りるのは名文規定がある場合に限られ、少額訴訟にはその規定がないこと、法371条の証拠調べの即時性は、一期日審理の原則を実現するための規定で、立証程度の緩和とは直接結びつかないことを理由とする。

少額訴訟判決に対する不服申立て方法についても立法段階で議論となったが、最終的には判決をした簡易裁判所に対する異議申立てのみを認め、異議後の審理は、同じ略式の手続である手形訴訟（三審制を原則とする通常の手続）とは異なり、同一裁判所での通常の手続による再審理となり、その後の異議審の判決に対して控訴は認めないとする一審（簡易裁判所）限りの手続となる。これは、被告の通常移行申述、裁判所の通常移行決定により、三審制を原則とする通常の手続による審理となるのとも異なり、「市民の少額の金銭紛争を、訴額に見合った費用負担で簡易、迅速かつ効果的に解決することを目的」とする少額訴訟の創設趣旨を尊重したものとなっている。

(注)

- 52 司法研修所編「10訂 民事判決の起案の手引き」（法曹会）1頁
- 53 「少額訴訟の審理方法に関する研究」前掲注(24)117頁
- 54 大山涼一郎「通常訴訟事件・簡裁特則を中心として」簡裁民事実務研究会編『簡易裁判所の民事実務』（テイハン、2003）93頁
- 55 『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4)307頁、417頁、川嶋四郎「簡易裁判所における和解に代わる決定の制度に関する覚書」同志社法学第381号3頁
- 56 小野瀬厚＝武智克典『一問一答平成15年改正民事訴訟法』（商事法務研究会）83頁、行田豊「和解に代わる決定の運用と問題点」大段亨編『最新裁判実務体系1・訴訟簡裁関係』（青林書院）122頁
- 57 支払猶予等の判決につき、少額訴訟の法的性質を仲裁説とする立場からは、正当化根拠につき以下のとおり説明をする。

「双方当事者がその旨を合意すれば、仲裁の判断基準は法規に限らず、衡平と善によることも可能であるから（仲裁法36条3項）、裁判所は支払猶予等の措置を定める判決をすることを正当化できるとする。」（松浦馨『新民事訴訟法講義』前掲注(19)722頁）。しかし、仲裁説の相当でないことについては法的性質（前記本論文、第2の3）で述べたとおりである。

また、正当化根拠につき、上記「黙示的同意説」、 「仲裁説」、 「規範的救済説」

以外にも以下の各説がある。

㉞ 充当弁論具備(予測可能性)説

当事者間において個別具体的な支払猶予等の措置を生み出すに十分な程度の弁論が尽くされ、判決内容が原告の予測可能性の範囲内であることに正当化根拠を求める。

(中島弘雅 「少額訴訟判決と強制執行・不服申立て」『吉村徳重古希記念』75頁)

㉟ 衡平的調整説

原告の黙示的同意に加え、金銭請求の発生過程に衡平法上支払猶予等の措置を正当化する事由があるなど、衡平の観念に照らして判決内容の調整を行うことのできる事情が存することを正当化根拠とする。(賀集唱=松本博之=加藤新太郎編『基本法コメンタール民事訴訟法』(日本評論社、第3版追補3)175頁[小島武=清水宏])

㊱ 倒産状態類似説

被告の資力等が考慮事項とされていることから、被告が事実上倒産状態に近い状態にあることから正当化されるとする。(小林秀之=畑宏樹「民事訴訟法ここが変わる(第3回)少額訴訟・上訴」法学セミナー490・90頁)

㊲ 非訟的裁判説

支払猶予等の措置に関する裁判は、当事者間に新たな法律関係を形成する処分であり、非訟的裁判といえる。(新堂幸司『新民事訴訟法』前掲注(21)961頁、石川明「少額裁判制度の創設について」法学研究68-11・24頁)

しかし、㉞充当弁論具備説についても川嶋説(規範的救済説)と同様のことがいえる。㉟衡平的調整説は、原告の黙示的同意を要件とするもので、それ以外の要件は具体的支払猶予等の判断において、当然に考慮すべきである衡平の観念から調整の必要性を示しただけで、黙示的同意説に通ずる考え方で、それ以上でも以下でもないと考えられる。㊱倒産状態類似説についても、被告の資力の不十分が倒産状態類似性といえるかの認定に困難を伴ううえに、この説では原告が同意している場合でもできないことになり疑問である。㊲非訟的裁判説は、支払猶予等の判決は、当事者の申し立てない事項での判断で、裁量的であることから非訟的性格を有するとする。しかしこれについては、原告は支払猶予等の判決の内容(裁量の範囲)を理解し了解のうえで少額訴訟を選択し、被告も同様に判決内容を理解したうえで、通常移行の申述をしなかった、こうした当事者双方の意思を受けての判断であるといえる。

58 川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』(弘文堂)253頁

59 「少額訴訟手続関係資料」前掲注(25)96頁

「少額訴訟の審理方法に関する研究」前掲注(24)123頁

- 60 「少額訴訟手続関係資料」前掲注(25) 1 0 1 頁
「少額訴訟の審理方法に関する研究」前掲注(24) 1 2 5 頁
- 61 菊井雄大=村松俊夫・原著『コンメンタール民事訴訟法 I V』（日本評論社，2 0 1 1）1 3 2 頁，三木浩一『民事訴訟法』前掲注(39) 2 4 9 頁
- 62 『コンメンタール民事訴訟法 I V』前掲注(61) 1 3 2 頁
- 63 加藤新太郎ほか「座談会事実認定の客観化と合理化」判例タイムズ9 4 7 号4 2 頁
[太田勝造発言]，伊藤眞「証明度をめぐる諸問題」判例タイムズ1 0 9 8 号4 頁
- 64 菊井雄大=村松俊夫・原著『コンメンタール民事訴訟法 V II』前掲注(19) 2 2 2 頁
- 65 「少額訴訟の審理方法に関する研究」前掲注(24) 1 2 8 頁
- 66 「少額訴訟手続関係資料」前掲注(25) 1 4 0 頁
- 67 「少額訴訟の審理方法に関する研究」前掲注(24) 1 3 4 頁

第5 異議審の審理

1 異議審における審判の対象

少額訴訟判決に対し，適法な異議の申立てがあったときは，訴訟は口頭弁論の終結前の程度に復し，弁論が再開され通常の手続による審理及び裁判が行われる。この異議申立ては，同一審級内の不服申立てで，訴訟を通常の手続に移行させ，原告の請求の当否について再審理を求めるもので，訴訟審理は少額訴訟判決をした裁判所と同一の簡易裁判所において行われる（法3 7 9 条1 項）。

異議申立ては，一期日審理の原則（法3 7 0 条）及び証拠調べの制限（法3 7 1 条）等のある，略式の手続による審理に基づいて判断された原告の請求の当否について，通常の手続による再審理及び裁判を求めるものである。したがって，異議後の審判の対象は異議の当否ではなく，訴えとして提起されている原告の請求の当否である（「少額訴訟手続関係資料」前掲注(25) 1 1 6 頁）。異議審（少額訴訟判決をした裁判所と同一の簡易裁判所）は，改めて原告の請求の当否につき，通常の手続により審理及び裁判をすることになる（法3 7 9 条1 項）ので，特則の一期日審理の原則（法3 7 0 条），証拠調べの制限（法3 7 1 条）等の適用はない。

異議審の審理においても少額の金銭請求事件であること，分かりやすい迅速な裁判の必要なことについては，少額訴訟における審理と変わらないから，異議後の訴訟においても反訴は提起することはできないこと（法3 7 9 条2 項，同3 6 9 条），証人・当事者尋問における尋問順序も裁判官が相当と認める順序でおこなうこと（法3 7 9 条2 項，同3 7 2 条2 項），また，支払猶予等の判決の言渡しも可能である（第3 7 9 条2 項，

同375条) こと等は、異議前の少額訴訟審理と同じである。しかし、当事者はこの異議審の判決に対し、控訴はできない(法380条1項)が、例外として、憲法の解釈に誤りがあること、その他の憲法違反があることを理由とするときに限り、最高裁判所に上告(特別上告)をすることができる(法380条2項, 同327条)ものの、まさに一審(簡易裁判所)限りの裁判となる。

しかし、異議申立てがあっても、当然には仮執行の宣言を付した少額訴訟判決に基づく強制執行は停止されない。強制執行を停止するためには、異議申立てをしたうえで強制執行停止の申立てをし、この申立てが認められる必要がある(法403条1項5号)。

なお、仮執行宣言に基づく強制執行は、確定的な効力を有するものではなく、本案判決または仮執行宣言が取り消されないことを解除条件とする。そのため異議審において請求権の存否を判断するには、仮執行による支払の結果を考慮する必要がない(大審院判決大正15年4月21日民集5巻266頁, 最高裁判所判決昭和36年2月9日民集15巻2号209頁)。仮に、仮執行宣言に基づく強制執行を受け支払ったとしても、被告は異議審で弁済の抗弁は主張できないと考えられる。

2 異議審の裁判官

(1) 同一裁判官が審理を担当

少額訴訟の審理及び裁判をした裁判官が、異議審の担当裁判官となることを法律は禁じてはいない。むしろ、少額訴訟と異議審の担当裁判官が同一であれば、裁判官は事件の内容を把握できているので、異議審での審理の迅速化が図れることから、実務においても、同一の裁判官が異議審を担当する運用が行われている(68)。この場合、当事者から裁判官が予断を抱いているのではないかという不信感をもたれないよう、もう一度虚心坦懐に当事者の言い分を聞く等の配慮が必要である。ときには、少額異議判決をするにあたり、当事者の納得を得るため、又は任意の履行を引き出しやすくするために、当事者本人の再尋問をすることも考えられる。

(2) 異なる裁判官が審理を担当

少額訴訟の審理及び裁判をした裁判官と、異議審の審理を担当する裁判官が異なる場合、少額訴訟での証人、当事者本人の陳述等の取扱いについて問題となる。少額訴訟の審理では、証人等の陳述を調書に記載することを要しない(規則227条1項)こと、また、当事者本人の陳述は、裁判官の命令又は当事者の申出による録音テープ等への記録の対象から除外されている(規則227条2項)。これは、少額訴訟では、一体型審理等の関係から当事者本人の陳述に関しては、訴訟主体としての陳述(弁論)と、証拠

方法としての陳述が混然一体として行われるので、本人の陳述のうち、証拠方法としての陳述のみを取り出し録音テープ等に記録することは不可能であるためである。

理論的には、弁論の更新によって少額訴訟の審理における証人、当事者本人の陳述等も、異議審の証拠資料となっていると考えられるが、上記のとおり少額訴訟では、証人等の陳述を調書に記載することを要しないため、異議審の裁判官は、訴訟記録から証人等の陳述内容を知ることはできない。有力な証拠方法である当事者本人の陳述は、必要があれば再尋問することが可能である（法207条、職権で可能）が、証人の陳述の取扱いについては、本人訴訟を想定した少額訴訟では、当事者に対し再尋問の請求をするなどの適切な訴訟対応を期待することが困難であるため、どのような処理をするのが相当であるかが問題となる。少額訴訟では、証人の陳述については尋問前に、裁判官の命令又は当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、録音テープ等に証人の陳述を記録しなければならない（規則227条2項）。そこで、異議審での取扱いは、取調べた証人の陳述について録音テープ等に記録されている場合と、そうでない場合に分ける必要がある（69）。

（一）録音テープ等に記録されている場合

証人、当事者本人等の陳述を録音テープ等に記録した物（以下「録音テープ等」という。）については、民事訴訟法は、地方裁判所等の通常の手続では、これをもって調書の記載に代えるものである（規則68条1項）から、当然に録音テープ等が訴訟記録の一部となる。これに対し、簡易裁判所では簡裁特則により、通常の手続では調書記載を省略（規則170条）、少額訴訟では調書記載を不要（規則227条）とするため、録音テープ等は、調書の記載に代わるものではなく、訴訟記録の一部とならない点で地方裁判所等の通常の手続とは異なる。そこで少額訴訟の異議審で、裁判官が交代したときの録音テープ等の取扱いが問題となる。

異議審を異なる裁判官が担当する場合は、少額訴訟で取調べた証人の陳述内容を心証形成の基礎とするためには、当事者は、録音テープ等を複製する申出（規則227条2項）をし、複製物から録音内容を反訳して書証として提出するか、録音テープ等の複製物を準文書（法231条）として提出し、法廷で再生する方法により取調べることになる。しかし、録音テープ等は、訴訟記録ではないので、異議審の裁判官が職権で事実上録音テープ等を聴くことの適否については議論のあるところである。

少額訴訟は本人訴訟を想定した手続で、利用しやすく、分かりやすい司法インフラとするには、簡易な手続で訴額に見合った負担による効果的な紛争解決を図ることが必要で、当事者本人に適切な訴訟対応が期待できないときは、裁判所の積極的対応が必要で

ある。弁論の更新によって、証人の陳述結果も、異議審の証拠資料となっていることからすると、当事者に適切な訴訟対応を期待できない少額訴訟では、裁判所は形式的対応をするのではなく、積極的対応として異議審を担当する裁判官が、録音テープを事実上聴く方法で心証形成する方法も許され適法と考える（『研究会新民事訴訟法』前掲注(2) 1) 507頁 三宅省三発言，福田剛久発言，竹下守夫発言）。

(二) 記録されていない場合

この場合は、弁論更新によって、少額訴訟の審理において取調べた証人の陳述内容も異議審における証拠資料となっている。ところが、調書に証人の陳述内容を記載することを要しない（規則227条1項）結果、訴訟記録としては存在しないため、裁判官は、その内容を知ることができず、これを心証形成の基礎とするには当事者の申出により、証人を再尋問する必要がある（法249条3項）。しかし、当事者にこうした訴訟対応を期待することが困難な少額訴訟では、異議が予想される事案の場合は、裁判官は、職権で証人の陳述を録音テープ等への記録を命じるといった配慮が必要な場合もある。70)

3 審理

(1) 通常訴訟手続

少額訴訟判決に対し、適法な異議の申立てがあったときは、訴訟は、口頭弁論終結前の程度に復し、少額訴訟判決をした裁判所と同一の簡易裁判所において通常の手続により審理及び裁判をすることになる（法379条1項）。具体的には、適法な異議申立てにより少額訴訟判決の確定が遮断され、訴訟は口頭弁論終結前の程度に復し、口頭弁論が再開され、通常の手続による審理が行われる。したがって、当然に少額訴訟での弁論の内容や証拠調べの結果等は、そのまま異議審の訴訟資料、証拠資料となり（『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4) 430頁），当事者双方は従来の主張・立証をふまえて、新たな主張・立証を展開することとなる。

異議審の審理については、通常の手続とするか略式の手続かにつき立法段階でも議論となり、結果的には異議申立てにより訴訟は口頭弁論終結前の程度に復し、改めて原告の請求の当否について、通常の手続で審理及び裁判がされることになった。その事由として、①少額事件とはいえ一審限りで、しかも異議審でも略式の手続となれば、少額訴訟の中にも慎重な審理を要するものもあること、②略式の手続は、民事保全、手形訴訟でもされるが、これらはいずれも事後に通常の手続による審理が予定されていることとの比較からも通常の手続が妥当であること、③略式の手続を採れば、同一審級内で同じ手続による審理が繰り返されることになり、無意味であること等であった。

異議申立て後の審理及び裁判について、手形訴訟での手形判決に対する異議申立ては、原告が通常手続への移行申立て(法353条)をした場合と効果は同じで、その後の審理及び裁判は三審制を前提とする通常の手続となる。

これに対し、少額訴訟判決に対する異議申立て後の審理は、口頭弁論終結前の程度に復し、同一審級内での通常の手続による再審理(法379条1項)となる。この異議審の終局判決に対しては、当事者の不服申立てに制限(法377条, 控訴の禁止)があり、被告の通常移行の申述(法373条1項)および裁判所の通常移行決定(法373条3項)の場合は、三審制を前提とする通常の手続へ移行しての審理及び裁判となるのとは異なり、少額訴訟判決に対する異議申立ては、その後は原則一審(簡易裁判所)限りの審理及び裁判となる特別な手続となっている点に注意が必要である。

こうした異議後の審理及び裁判が手形訴訟と少額訴訟で異なる理由につき、手形は、取引上の金銭支払手段として速やかな決済を必要とするため、その信用と流通性を高めるために、文言性・無因性・人的抗弁の切断という性格が与えられており、手形訴訟は、このような手形上の金銭債権について、簡易・迅速に債務名義を取得することを目的として用意された制度である(71)。しかし、本来手形訴訟は、慎重な審理を必要とする事案であるが、時期を失することに配慮し応急措置として認められた裁判であることから、異議後の審理及び裁判は、三審制を原則とする通常の手続によることになる。

一方、少額訴訟は、本人訴訟を想定し、市民の少額の金銭請求を目的とする紛争を、訴額に見合った費用負担で簡易、迅速に解決することを目的として創設されたことから、少額訴訟によって1回の期日で審理を完了して判決に至ったとしても、異議審の審理及び裁判に時間がかかり、紛争の最終的な解決までに相当の時間と費用を要したのでは、少額訴訟創設の趣旨が損なわれることになる。異議審は、通常の手続による審理及び裁判としても争点を早期に確定し、争点に焦点を絞った集中的証拠調べを効率的に実施し、あくまでも少額の金銭支払請求事件であることに配慮した、迅速な審理が求められることには変わりはない(「少額訴訟手続関係資料」前掲注(25)117頁)。

少額訴訟の異議後の審理及び裁判は、特則の一期日審理の原則(法370条)、証拠調べの制限(法371条)の適用はなくなり、そのため証拠調べの即時性も必要なく、文書提出命令(法223条1項)、呼出証人の取調べ、裁判所外で行う検証等も可能となり、期日の続行も許される等通常の手続による審理となる。しかし、少額訴訟の簡易かつ迅速で市民に利用しやすい手続との観点から、異議審の審理においても特則のうち反訴の禁止(法369条)、証人等の尋問順序(法372条2項)、支払猶予等の判決(法375条)の各規定は準用(法379条2項)し、あくまでも市民間の少額の金銭紛争を、

少額訴訟の創設趣旨にそった審理及び裁判による解決を目指すことには変わりがない。そのため異議審の終局判決に対しては控訴を禁止し（法380条1項）、憲法違反を理由とする最高裁判所への特別上告を除き、不服の申立てはできない（法380条2項）など、原則一審（簡易裁判所）限りの特別な審理及び裁判となる。しかしこれに対しては、仲裁説からは国民の裁判を受ける権利（憲法32条）との関係が、訴訟説では説明ができないと問題視するが、その相当性については既に述べた（前記本論文30頁）とおりである。

(2) 終局類型の分類

少額訴訟は、憲法違反を理由とする最高裁判所への特別上告（法327条）を除き、控訴が禁止されている（法380条1項）ので、原則として異議審が最終審理となる一審限りの裁判である。したがって当事者に対し、十分な攻撃防御の機会を与えるなどの配慮が必要で、とりわけ法律知識が十分でなく訴訟手続に慣れない当事者が、証拠等の提出を失念したまま審理を終了するようなことはあってはならない。具体的審理では、異議申立事件につき以下のような終局類型を予測した、訴訟運営を行うことが必要である。

（「少額訴訟の審理方法に関する研究」前掲注(24)137頁）

① 再審理型事件

少額訴訟での事実認定や証拠評価に不満があるとして、異議申立てがされた場合。

この場合は、既に少額訴訟で訴訟資料及び証拠資料が提出されているので、改めて当事者から資料等の提出はないから、裁判官は従前の裁判資料に基づいて、審理及び裁判をすれば足りる。従って、異議審においては、1回の期日の審理で終局することが可能な事件である。

② 追加審理型事件

新たな攻撃防御方法を提出し、追加審理を求めて異議申立てがされた場合。

この場合の当事者は、証拠調べの制限のため取調べができなかった証拠とか、異議審で新たな主張及びそれに関する証拠等の提出等を予定している場合、また、被告が少額訴訟の口頭弁論期日に欠席したため、攻撃防御方法の提出ができなかった場合の不服申立てであるから、異議審で追加の証拠調べ等の審理を必要とする事件である。

③ 和解型事件

単に、分割払等の和解を希望し、異議申立てをしたにすぎない場合。

この場合は、異議審において和解を勧めるのが相当な事件である。異議審においてこうした事件で和解が成立した場合は、すでに存在している少額訴訟判決の仮執行宣言に基づく強制執行はしない旨の和解文言を入れることに注意が必要である。

(3) 訴えの変更等

異議審の審理において、訴えの変更(法143条)をなし得るかについては、一般的には否定的である。異議審においても少額訴訟の簡易かつ迅速な審理の必要性は、生命線でありこれが維持されることが大切である。反訴を認めないのもこの点にあり、認めると請求が複数になりその分、争点も複雑化することから簡易・迅速性の阻害要因となりかねないからである。この状況は訴えの追加的変更についても妥当すると考えられる。

請求の拡張について、訴額60万円以下の金銭請求事件(法368条1項)に限って、少額訴訟の利用が許されているのであるから、異議審においても、少額訴訟の訴額の上限を超える拡張は許されない。訴額60万円を超えない訴えの変更であっても、請求の拡張に当たる場合は、被告には拡張部分について異議前の少額訴訟の審理を受ける利益があり、被告が同意しない限り許されないと解する。

訴えの交換的変更は、請求自体は複数にはならないが(請求の基礎に変更がない限り「法143条1項」との制限がある)、異議審で全く新しい請求につき審理・判断することになり、異議審の審理の対象は、少額訴訟における原告の請求の当否であることとの整合性から問題である。また、少額訴訟において提出された裁判資料が、機能的に活用できるかについても疑問であり、審理の効率性から簡易・迅速な審理といえるかについても問題であり、認めることには消極的である。72)

(4) 事前準備

裁判所は、異議申立てをした当事者から不服の具体的内容を聴取し、異議理由から上記(2)の終局類型を予測した審理計画を立てることが異議審では重要である。そこで重要な役割を果たすのが、裁判所書記官による異議当事者からの事情聴取である。異議申立ての段階では異議理由を明らかにすることは求めているから、異議理由の記載のない申立てが多数である。こうした異議申立事件を適切かつ効率的に処理するために、裁判所としては異議理由を把握することが必要で、早期に当事者から異議理由を聴取することになる。そして、聴取結果から上記終局類型を予測した分類を行ったうえで、それぞれに対応した準備と審理時間を予定した審理計画を立てることが重要になる。73)

(5) 審理のあり方

① 再審理型事件

異議理由として、事実認定や証拠評価についての誤りや批判を主張している場合の審理は、従前の裁判資料に基づき判断することになる。この類型では、当事者本人尋問は原則必要ではないが、少額訴訟は、訴訟経験や法律知識が十分でない一般市民を対象としていることから、弁論で陳述の機会を十分に与えることに配慮した審理が大切である。

また、改めて司法委員を活用して異議理由等につき聴取することも有効で、その結果、和解が成立するケースもあり、原則にこだわらない柔軟な対応が必要である。

② 追加審理型事件

この類型の場合は、期日において当事者から新たな攻撃防御方法が提出されるので、裁判官は積極的に釈明等を行い早期に主張（争点）及び証拠を整理し、その争点に絞った証拠調べ等を集中的、効率的に実施し、なるべく1回の期日で審理を終了させるような審理運営が必要である。

欠席判決の場合、裁判所は、異議審で始めて実質的審理を行うことになるが、少額訴訟の趣旨に沿った審理を行うことが重要で、最初の期日において、双方の主張及び証拠を整理して争点を確定し、その期日に争点に絞った証拠調べを実施し1回の期日で審理を終了することを目指した迅速な対応が必要である。（「少額訴訟の審理方法に関する研究」前掲注(24) 145頁）

4 異議審の判決と不利益変更禁止の原則

異議審の判決は、少額訴訟での訴訟資料、証拠資料と異議審における訴訟資料、証拠資料のすべてを斟酌して、改めて裁判官は、原告請求の当否につき実体判断をし、本案判決をすることになる。したがって、異議申立てをした者にとり少額訴訟判決より更に不利益な判断となることもあり、異議審においては、不利益変更禁止の原則の適用はないと解されている。（徳岡治 前掲注(71) 603頁 手形訴訟の異議申立ての性質につき「通説」とする。）したがって、異議申立てをした当事者には、自己に不利益に少額訴訟判決が変更される危険がある一方、異議申立てをしなかった当事者にも自己に利益に少額訴訟判決が変更される可能性が生じることになる。

そこで、少額訴訟判決として分割払等の判決の言渡しを受けた被告が、請求権の不存在等を理由に異議申立てをした場合でも、異議審で裁判官は、被告に対し、即時全額の支払を命ずる判決の言渡しをすることができるか、また、そこに現れた事情に基づいて改めて分割払等の判決の言渡しをすることもできるかの問題がある。分割払等の定めをする必要性の認定及び具体的な分割払等の定めの内容の判断については、一定の範囲内で裁判官の裁量に委ねられていること（法379条2項、同375条）、原告は、支払猶予等の判決もあることを了解のうえで少額訴訟を任意に選択し（通常訴訟とは競合的關係）、被告もこれに対し通常移行の申述（法373条1項）をしていないこと、分割払等の内容によってはいずれが利益か不利益かが、判定不能の場合があることなどからすると、当事者のいずれの異議申立てによるかにかかわらず、異議審の判決における分割

払等の定めは、不利益変更禁止の原則の問題は妥当しないと考える。

分割払等を定めた少額訴訟判決を受けた被告から、適法な異議の申立てがあった場合であっても、請求認容判決をする場合に、必要があると認めるときは、被告に対し、即時全額の支払を命じる判決を言渡すこともできる（「少額訴訟の審理方法に関する研究」前掲注(24) 150頁）、「少額訴訟手続関係資料」前掲注(25) 125頁）。

5 異議審の判決

(1) 判決の形式

異議が不適法で、その不備を補正することができないときは、異議申立ては却下される（法378条2項，同359条）。異議審の判決は、原則として、判決書の原本に基づいて言渡しをすることになる（法252条）。被告は、原告の主張する請求原因事実を争わず抗弁等何らの防御方法を提出しない場合には、調書判決の方法で判決の言渡しをすることができる（法254条1項，2項）。判決書は、必要的記載事項（法253条1項，2項）に従って作成することが必要であるが、簡易裁判所では、法280条により判決書の簡略化が認められているので簡略判決書の作成で足りる。

異議審の判決書又は判決書に代わる調書には、「少額異議判決」と表示しなければならず（規則231条1項），事実及び理由の記載は、少額訴訟の判決書又は判決書に代わる調書を引用することができる（規則231条2項，同219条）。

少額異議判決をする場合、すでに少額訴訟判決が存在するので、これを前提にする必要がある。少額異議判決については、手形訴訟の異議判決の場合と同様であることから、手形判決に対する異議後の判決の規定が準用されている（法379条2項，同362条，同363条）。

(2) 少額異議判決

① 少額訴訟判決の認可(下記主文例1)

異議が適法な場合の異議審の判決は、既に少額訴訟判決（債務名義）の存在することが前提となる。よって、異議後の判決が少額訴訟判決と符合するときは、少額訴訟判決を認可することとなる（法379条2項，同362条1項，）。これは、審判の対象は原告の請求の当否であるが、既に存在する少額訴訟判決（債務名義）と内容的に重複する債務名義を避けるためである。

② 少額訴訟判決の取り消し（下記主文例2－①，②）

一方、異議審の判決が少額訴訟判決と符合しないときは、少額訴訟判決を取り消したうえで、改めて原告の請求を棄却する（法379条2項，同362条2項 下記主文例

2-①)。さらに、請求を認容すべきときは、まず、少額訴訟判決を取り消したうえで、請求を認容する（下記主文例2-②）。

③ 少額訴訟判決の一部認可、一部取り消し（下記主文例3）

異議審における審理の結果、少額訴訟判決を一部認容する場合には、排斥部分につき請求を棄却し、認容部分については新たに一括払又は支払猶予・分割払等の裁量をすることが可能である。

④ 仮執行宣言に基づく給付につき原状回復の申立てがある場合（下記主文例4）

異議審に継続中に、原告は少額訴訟判決（仮執行宣言付認容判決）に基づく強制執行により金銭給付を得ている場合、被告から取得した金銭の返還を求める申立て（法260条2項）があり、少額異議判決で被告主張が認められ、少額訴訟判決を取り消し、請求を棄却して原告の取得分の支払を命じる場合。

⑤ 少額訴訟判決（分割払）の請求を一部棄却する場合（下記主文例5）

下記主文例5の少額訴訟判決（分割払判決）につき、原告の請求につき元金20万円及びこれに対する遅延損害金請求の範囲で認容し（一部認容）、同じく分割払判決をする場合

ただし、分割支払開始期日を変更する。（不利益変更禁止の原則との関係前記4）

(3) 少額異議判決主文記載例74)

(主文例1)

一 原告と被告間の〇〇簡易裁判所平成〇〇年(少コ)第〇〇号貸金請求事件について、同裁判所が平成〇〇年〇月〇日に言渡した少額訴訟判決を認可する。

二 異議申立後の訴訟費用は、被告の負担とする。

(主文例2)

① 請求認容の少額訴訟判決を取り消す場合

一 原告と被告間の〇〇簡易裁判所平成〇〇年(少コ)第〇〇号貸金請求事件について、同裁判所が平成〇〇年〇月〇日に言渡した少額訴訟判決を取り消す。

二 原告の請求を棄却する。

三 訴訟費用は、原告の負担とする。

② 請求棄却の少額訴訟判決を取り消す場合

一 原告と被告間の〇〇簡易裁判所平成〇〇年(少コ)第〇〇号貸金請求事件について、同裁判所が平成〇〇年〇月〇日に言渡した少額訴訟判決を取り消す。

二 被告は原告に対し、金〇〇円及びこれに対する平成〇〇年〇月〇日から支払済みま

で年5分の割合による金員を支払え。

三 訴訟費用は、被告の負担とする。

(主文例3)

一 原告と被告間の〇〇簡易裁判所平成〇〇年(少コ)第〇〇号貸金請求事件について、同裁判所が平成〇〇年〇月〇日に言渡した少額訴訟判決を次のとおり変更する。

二 被告は原告に対し、金〇〇円及びこれに対する平成〇〇年〇月〇日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

三 原告のその余の請求を棄却する。

四 訴訟費用は、〇分しその〇を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

(主文例4)

一 原告と被告間の〇〇簡易裁判所平成〇〇年(少コ)第〇〇号貸金請求事件について、同裁判所が平成〇〇年〇月〇日に言渡した少額訴訟判決を取り消す

二 原告の請求を棄却する。

三 原告は被告に対し、金〇〇円を支払え。

四 訴訟費用は、原告の負担とする。

(主文例5)

一 原告と被告間の〇〇簡易裁判所平成30年(小コ)第〇〇号貸金請求事件について同裁判所が平成30年〇月〇日に言渡した少額訴訟判決を、次のとおり変更する。

1 被告は原告に対し、元金20万円及びこれに対する平成30年1月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払う義務があることを確認する。

2 被告は原告に対し、上記金員のうち元金20万円及びこれに対する平成30年1月1日から同月31日までの遅延損害金849円(合計金20万0849円)を次のとおり分割して支払え。

(一) 平成30年8月から同31年1月まで毎月末日限り金3万円

(二) 同31年2月末日限り金2万0849円

3 被告が2の分割金の支払を金6万円以上怠ることなく完済したときは、その余の1の支払義務を免除する。

4 被告が2の分割金の支払を怠り、その額の合計が6万円に達したときは、被告は原告に対し、1の金員(ただし、2による既払金があるときは、それを控除した残金)を支払え。

二 原告のその余の請求を棄却する。

三 訴訟費用は、これを三分し、その一を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

(主文例5に対応する少額訴訟判決・分割払判決)

(なお、この事例では、訴え提起は平成30年1月31日、同年5月は少額訴訟判決の言渡し後に到来する期日であり、同年8月は、少額異議判決の言渡し後に到来する期日であることを前提とする。)

少額訴訟判決(主文)

一 被告は原告に対し、貸金元金30万円及びこれに対する平成30年1月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払う義務があることを確認する。

二 被告は原告に対し、前項の金員のうち、元金30万円及びこれに対する平成30年1月1日から同月31までの遅延損害金1273円(合計30万1237円)をつぎのとおり分割して支払え。

1 平成30年5月から同31年1月まで毎月末日限り金3万円ずつ

2 平成31年2月末日限り3万1273円

三 被告が前項の分割金の支払を金6万円以上怠ることなく完済したときは、その余の第一項の支払義務を免除する。

四 被告が第二項の分割金の支払を怠り、その額が合計金6万円に達したときは、被告は原告に対し、第一項の金員(ただし、第二項による既払金があるときは、それを控除した残金)を支払え。

五 訴訟費用は被告の負担とする。

六 この判決は、第二項及び第四項に限り、仮に執行することができる。

6 まとめ

少額訴訟判決に対し、当事者から適法な異議申立てがあったときは、審判の対象は原告請求の当否となり、訴訟は口頭弁論終結前の程度に復し、同一の裁判所で通常の手続による審理及び裁判となる(法379条1項)。したがって、少額訴訟での弁論内容や証拠調べの結果は、そのまま異議審の訴訟資料、証拠資料となり、当事者双方は従来の主張、立証を踏まえ、新たな主張、立証を展開することになる。

異議申立ては、一期日審理の原則(法370条)及び証拠調べの制限(法371条)等のある略式の手続による審理に基づいて判断された原告の請求の当否について、通常の手続による再審理及び裁判を求めるものである。したがって、異議後の審判の対象は異議の当否ではなく、訴えとして提起されている原告の請求の当否である。異議審は、改めて原告の請求の当否につき、通常の手続により審理及び裁判をすることになる(法37

9条1項) ので、特則の一期日審理の原則(法370条)、証拠調べの制限(法371条)等の適用はない。しかし、異議審においても、少額訴訟の分かりやすい迅速な裁判の必要性については変わることはないから、異議後の審理においても、反訴は提起することはできないこと(法379条2項, 同369条)、証人・当事者尋問での尋問順序も裁判官が相当と認める順序でおこなうこと(法379条2項, 同372条2項)、また、支払猶予等の判決も可能であること(法379条2項, 同375条)は、異議前の少額訴訟と同じである。

特に、審理で注意をすべきことは、民事訴訟法の通常の手続では、裁判長の許可があったときは、証拠調べでの証人、当事者本人の陳述を録音テープ等に記録し、これを調書の記載に代えることができる(規則68条1項)。この場合は、調書に代わる録音テープ等が、訴訟記録の一部として証拠資料となる。

これに対し、簡易裁判所では簡裁特則により、通常の手続では証人、当事者本人の陳述を調書に記載するのを省略(規則170条)、少額訴訟では、調書記載を不要(規則227条)とすることから、いずれの審理による場合も、録音テープ等は、調書記載に代わるものではないので訴訟記録の一部とはならない。そのため、少額訴訟の異議審を、少額訴訟とは異なる裁判官が担当した場合、証人の陳述を記録した録音テープ等は、訴訟記録の一部ではないからその取扱いが問題となる。理論的には弁論の更新によって、証人の陳述も異議審の証拠資料となると考えられるが、少額訴訟は、証人等の陳述を調書への記載を不要とするため、訴訟記録の一部としては存在していないから異議審を引き継いだ裁判官は、証人の陳述内容を知ることができない。必要があれば、当事者からの証人の申出により再尋問(法249条3項)することになるが、本人訴訟を想定した少額訴訟では、当事者に対し、こうした適切な訴訟対応を期待することは困難である。

少額訴訟では、裁判官の命令又は当事者の申出あるときは、裁判所書記官は証人の陳述を録音テープ等に記録しなければならない(本人の陳述は除外, 規則227条2項)ので、この録音テープ等が存在する場合の取扱いが問題となる。少額訴訟における証人の陳述を記録した録音テープ等は、当事者が複製の申出をし、それを反訳し書証または複製物を準文書として提出する等、当事者の裁判上の利用に供するためのものである。しかし、少額訴訟は、簡易な手続で訴額に見合う負担による迅速な解決を必要とする手続で、当事者に適切な訴訟対応を期待できないときは、裁判官の積極的対応を必要とする。録音テープ等は、裁判官が直接聴くことを想定したものではないが、弁論の更新により、形式的には証人の陳述結果も、異議審の証拠資料となっていることからすると、少額訴訟を市民に身近な利用しやすく、分かりやすい司法インフラとするためには、当

事者に適切な訴訟対応が期待できないときは、裁判所の積極的対応が必要であり、裁判官は、事実上録音テープ等を聴くことで心証形成することについては許されると考える。

また、少額訴訟判決に対し、異議申立てがあったときは、異議審の審理は通常の手続によることになるが、少額訴訟は、当事者が少額の金銭紛争を訴額に見合う費用負担で簡易、迅速かつ効果的な解決を図ることを目的として創設されたことから、少額訴訟で1回の期日で審理を完了し判決に至ったとしても、異議審の審理に時間を要し、紛争の最終的解決までに相当の時間と費用を要したのでは、少額訴訟の制度趣旨が損なわれることになる。異議審の審理は通常の手続であるとしても、複雑困難でない少額の金銭紛争を対象としていることに配慮し、少額訴訟創設の趣旨を尊重した迅速な審理を必要とすることに変わりはない。

しかし少額訴訟は、原則として異議審が最終審理となる一審（簡易裁判所）限りの裁判であるから、裁判官は当事者に対し、十分な攻撃防御の機会を与えることが必要で、当事者の法律知識や訴訟経験の不足から、証拠等の提出を失念したまま審理を終了することのないように配慮した審理が必要である。

(注)

68 立脇一美「少額訴訟判決に対する異議後の審理及び判決」『新・裁判実務大系26』前掲注(1)130頁

69 最高裁判所事務総局民事局監修『条解民事訴訟規則』司法協会150頁, 356頁, 468頁

(証人等の陳述の録音テープ等への記録)

規則68条1項の規定により録音テープ等をもって調書の記載に代えた場合には、当該録音テープ等自体が訴訟記録の一部となる。これは、法182条により集中証拠調べが原則となったことから、裁判所も当事者も判決書の作成や次回期日の準備のためなどに、証人等の陳述の記載された調書等を使用する必要性が乏しいことや、証人調書等の作成に要する時間が審理の進行に与える影響等を考慮してのものである。録音テープ等をもって調書に代えた場合においても、当初の予想に反して、訴訟が完結するまでの間に、上訴の準備等で証人等の陳述を記載した書面を必要とするとして、当事者から申出のあった場合等には、原則どおり証人等の陳述を記載した書面を作成しなければならないことになる(規則68条2項)。このように録音テープ等をもって調書の記載に代えた場合には、録音テープ等が確定的に訴訟記録となり、本規則2項により作成される証人等の陳述を記録した書面は、当該録音テープ等の内容を理解する際の参考資料的な性質を有するにとどまる。

これに対し、簡易裁判所は簡裁特則により、通常の手続では裁判官の許可を得て証人等の陳述の結果の記載を省略することができ（規則170条1項）、また、少額訴訟では証人等の陳述を記載することは不要（規則227条1項）としている。したがって、各規則2項の規定により、当事者の申出等により作成した証人等の陳述を記録した録音テープ等については、簡易裁判所の通常の手続では結果の記載を省略、少額訴訟では作成を不要とする（いずれも記録は作成しないことが前提）関係から、訴訟記録ではない点において、通常の手続における規則68条の記録に代えて作成するのとは異なる。

簡易裁判所の通常の手続においては、口頭弁論調書は期日ごとに作成するが、証人等の陳述については、規則170条1項により裁判官の許可でその記載を省略することができ、少額訴訟における証人等の陳述については、規則227条1項により、調書への記載が不要である。これは簡易裁判所の通常の手続では、通常1、2回の期日で審理を終結する簡易な事件が多く、その判決に対する控訴率も低いことから、証人等の陳述の結果を調書に記載する必要性は地方裁判所に比べ低いからである。したがって、規則170条2項の録音テープ等への記録は、「当事者の裁判上の利用に供するため」であり、具体的には当事者が上訴審や関連事件において録音テープ等の複製物から録音等の内容を反訳して、書証として使用することを予定したものである。

一方少額訴訟は、原則として1回の期日で審理を完了し（法370条1項）、口頭弁論終結後、直ちに判決の言渡しをする（法374条1項）ことから、当事者も裁判所も審理を行う上で、証人等の尋問調書を閲覧しその内容を確認する必要がないことから調書への記載を必要としないこととした（規則227条1項）。しかし、少額訴訟判決に対しては異議の申立てをすることができ（法378条）、この異議段階で、当事者本人が訴訟代理人に訴訟を委任することもあり、そうした場合に備えて、規則227条2項で裁判官の命令又は当事者の申出があるときは、裁判所書記官は証人の陳述を録音テープ等に記録（当事者本人の陳述は記録から除外）し、当事者の申し出があるときは、当該テープ等の複製を許可することになる。したがって、証人の陳述を記録した録音テープ等は、当事者が録音テープ等の複製物から作成した反訳書を書証として異議審の簡易裁判所に提出するなど、当事者の裁判上の利用に供するためのものであり、録音テープ等は訴訟記録の一部になるものではない。そのため、異議審で異なる裁判官が審理を担当した場合に、この録音テープ等は訴訟記録ではないため、当事者がこれを反訳して書証等として法廷に提出しない場合の取扱いが問題となる。

70 「少額訴訟手続関係資料」前掲注(25)120頁

71 高田裕成ほか編『注釈民事訴訟法』第5編「手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則」

(有斐閣コンメンタール第5巻, 2015) 559頁 [杉山悦子]

72 立脇一美 前掲注(68) 131頁

『コンメンタール民事訴訟法VⅡ』前掲注(19) 250頁

73 「少額訴訟の審理方法に関する研究」前掲注(24) 137頁

74 前掲注(24) 149頁, 前掲注(25) 127頁, 前掲注(68) 138頁

第6 裁判官育成の必要性

少額訴訟は, 一般市民が複雑困難でない少額の金銭紛争を, 紛争額に見合った経済的負担で, 迅速かつ効果的な解決を図ることのできる, 利用しやすく, 分かりやすい裁判手続として創設されたこと, そして, 本人訴訟を想定した手続であり, 裁判官は, 当事者の理解に配慮した分かりやすい迅速な審理が求められること, また, これまでの実務では, あまり議論されてこなかった少額訴訟の法的性質論(前記本論文28頁)等につき考えてきた。少額訴訟は, 訴訟経験や法的知識の少ない一般市民が当事者となり裁判をすること(本人訴訟)を想定した手続であることから, 受付相談, 訴提起, 事前準備, 期日前の手続教示そして審理, 判決, その後の強制執行手続に至る全ての段階で, 当事者の理解に配慮した裁判所の後見的関与を必要とする。こうしたことから, 実務においても法的性質論に対する理解は, 裁判所に求められる積極的対応や具体的手続内容を考慮するうえで参考となり意味があると考えられる。

改めて本論文をとおり, 本人訴訟における裁判所の対応, 特に, 本人訴訟を想定した少額訴訟での裁判官の対応の重要性を再認識する結果となった。過去の簡易裁判所が, 少額裁判所となり得なかった理由として三ヶ月章教授が指摘した3点(前記本論文8頁)のうち, 第1の「伝統の空白と構想力の不足」, 第3の「手続面での配慮不足」については, 平成10年施行の民事訴訟法(平成8年法律第109号)に少額訴訟が創設され, 略式の手続としての法的手当がされたことで一定の目処がつくことになった。問題は, 第2の「主体面での配慮不足」, つまり, 少額訴訟を成功させるためには, 「担当する裁判官の指導育成制度を整えることが必要」とする点である。棚瀬孝雄教授も少額の本人訴訟では, 高い資質を持った裁判官の確保が前提となることを指摘する(『本人訴訟の研究』前掲注(6) 131頁)。過去の簡易裁判所の反省からも, 少額訴訟を審理する裁判官の育成とサポートに向けた取り組みが大切である。

民事訴訟法は, 少額訴訟に関する特則(第六編)を, 簡易裁判所の通常の手続に関する特則(第二編第七章)の特則として規定し, 少額訴訟は簡易裁判所の裁判官(簡易裁判所判事)が通常の手続と共に審理を担当することになる。簡易裁判所判事は, 判事や

判事補，検察官，弁護士（但し，3年以上の実務経験必要）等の法曹有資格者と，これ以外に多年司法事務に携わり，必要な学識経験のある者から選考により任命された者（以下「特任裁判官」という。）とからなっている（裁判所法44条，45条）。実際は，特任裁判官が簡易裁判所判事の大多数を占め，その新任時の育成研鑽は，民事訴訟では職務の重要部分を占める，通常の手続による審理を習得することを中心としたカリキュラム（前記本論文10頁）となっている。

また，簡易裁判所判事の研究会や勉強会では，司法研修所教官や地方裁判所部総括裁判官が講師となることが多く，こうした傾向から簡易裁判所の裁判官の審理対応は，地方裁判所の通常の手続をモデルとした民事訴訟の基本原則や控訴審，弁護士の関与を想定した慎重なものとなり，略式の手続である少額訴訟の審理においても通常の手続を基盤とする審理に近づけようとする傾向がある。本人訴訟を想定した少額訴訟は，当事者に対し，地方裁判所における通常の手続における審理のように，弁護士の関与を前提とした訴訟手続や法的観点を意識した訴訟活動を期待することは困難であり，ここでは裁判官の適切な釈明等による積極的訴訟関与が重要となる。少額訴訟における裁判官に期待される役割は，裁判官であり同時に原告の，そしてまた被告の各代理人として，公平性・中立性に配慮しながら一人三役を適切に使い分けることが必要で，地方裁判所における通常の手続による審理とはかなり異なったものとなる。簡易裁判所において，通常の手続と少額訴訟の担当裁判官の資格等が完全に分離されていれば，それほど問題にはならないが，一人の裁判官が通常の手続と少額訴訟を担当したときは，異なる二つの訴訟でこうした役割を使い分けることが必要で，これは裁判官に対しかなりの心理的負担と緊張を生じさせることになる。

少額訴訟を担当する裁判官の態度として，三つの類型があるといわれている。第1は，自己の職務の大半を占める通常の手続における訴訟指揮にならって受動的な態度をとる場合，第2は，第1とは反対に，積極的な訴訟指揮を行う裁判官（少額訴訟で望まれる裁判官），第3は，一方で，当事者から訴訟資料および証拠資料を引き出すよう能動的な訴訟指揮を行い，他方では，資料の提出が当事者の自主的な行為として行われるよう配慮するという関与形態（理想的裁判官）である。実際には，第1の類型に属する裁判官が多いといわれるそうした中，少額訴訟では簡易裁判所の通常の手続と同様に，あるいはそれ以上に良質の裁判官の育成が求められることになる。（伊藤眞「少額裁判手続の比較法的研究」前掲注(6)19頁）

少額訴訟事件の増減は，当時の社会情勢に影響されることが大きく，多少の事件の増減に敏感に反応する必要がないと考える。たとえば，平成18年4月1日施行の労働審

判法により、地方裁判所に労働審判制度がスタートしたことで、簡易裁判所での未払賃金・解雇予告手当金請求事件が減少し、また、少額訴訟の大きな地位を占めていた敷金返還請求事件について、同23年3月24日最高裁判所第1小法廷判決（民集65巻2号903頁）、同年7月12日同第3小法廷判決（判例タイムズ1356号81頁）により、争点となっていた居住用建物の賃貸借契約に付されていた、敷引特約と消費者契約法10条の関係で、敷引特約が無効となる場合の判断基準が整理されたことで、事件は大きく減少することになった。このように立法による手当て、最高裁判所判決による争点に対する判断基準の整理、あるいは各種ADRの整備、交通損害賠償保険における弁護士特約の普及から弁護士受任事件の増加等が、少額訴訟事件の増減に影響を与えることになる。しかし、創設以来今日（平成30年）に至るまでの少額訴訟事件数の推移の現状を見ると、同30年度は、同17年のピーク時の4割程度にまで減少していること、特に、同17年以降は引き続き減少傾向にあり、これに歯止めがかからず、ついに少額訴訟創設時の同10年の事件数に近い数字にまで減少してきていることは、同16年から訴額の上限が引上げられたことを考慮に入れると、深刻に受け止める必要がある。

少額訴訟も創設から20年が経過し、改めて、過去の簡易裁判所の歩みの反省から、旧民事訴訟法下で簡裁特則を活用し、創設趣旨でもあった少額裁判所として、市民型事件の処理に取り組み、そのノウ・ハウをその後創設された少額訴訟の審理に活用するなど、今日の少額訴訟に対する審理の基礎を築いた、創設当時の簡易裁判所裁判官の気概や取り組みに学ぶ必要がある。当時の裁判官も、通常の手続と少額訴訟の双方の審理を担当し、その中であつても少額訴訟に対する審理について大きな成果を残すことができたのは、ミニ地裁（前記本論文7頁）といわれた過去の反省から、簡易裁判所に対し、「何が期待され」、「何が求められ」、それに対し、「何をなすべきか」を確りと議論し、その結果を裁判所（裁判官）の共通認識として共有し、これを少額訴訟の審理に活用し実践してきたことにある。改めて、少額訴訟創設当時の取り組みや審理対応等が、後の世代に引き継がれているかにつき、今一度検証してみる必要がある。

少額訴訟の創設後、今日に至るまでには、裁判所、特に裁判官の世代交代が進み、現在では、少額訴訟創設に至る過程での議論や、市民型事件の迅速な処理に向けた取り組みを経験し、当時を知る裁判官は少数派となっている。簡易裁判所の裁判官は、民事訴訟では事件処理の多数を占める、基本となる通常の手続による審理の習得に重きを置く傾向があり、少額訴訟の審理においても通常の手続を基盤とする、当事者主義や弁論主義等の民事訴訟の基本原則に厳しい審理対応をする傾向がある。改めて、少額訴訟の創設に向けた当時の議論や市民型事件への取り組みを参考に、本人訴訟に対する当事者の

理解と納得に配慮した分かりやすい対応につき、改めて創設時の原点に立ち返り検討することが重要であり必要と考える。

重要となるのは、簡易裁判所に期待される役割、特に、少額訴訟に期待される裁判官の対応についての共通認識である。少額訴訟の成否は、裁判所、特に裁判官が審理において、どのような心構えで行動し対応したかが重要で、当事者に対し、少額訴訟は訴額に見合う時間と費用負担により、迅速かつ効果的に権利の実現が図れる、本人で出来る利用しやすく、分かりやすい裁判手続であることを実感させる審理が必要である。裁判官は、少額訴訟として相応しい適切な事件選択と、審理は当事者に理解の得やすい一体型審理を原則として、当事者の党派的弁論を尊重し、これをかみ合った活力あるものに誘導したうえで、双方の言い分を確りと受け止め、これを法的観点から整理し、基盤となる弁論規範を当事者と共有したうえで、更に争点を絞り込み、その解明に向け証拠調べ（証拠方法としての双方当事者本人尋問）を実施し、最後に争点に対する判断を簡潔に示すとする、分かりやすい普段着の対話を心掛けた手続運営が求められる。そして、常にこうした審理を実践しながら、利用者である当事者（一般市民）の理解と納得に配慮するなどの問題意識を持ち、当事者に対し裁判官との間で、十分な対話が出来たと実感させる普段着の審理を心掛けることが必要である。裁判官は、常にこうした審理が出来ているかを確りと検証し、反省点や問題点等を裁判所(裁判官)の共通認識とし、更に、分かりやすい審理を目指し取り組むことが重要である。裁判所は、こうした当事者の理解に配慮した普段着の訴訟運営や、これに対する問題認識を共有する裁判官の育成に向けた体制を整備していくことが、三ヶ月教授や棚瀬教授の指摘する「良質な裁判官の確保」に役立てていくことになる。

裁判官は、分かりやすい迅速な審理を行っていくためには積極的関与が必要であり、こうした関与の必要性を共通認識として共有していることが大切となる。そのうえで、常に柔軟な訴訟運営により、当事者の理解と納得に配慮しながら、法律用語はなるべく避け、分かりやすい言葉を利用するなど普段着の対話を心掛けて、少額訴訟は当事者で出来る裁判手続であることを実感させる審理を実践することが大切である。裁判所は、こうした審理対応を共有する裁判官の育成に向けた研鑽体制や、バックアップ体制を整備するなど、持続性のある裁判官育成制度を確立していくことが重要となり、こうした制度を確立することが、これまでにできてきたかが問われている。

第7 結語

私は、平成2年に簡易裁判所判事に任官し、その後平成27年に定年退官しました。

任官当時の簡易裁判所は、ミニ地裁と言われた時代で、その後平成5年頃からは非ミニ地裁に向けて、旧民事訴訟法下の簡裁特則を活用して少額裁判所としての市民型事件の処理に向けた取り組みを経験した。それまでの約40年間に及ぶミニ地裁としての五月雨的審理から、簡裁特則を活用して原則2回の期日で審理の終結を目指し、第1回期日に主張及び争点整理のうえ、第2回期日に争点に絞った集中証拠調べを実施（旧民事訴訟規則358条の2により、当事者に異議がないことを要件として、尋問調書は全て省略を原則とする。）のうえ終結し、そして、第3回期日に判決を言渡す。こうした審理は、これまでの簡易裁判所の常識を覆すもので、この経験が平成10年施行の民事訴訟法（平成8年法律第109号）に創設された少額訴訟における審理（一期日審理）へと繋がり、まさに簡易裁判所にとり激動の時代を裁判官として経験できたことが、その後の裁判官人生の大きな力となったことを、改めて楽しく思い出される。

少額訴訟は創設後、平成17年までは事件数も順調に増加し、市民間の少額の金銭請求を目的とする紛争解決のための司法インフラとして、市民生活の中で一定の理解を得て認知されたかにみえた。しかし、同17年をピークにその後は、今日に至るまで事件数の減少傾向に歯止めがかからない状況にあり、この事態は深刻に受け止めることが必要で、原因の究明に向けて、これまでの取り組みを確りと検証する必要がある。

一般市民にとり裁判所は、まだまだ敷居の高い特別の存在で、普段の生活では関わることのない日常生活とは無縁の空間であり、生涯一度も行ったことがないという人が多数の役所でもある。そんな中であって、高い敷居をまたいで簡易裁判所を訪れた一般市民に対し、最初に対応する裁判所書記官がどのような対応をしているかが重要で、このときの体験が口コミ等で市民社会に拡散することから、ここでの裁判所書記官の対応が事件数の増減や裁判所に対する評価に大きな影響を与えることになる。しかし、裁判所書記官は2、3年の単位で異動があり、その職務経験の内容も規模からして地方裁判所以上の裁判所を中心としたものとなっている。更に、簡易裁判所は、一般職及び管理職を含め新任の者を配置することが多く、特に管理職は地方裁判所での職務を長く経験している者を任命し配置する傾向にある。簡易裁判所は、市民自身が利用することを想定した利用しやすく、身近な裁判所として地方裁判所とは違った積極的対応を必要とする。特に少額訴訟は、本人訴訟を想定した手続で、受付相談、訴え提起そして審理、判決に至る全てにおいて、裁判所の積極的対応を必要とすることにつき、職員間で認識の共有が図れていることが重要である。形式的には受付相談では処理要領を、窓口には利用案内や定型訴状、書証一覧表等を備えるなどの対応がとられているが、現実には中立性・公平性等の美名の下で、弁護士の間与を想定した地方裁判所以上の裁判所に対するよう

な形式的対応になっていないかにつき、改めて検証する必要があると考える。

今日のような社会、経済などあらゆる面においてグローバル化の時代を迎え、価値観も一層多様化し、人の往来も国際化する中で、かつて地域、職域、親族集団等が持っていた域内での紛争処理能力に期待する時代は終わり、紛争の大小にかかわらず、法の支配による紛争解決が求められる時代に突入した。市民間に発生する少額の金銭請求を目的とする紛争を、迅速かつ効果的に解決するための利用しやすい裁判手続としての少額訴訟の必要性はますます増大し、市民に対する簡易裁判所の対応が重要となっている。

一方、簡易裁判所裁判官の果たす役割もまた大きく、どのような審理対応をするかが重要となってくる。少額訴訟における裁判官は、同じ平面であるラウンド法廷において法服を着用せず、法律用語はなるべく使用しないなど分かりやすい言葉で、市民と対等の立場で話しやすい普段着の雰囲気の中での対話を心掛けるなど、本人で出来る裁判手続であることを実感させる審理対応が求められる。

改めて、少額訴訟の創設に向けて平成9年4月21日に司法研修所で実施された、平成9年度少額訴訟実務研究会（第1回）における、小島武司教授の講演「少額訴訟制度の今後の在り方」（前掲注(9)79頁）を拝聴した一人として、その講演での小島教授の「最下位にして最高位の裁判所」という言葉が思い出される。少額訴訟を管轄する簡易裁判所は、第一審裁判所として最下位の裁判所であるが、市民自身が当事者として裁判及び裁判所を直接体感することのできる最も身近な裁判所である。特に、少額訴訟は87パーセントが本人訴訟である（前記本論文42頁）ことから、このときの訴訟体験は口コミ等で直ぐに伝わり、これが裁判所及び裁判官に対する評価に決定的な影響を与えることになり、その影響の大きさからすると、他に最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所とある裁判所の中で、簡易裁判所が「最高位の裁判所」であるという意味だと理解する。こうしたことから、本人訴訟を想定する少額訴訟を担当する簡易裁判所の裁判官としては、多数を占める本人訴訟に対する対応こそが大事で、ここでの態度、姿勢が裁判や裁判所、裁判官に対する評価に決定的影響を与えることを肝に銘じ、当事者の理解に配慮した利用しやすく、分かりやすい審理による対話を心掛けることが重要で、こうした対応を継続してできてきたかが問われることになる。

立法段階では、少額訴訟を担当する裁判官は、経験豊かなキャリア裁判官をとの意見が多数であった。しかし、これまでの少額訴訟の歩みをみると、通常の手続とは異なり略式の手続としての審理の独自性が求められる手続を、市民の理解と納得を得ながら利用しやすい裁判を実践するには、現在の選択は正しかったと考える。

ところが、簡易裁判所で多数を占める特任裁判官は、選考要件として一定の司法事務

経験を必要(裁判所法45条)とすることから、裁判官への任官は早くても40歳過ぎと任官年齢が高く、有資格裁判官に比べ在官年数が短いことから世代交代が早く進み、今では簡易裁判所の激動期を経験し、少額訴訟の創設時の取り組みを経験した裁判官は少数派となっている。簡易裁判所がこれまで培ってきた少額訴訟のスキル等をどのように後世に引継ぎ、更に利用しやすい裁判の実現に向けた議論を深め、その特性を理解したうえで市民の理解と納得に配慮した、利用しやすく、分かりやすい審理及び裁判を実践することのできる裁判官を、今後も持続して育成していけるかが問われることになる。

何よりも必要なことは、裁判官は当事者(市民)に対し、少額訴訟は本人で可能な利用しやすく、分かりやすい裁判手続であることを、柔軟な訴訟運営や裁判をとおして実感させることである。それには、受付相談に始まり、訴え提起、少額訴訟の審理、判決そして判決後の強制執行手続に至る全ての段階で、裁判所書記官及び裁判官による中立性、公平性に配慮した適切で分かりやすい積極的対応が重要となる。少額訴訟も創設以来20年が経過し、裁判所は、改めて利用しやすく、分かりやすい裁判手続であることを、当事者に実感させることに配慮した審理や、それに向けた取り組みや対応を、これまで継続して行ってきたかにつき、検証すべきであると考えます。

民事訴訟法は、民事訴訟に関する手続を、現在の社会の要請に適った適切なものとするとともに、市民に利用しやすく、分かりやすいものとするを目的として制定されたもので、この目的に即して手続全般にわたり多くの改正が行われた。その中には、一般市民が少額紛争を、その額に見合った経済的負担で、適性・迅速かつ効果的な解決を図ることを目的とした少額訴訟の創設あり、今回の民事訴訟法改正の主要な柱の一つとして、制定当初から注目されていた(『一問一答新民事訴訟法』前掲注(4)6頁)。

したがって、少額訴訟の成否は、今回の民事訴訟法改正の評価にも大きな影響を与えることになり、簡易裁判所は、少額訴訟を市民生活に最も身近な、少額の金銭紛争を解決するための市民にとり利用しやすく、分かりやすい司法インフラとして一般市民に認知されるように育てていくことが求められている。そのためには、裁判所書記官の受付相談等における対応や、裁判官の当事者の理解に配慮した、積極的対応による分かりやすい普段着の対話による審理が重要となる。簡易裁判所は、少額訴訟を相当とする事案は、訴額に見合った経済的負担で、迅速かつ効果的な紛争解決を図ることを目的とする少額訴訟の創設趣旨を尊重した積極的対応の必要性や、それに向けたこれまでの取り組みを検証し、更に、市民にとり利用しやすく、分かりやすい裁判手続とするために、これまでの取り組みやスキル等を後世に引き継いでいくための制度を整えて置くことが必要で、本論文がそのための参考となればと願っている。